

川崎市

行財政改革第2期プログラム

平成30(2018)年3月

はじめに

行財政改革は、私がめざす「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けた総合計画を着実に推進するための経営資源の確保や、その最適配分を行う「基盤づくり」の取組であり、これまで、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「川崎市行財政改革プログラム」のもと、改革に取り組んできたところです。

現在、日本の人口が減少する中、川崎市では人口増加が続いており、特に若い世代の方々に選ばれるなど、多くの魅力に彩られ、活気にあふれた都市として成長を続けています。こうした人口増加などに支えられ、市税収入は堅調に推移している一方で、社会保障や防災・減災対策、都市機能の充実などによる財政需要は増加しています。また、消費税率の引上げの延期や、ふるさと納税の拡大、法人市民税の国税化などの影響を強く受けており、都市部における財政需要に対応するための地方税財政制度上の措置が十分とはいえないことなどから、今後も大変厳しい財政状況が続く見通しとなっています。このような中でも、「安心のふるさとづくり (成熟)」と「力強い産業都市づくり (成長)」の調和を図りながら、当面の人口増加等に対応するとともに、少子高齢化の進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少による将来の人口構成の大きな変化を見据え、長期的な視点からの十分な備えをしていかなければなりません。

川崎市を取り巻く社会経済環境の変化に的確かつ迅速に対応し、行政としての役割を確実に果たすことで、より質の高い市民サービスを安定的に提供していくためには、時代認識を持ちながら改革を進めることが不可欠です。今、どのような社会に生きていて、将来、どのような未来が待ち受けているのかをしっかりと認識しながら、新たな発想で改善・改革を実践する職員の育成や、財源確保の取組を更に推進するとともに、それらを最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を生み出すための効率的・効果的な行財政運営に一層取り組んでいく必要があります。

この「川崎市行財政改革第 2 期プログラム」のもと、私をはじめ、全ての職員が、事務を効率的に執行できているか、また、サービスの規模の大小にかかわらず、コスト等に見合った事業効果が得られているか、市民ニーズにあった質の高いものとなっているかなどを絶えず問い続け、緊張感を持って、切れ目のない行財政改革を推進してまいります。あわせて、初心を忘れずに、私の市政運営の基本姿勢である「対話」と「現場主義」を実践し、「全ては市民のために」を基本に、市民の皆様とともにつくる「最幸のまち かわさき」の実現に向けて、全力で市政運営に取り組んでまいりますので、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川崎市長 **福田 紀彦**

目次

第1章	計画の策定趣旨・考え方	1
1	計画の策定趣旨	1
	(1) 行財政改革プログラムによる改革の推進	
	(2) 引き続く改革推進の必要性	
	(3) 行財政改革第2期プログラムの策定	
2	計画の目的と位置付け	3
3	基本理念	4
	(1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握	
	(2) 市民サービスの「質的改革」の推進	
	(3) 市役所内部の「質的改革」の推進	
	(4) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現	
4	改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）	5
5	計画期間	5
第2章	現状と課題	6
1	将来の人口減少への転換等を見据えた行財政運営の必要性	6
2	持続可能な財政運営の必要性	7
3	中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性	8
4	市民満足度の一層の向上の必要性	9
5	行政としての果たすべき役割を踏まえた体制づくりの必要性	10
6	改革意識を持った職員の育成の必要性	11
7	働き方・仕事の進め方改革の推進の必要性	12
第3章	改革の取組	13
	取組1「共に支える」	15
	取組2「再構築する」	37
	取組3「育て、チャレンジする」	94
第4章	今後の財政運営の基本的な考え方	112
1	現状認識	112
2	基本的な考え方	113
第5章	推進体制と取組評価	122
1	推進体制	122
2	取組評価	123
	参考資料	124
1	計画の策定経過	124
2	市民アンケート	126
3	川崎市「働き方についてのアンケート調査」	127
4	改革課題における指標一覧	133

1 計画の策定趣旨

(1) 行財政改革プログラムによる改革の推進

高齢化の更なる進展や経済のグローバル化など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。行政には、こうしたさまざまな環境の変化の中においても、安全・安心な市民の暮らしを支えるため、必要な市民サービスを確実に提供する責務があります。

本市では、これまで、平成28(2016)年3月に策定した「川崎市行財政改革プログラム」(以下「行財政改革プログラム」といいます。)に基づき、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するため、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行い、市民満足度の高い行財政運営の推進を図ることを目的とし、「市民ニーズと地域課題の的確な把握」、「市民サービスの「質的改革」の推進」、「市役所内部の「質的改革」の推進」、「効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現」を基本理念とする行財政改革を推進してきたところです。

(2) 引き続き改革推進の必要性

今後も、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確かつ迅速に対応していくためには、限りある財源や人材等を最大限に活用し、効率的・効果的なサービスの提供に努めていくことが不可欠であることから、引き続き、行政としての役割を確実に果たすことのできる体制づくりや、民間部門との役割分担も踏まえた組織の最適化に取り組むとともに、ICT¹の活用等による市民サービスの向上、事務事業の改善、財源確保策の強化などに取り組んでいく必要があります。

また、防災まちづくりや地域包括ケアシステム等の施策の更なる推進が必要となる中、市民自治の考え方に基づき、自助、互助、共助、公助のバランスのとれた市政を推進するためには、市民、事業者、行政などの社会を構成する各主体の役割分担を踏まえた協働・連携等の取組を更に推進し、各主体が共に支え合う地域づくりを一層進めていくことが必要です。

あわせて、市役所内部改革も重要であり、現場主義、対話主義の視点からの市民との積極的な情報共有のもと、市民に信頼される体制づくりや、市民サービスの向上に向けて、管理職のマネジメント力の強化等を図り、長時間勤務の是正、ICTの活用による業務効率化などの職員の働く環境の整備と意識改革や、女性活躍推進、障害者雇用の拡大、非常勤嘱託員等のあり方の検討などの多様な働き方を推進する働き方・仕事の進め方改革に取り組み、総合計画の推進を支える活力ある市役所を構築していくことが求められています。

¹ Information and Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年等の重要な節目なども意識し、総合計画 第 2 期実施計画と連携した取組を推進していくことも大切です。

(3) 行財政改革第 2 期プログラムの策定

これらを踏まえ、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸²のまち かわさき」の実現に向けて、市民に必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けることができるよう、市役所全体における「質的改革」を一層進め、持続可能な行財政基盤のもとでの「必要な施策・事業の着実な推進」に引き続き取り組むため、行財政改革プログラムの基本理念等を継承した「川崎市行財政改革第 2 期プログラム」を策定します。

同プログラムのもと、社会経済環境の変化の激しい時代にあっても、災害に強い、しなやかなまちづくりの推進や、誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみづくりの推進など、安全・安心な市民の暮らしを支える行政の役割をしっかりと担うため、必要な市役所組織の整備や職員の配置に取り組み、体制の強化を図ります。

また、地域の課題解決や市民サービスの一層の向上に向けた、多様な主体の参加と協働・連携、民間部門の活用、日常的な業務改善・改革の実践による事務の効率化を推進するとともに、市民目線に立ち、行政のプロフェッショナルとして課題解決に向け自ら行動し、常にチャレンジすることができる人材の育成や、多様な人材が活躍できる職場づくりなどを推進します。

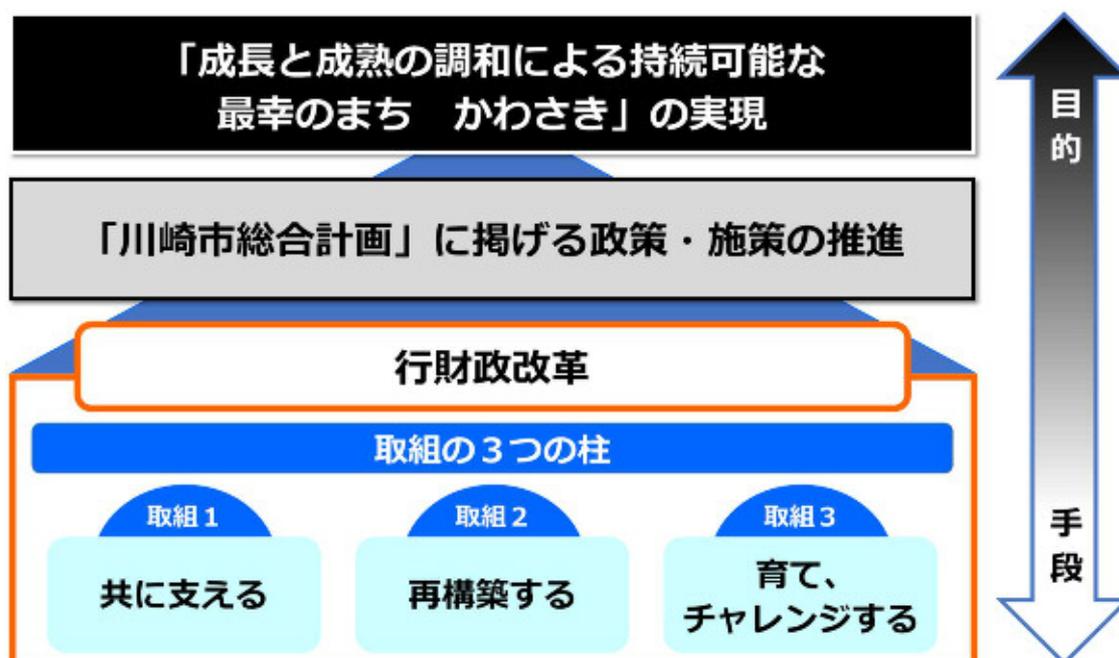
² 川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

2 計画の目的と位置付け

市民満足度の高い行財政運営に向け、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行い、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するための行財政改革を進めます（図表1）。

- 【ヒト】 将来を見据えた課題解決に向けた必要な人材と最適な組織
- 【モノ】 市民満足度の向上に向けた質の高い市民サービス
- 【カネ】 中長期的視点に立ったあらゆる手法により確保していく財源
- 【情報】 市民ニーズや地域課題を的確に把握するための市民との情報共有

図表1 行財政改革の位置付け



3 基本理念

前例や固定観念等に捉われず、市民目線を基本とした発想の転換により、行財政運営の仕組み、手法を自己決定、自己責任で変えていく「自律」による行財政運営の進展に向け、次の4つの基本理念に基づき行財政改革を推進します。

(1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握

より多くの市民の納得と共感をいただける、市民本位の行財政運営に向け、市民ニーズを的確に把握し、地域に根差した課題解決を行います。

- ・「伝わる広報」に向けた職員意識の醸成
- ・ICTの活用による効果的な情報発信
- ・職員が積極的に現場へ足を運ぶことによる市民との課題の共有
- ・継続的な情報交換の場の設置

(2) 市民サービスの「質的改革」の推進

市民満足度の一層の向上を図るため、必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けます。

- ・地域の多様な主体との協働・連携に向けた区役所の果たすべき役割等を踏まえた最適な提供主体の選択
- ・将来を見据えた課題解決への創意工夫
- ・地域の多様な主体の強みやニーズ等の的確な把握による効果的なマッチング
- ・ICTの活用による利便性の向上
- ・広域連携や、地方分権改革の推進
- ・世代間の受益と負担を考慮した再構築
- ・優先順位付けや、当初目的の薄れたものを見直し

(3) 市役所内部の「質的改革」の推進

職員と市役所組織の質の向上を図るため、職員の意識改革や組織風土の醸成等に取り組みます。

- ・新たな価値の創出に向けた豊富な発想力と改革意識の醸成
- ・失敗を恐れないチャレンジ精神の醸成
- ・地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力の育成
- ・新しいことを受け入れ、日常的に改善・改革を実践する風土の醸成
- ・働きやすい、働きがいのある環境づくり

(4) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

誰もが幸せを感じられる川崎がいつまでも続くよう、将来の人口減少への転換等に「備える」ため、将来的な効果創出も見据えた効率的・効果的な行財政運営に取り組みます。

- ・安全・安心な市民の暮らしを支える、簡素で効率的・効果的かつ機動的な組織の整備
- ・多様な手法による財源の確保
- ・施設の効率的な維持管理や保有量の最適化

4 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）

職員一人ひとりが、社会経済環境の変化を的確に捉え、広い視野や将来に「備える」視点を持ち、できない理由を探すのではなく、できる方法を考えるという意識のもと、職場を起点とした日々の業務改善に市民目線で取り組み、「全ては市民のために」をスローガンとした、「だれもが」・「どこでも」・「できることから」の「3D改革」を推進します。

また、これにより、各施策分野で、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に対応した創意工夫による先駆的な取組に挑戦し、さまざまな成果を生み出すことで、「川崎モデル」と誇れる事業モデルの創出に努めます。

5 計画期間

「川崎市総合計画」における基本計画の計画期間である平成 28（2016）年度からの概ね 10年間を見据えて策定した行財政改革プログラムの基本理念等のもと、「川崎市総合計画 第2期実施計画」と同様の、平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの4か年を計画期間とします。

第2章 現状と課題

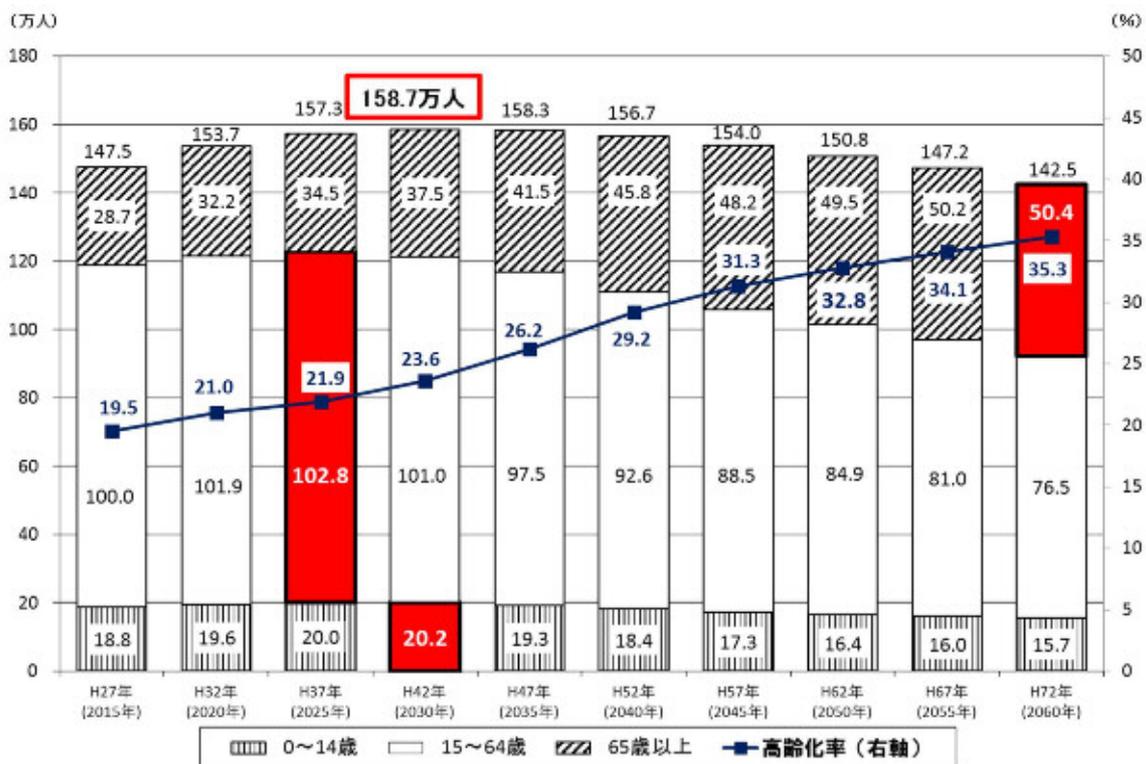
1 将来の人口減少への転換等を見据えた行財政運営の必要性

本市では、魅力あるまちづくりを着実に進めてきたことや首都圏の中央に位置するといった地理的要因などにより、若い世代を中心とした人口流入（社会増）が継続しており、そうした要因もあって、出生数が死亡数を上回る状況（自然増）も続いています。平成29（2017）年5月の本市将来人口推計（図表2）では、人口は、平成29（2017）年5月1日現在の150.0万人から、ピークとなる平成42（2030）年の約158.7万人まで増加を続ける予測となっています。

しかしながら、こうした人口が当面増加し続ける状況においても、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、平成37（2025）年をピークに減少し、また年少人口（15歳未満）についても、平成42（2030）年をピークに減少していくことが見込まれる一方、高齢人口（65歳以上）は増加を続け、平成62（2050）年には、高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）が約33%に達し、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となるなど、少子高齢化が急速に進展していくことが想定されます。

引き続き見込まれる人口増加や高齢化の更なる進展により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応しながら、将来の人口減少への転換を見据えた行財政運営を行っていく必要があります。

図表2 本市将来人口推計（平成29（2017）年5月）

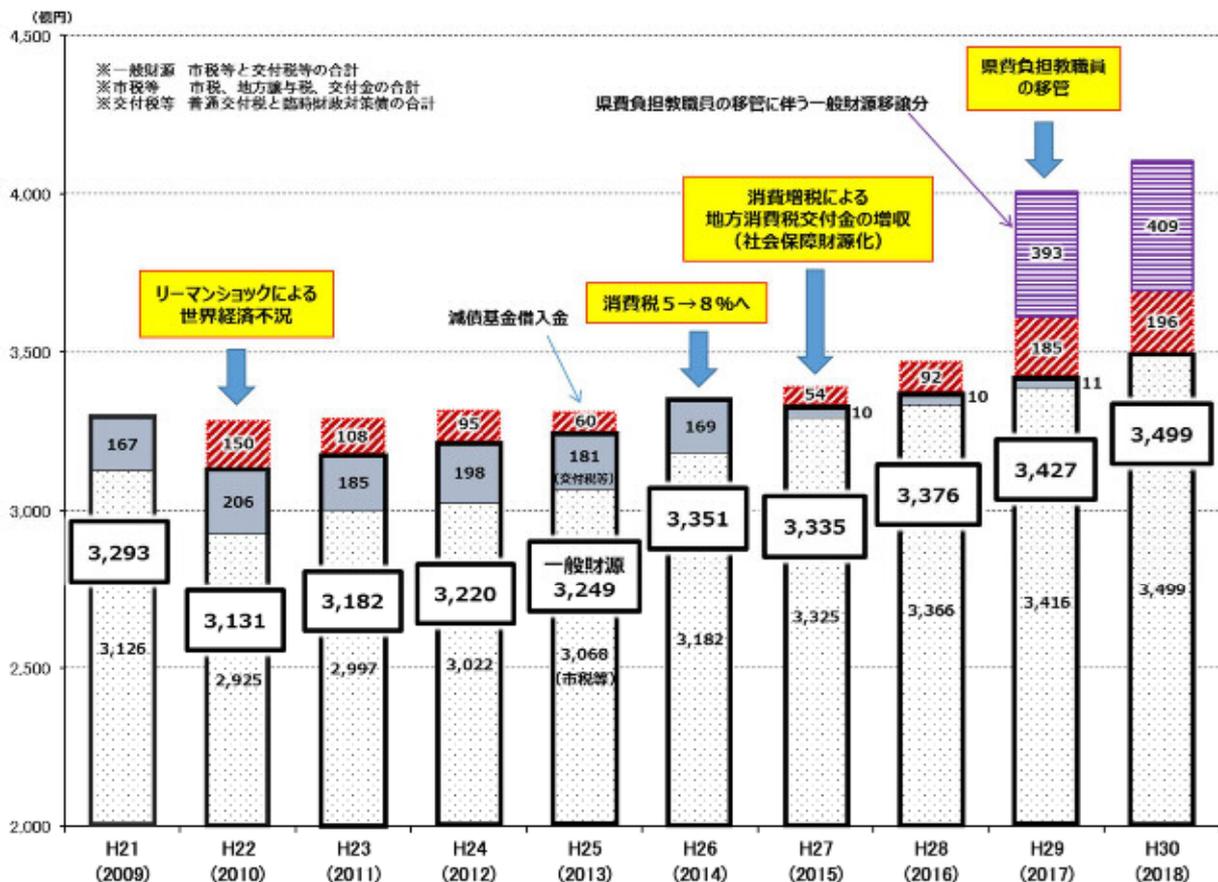


2 持続可能な財政運営の必要性

近年の社会経済情勢のもと、本市の市税収入は堅調に推移しているものの、ひとり暮らし高齢者の増加などによる医療・介護需要への対応、自立した地域生活に向けたきめ細やかな障害者施策の推進、共働きの世帯の増加などに伴う保育ニーズへの対応、防災・減災対策、都市機能の充実等により、財政需要は増加し続けています。一方で、国全体では地方一般財源総額が確保される中でも、本市においては、消費税率の引上げの延期、ふるさと納税の影響による個人市民税の減収、法人市民税の国税化等、税制改正などの影響を大きく受けており、直面する行政課題に対応するための地方税財政制度上の措置が十分ではないことから、一般財源総額の大きな増加は見込まれない状況となっています（図表3）。

平成28（2016）年3月に「今後の財政運営の基本的な考え方」を策定し、「収支フレーム」を持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針と位置付けて財政運営を行ってまいりましたが、上記のとおり、策定からこれまでの間の本市を取り巻く環境は大きく変化し、新たな行政課題への対応によって財政需要が更に拡大していることから、施策調整の取組とともに、事務事業の見直し、日常的な業務改善・改革の実践による事務の効率化など、行財政改革の取組を着実に進める必要があります。

図表3 近年の一般財源の状況（当初予算）



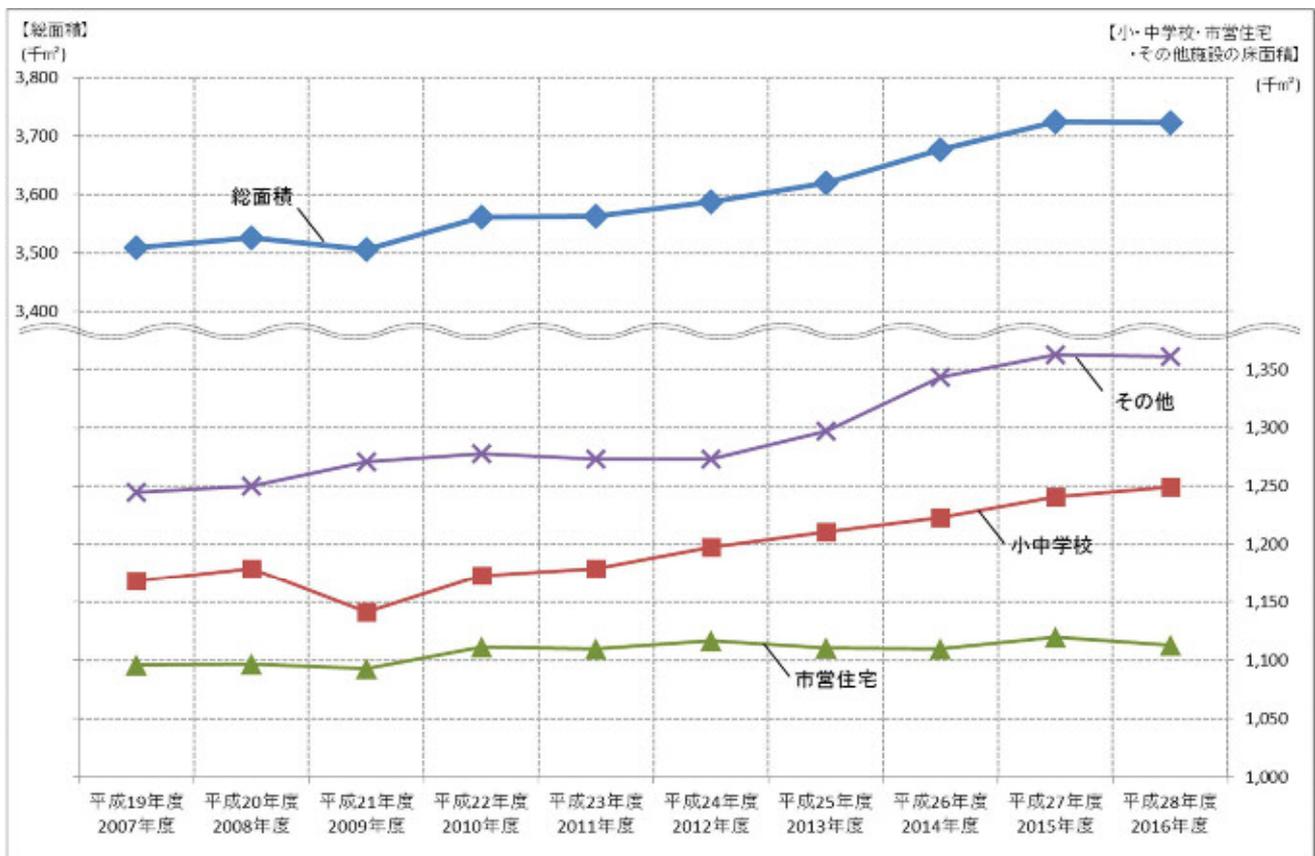
3 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性

本市は、社会教育施設や、文化施設・学校施設などの公共建築物、道路、橋りょうなど、市民の豊かな暮らしと、さまざまな社会経済活動を支えるための施設を保有しています。これらは、高度経済成長期や、政令指定都市への移行により集中的に整備されたものも多く、公共建築物については、現状のものをそのまま保有することを前提とした場合、10年後には、全体の約74%が築30年以上となり（床面積で算定）、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念されます。

また、公共建築物の総床面積は、児童生徒の増加に対応するための小・中学校の新設等により、平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までの10年間で約21万㎡増加しています（図表4）。このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担はもとより、将来的には大規模修繕等が必要となるなど、中長期にわたる財政負担増大の要因となります。

こうしたことから、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理とあわせ、人口のピークが想定される平成42（2030）年度以降の人口減少への転換等を見据え、施設保有量の最適化の更なる検討とともに、取組を順次拡大していく必要があります。

図表4 公共建築物の総床面積の推移



4 市民満足度の一層の向上の必要性

平成 28 (2016) 年度実施の市民アンケート (概要は P. 126 参照) によれば、「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」において、「満足している」と「ある程度満足している」をあわせた割合は、56.4%と半数を上回る水準となっており、平成 27 (2015) 年度に実施した市民アンケートの 53.0%と比較して 3.4 ポイント増加しています (図表 5)。

今後も、市民との積極的な情報共有を通じ、市民ニーズや地域課題をよりの確に捉え、必要なサービス提供を行うことなどにより、市民満足度の更なる向上を図っていく必要があります。

図表 5 「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」の市民アンケート

	満足している ある程度満足している	どちらともいえない	あまり満足していない 満足していない
平成 28 (2016) 年度実施①	56.4%	28.8%	14.2%
平成 27 (2015) 年度実施②	53.0%	28.5%	17.3%
差異 (①-②)	3.4 ポイント増	0.3 ポイント増	3.1 ポイント減

5 行政としての果たすべき役割を踏まえた体制づくりの必要性

社会経済環境の変化や市民ニーズの多様化・増大化に的確に対応するため、これまでも柔軟で機動的な組織整備の取組を進めてきましたが（図表6）、熊本地震等の大規模自然災害の発生を契機とし、都市としての災害対策の強化への要請が高まっているとともに、少子高齢化が急速に進展していくことが想定される中、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を更に推進していくことが求められています。

これらをはじめとしたさまざまな課題に対応し、安全・安心な市民の暮らしを支えるためには、市役所組織の見直しを図り、限りある人材を最大限に活用した組織の最適化に取り組むことにより、自助、互助、共助、公助の適切な役割分担による行政として担うべき役割を踏まえた体制づくりを進める必要があります。

図表6 直近2か年度の主な組織整備

	主な取組内容
平成28 (2016)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな政策課題に対応し、責任体制を明確にするための局の再編（総務企画局、市民文化局、こども未来局、臨海部国際戦略本部の設置） ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域みまもり支援センター担当の設置 ・高齢者福祉施設の事業者への指導・監査体制の強化 ・地域と一体となった防災まちづくりを推進するための防災まちづくり推進課の設置 ・子ども・若者に対する施策を総合的に推進するための青少年支援室の設置 ・待機児童対策の推進に向けた体制の強化 ・オリンピック・パラリンピック推進室の設置
平成29 (2017)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫した健康給食を推進するための健康給食推進室の設置 ・小・中学校等の学級編制基準及び教職員の給与費負担等の事務・権限の政令指定都市移譲への対応 ・児童福祉法改正に伴う児童相談所の体制強化 ・「川崎市総合計画」の推進体制を下支えする職場づくりのための働き方・仕事の進め方改革担当の設置

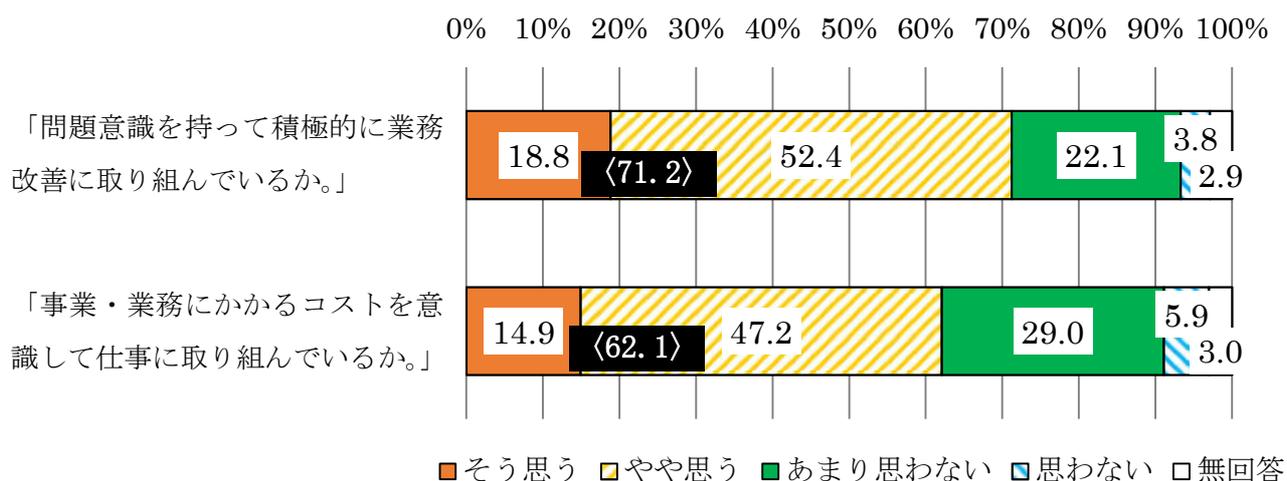
6 改革意識を持った職員の育成の必要性

平成29(2017)年度実施の職員に対する「働き方についてのアンケート調査」(概要はP. 127参照)では、「業務管理・組織管理」の調査項目中、「問題意識を持って積極的に業務改善に取り組んでいるか」の質問について、「そう思う」と「やや思う」をあわせた割合は、71.2%となっており、また、「事業・業務にかかるコストを意識して仕事に取り組んでいるか」の質問について、「そう思う」と「やや思う」をあわせた割合は、62.1%となっています(図表7)。

本市では、これまで、「質的改革」の推進に向けて、職場の職員全員が日頃から活発にコミュニケーションをとり、自由な意見交換を行うことで、組織一丸となって日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成や、市民の視点に立ち、コスト意識、スピード感を持って積極的に地域の課題解決を図ることができる人材育成の取組を進めてきましたが、未だ改善の余地があるといえます。また、今後は、これまで以上に、幅広い視野を持ち、現場主義、対話主義の実践を通じて、地域の多様な主体を適切にコーディネートしながら、自ら積極的に地域の課題解決に向けて取り組むことや、それぞれの事業の状況や特性に応じて事業手法等の見直しを行うことなどが求められます。

そのため、前例や固定観念等に捉われずに自らチャレンジし、日常的に改善・改革を実践する職員の育成をより一層進めていく必要があります。

図表7 「働き方についてのアンケート調査」中、「業務管理・組織管理」の調査項目から抜粋



※図表中の〈 〉内の数値は、「そう思う」・「やや思う」の合計値。

7 働き方・仕事の進め方改革の推進の必要性

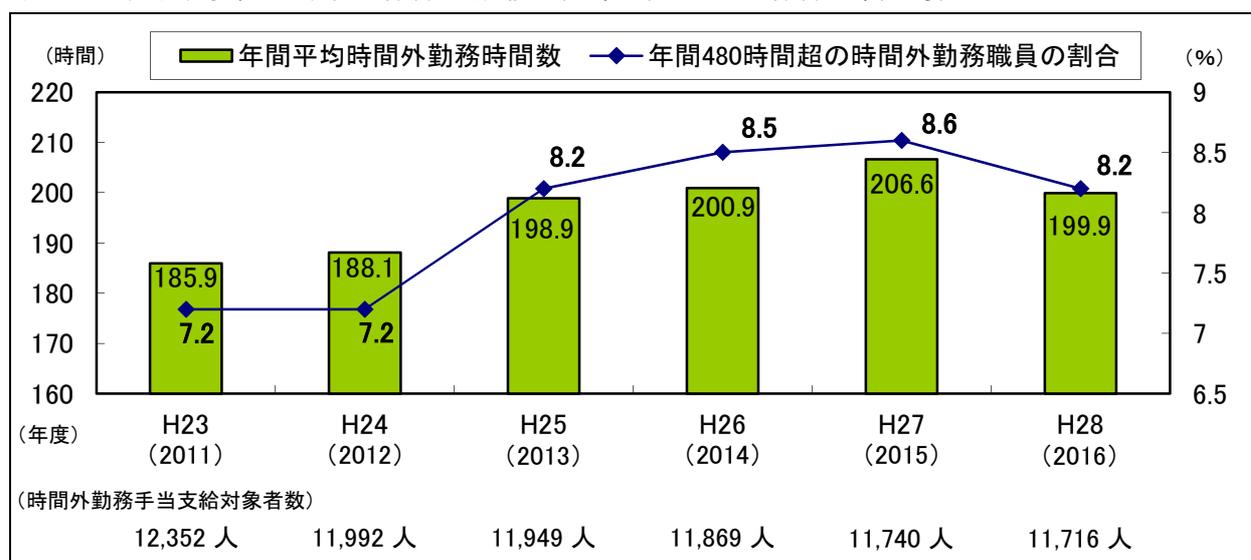
本市においては、当面の人口増加や、高齢化の更なる進展、さらには、これらに伴う市民ニーズの多様化・増大化による事務量の増加が見込まれる中、将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供していくためには、仕事の進め方を見直し効率化していくとともに、多様な人材が活躍できる組織風土を築くことが重要です。

本市職員の時間外勤務については、平成 27（2015）年度と平成 28（2016）年度を比較すると、年間平均時間外勤務時間数が約 6.7 時間（3.24%）減少し、年間 480 時間超の時間外勤務職員の割合も 0.4 ポイント減少している状況ですが（図表 8）、引き続き、業務の効率化や職員のワーク・ライフ・バランスの確保等による市民満足度の高い行財政運営の基盤づくりが求められています。

本市では、平成 29（2017）年 3 月に「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」を策定し、長時間勤務の是正、業務改善・改革などの「職員の働く環境の整備と意識改革」と、女性活躍推進・次世代育成支援、障害者雇用の拡大などの「多様な働き方の推進」を取組の方向として定め、さまざまな取組を総合的に推進しています。

今後も全庁を挙げて、業務の効率化や、管理職のマネジメント力の向上、ICT の活用等によるワークスタイルの変革を効果的に推進するとともに、育児や介護などさまざまな事情を抱えた職員も含め全ての職員が働きやすい環境でより力を発揮できるよう、時差勤務やテレワークなど働く時間や場所を柔軟に選択できる仕組みづくりや、高年齢職員や非常勤嘱託員・臨時的任用職員の活用等、多様な働き方を可能とする取組を推進するなど、働き方・仕事の進め方改革を積極的に進めていく必要があります。

図表 8 本市職員の時間外勤務の推移（全任命・休日勤務を含む。）



第3章 改革の取組

取組1「共に支える」、取組2「再構築する」、取組3「育て、チャレンジする」の3つを改革の取組の柱とし、質の高い市民サービスを安定的に提供するための組織の最適化や、市民サービス向上に向けた民間部門の活用、働き方・仕事の進め方改革とあわせた業務改善等による効率的・効果的な事務執行、将来の人口減少への転換等を見据えた「資産保有の最適化」や多様な効果創出に向けた「財産の有効活用」などの資産マネジメント、さらには、こうした改革を着実に推進するための職員の意識改革・人材育成などに取り組みます。

また、定量的又は定性的な面からの取組実績や効果の把握による、的確かつ客観的な進捗管理・評価を可能とするため、各改革課題において、計画期間中の具体的な取組内容や、可能なものについては、指標とその目標値を設定します。

なお、計画期間中の本市の財政状況や、さまざまな社会経済環境の変化には、適時適切に対応し、効率的・効果的な行財政運営に資する改革の取組を推進します。

改革の取組と改革項目		ページ番号
取組1「共に支える」		15
(1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進		17
(2) 区役所改革の推進		31
(3) 市民との積極的な情報共有の推進		35
取組2「再構築する」		37
(1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化		39
(2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用		47
(3) 給与制度・福利厚生事業の見直し		54
(4) ICTの更なる活用		55
(5) 債権確保策の強化		58
(6) 戦略的な資産マネジメント		61
(7) 入札・契約制度改革		66
(8) 資金の調達と運用の安定化・効率化		67
(9) 特別会計の健全化		69
(10) 公営企業の経営改善		71
(11) 出資法人の経営改善・活用		77
(12) 地方分権改革の推進		78
(13) 内部の業務改善による事務執行の効率化		79
(14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築		85
取組3「育て、チャレンジする」		94
(1) 計画的な人材育成・有為な人材確保		96
(2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり		107
(3) 職場起点の業務改善の推進に向けた職員の改革意識・意欲の向上		110

【行財政改革の取組指標】

市民アンケートにおける「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」（P. 9、概要はP. 126 参照）を指標として、改革の取組を通じた一層質の高い行財政運営を推進します。

	平成 28 (2016) 年度	平成 33 (2021) 年度
日々の生活に身近な行政サービスについての満足度	56.4%	56.4%以上

取組 1

「共に支える」

地域課題の解決等に向けた多様な主体の参加と協働・連携の推進

改革の視点

- ・ 市政情報を積極的に、より分かりやすく、かつ、伝わるように発信し、市民をはじめとする皆様の理解をいただきながら、市民参加に向けた取組を推進するとともに、行政、市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、市民活動団体、NPO法人、ソーシャルビジネス事業者、企業、大学等の多様な主体が、適切な役割分担のもと、それぞれの強みを活かした、協働・連携によるまちづくりを推進します。
- ・ また、地域の課題解決に向けて、地域住民をはじめとする地域を構成する各主体の力がより一層発揮される社会を構築するため、現場主義、対話主義の実践を通じて課題を的確に把握しながら、市民同士がつながり、共に支え合う地域づくりに向けた取組を推進します。



これまでの主な取組と課題

- ✓ 各区役所保健福祉センターへの地域みまもり支援センター担当の設置等により取組を進めている地域包括ケアシステムや、平成 28 (2016) 年に発生した熊本地震での教訓などを踏まえた災害対策の強化に向けた取組などを一層推進するため、引き続き、地域を構成する各主体との適切な役割分担のもと、さまざまな分野において、それぞれの強みを活かした、協働・連携の取組を促進していく必要があります。
- ✓ 区役所が市民協働拠点として、地域の総合的な視点からの主体的な調整や地域課題の解決に向けた取組を実践できるよう、地域づくりに向けた職員研修の実施などを推進しました。引き続き、区役所の地域コーディネート機能の強化に向けた取組を推進する必要があります。
- ✓ キングスカイフロント（川崎区殿町地区）に集積する多様な研究機関・企業・大学の協働による異分野融合研究開発型のイノベーション創出に向けた取組を進めており、市内・国内外の企業等との連携を一層促進するため、引き続き、拠点マネジメント機

能の強化の取組等を推進していく必要があります。

- ✓ リニューアルした「かわさき市政だより」が、平成 28（2016）年 6 月に広報紙部門では県内で初めて全国広報コンクール総務大臣賞を受賞するなど、分かりやすく、読みやすい広報紙づくりを推進しました。今後も、より良い紙面づくりに取り組むなど、「伝わる広報」の取組を推進する必要があります。

改革項目一覧

取組 1 「共に支える」	ページ番号
(1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進	17
(2) 区役所改革の推進	31
(3) 市民との積極的な情報共有の推進	35

取組の方向性

- 市民一人ひとりの価値観、ライフスタイル等の多様化など、コミュニティを取り巻く環境の変化の中、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確に対応するため、町内会・自治会や市民活動団体等、地域で活動するさまざまな主体の状況に配慮しながら、地域活動の活性化に向けた活動の担い手を増やす取組や、地域の住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるとともに、区役所の地域コーディネート機能の強化を図ります。
- 区における総合行政の推進に向け、多様な主体の参加と協働により、地域包括ケアシステムの構築や地域防災力の向上等の地域の課題解決に取り組むとともに、こうした取組に、多彩な経験を持った高齢者や未来を担う若い世代など、より多くの区民がかかわれるよう工夫することにより、共に支え合う地域づくりに向けたきっかけとしていきます。
- 地域課題の効果的な解決等に向けて、幅広い世代の参加を促進するとともに、社会福祉協議会や分野ごとに市民活動にかかわる団体、中間支援組織等との関係構築なども図りながら、協働・連携を通じたボランティアや活動リーダー、コーディネーターの育成支援など、地域人材の発掘・支援に取り組めます。

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

改革課題

No.・課題名	1	今後のコミュニティ施策の基本的考え方の検討	所管	市民文化局
現状				
<p>・本市では、市民活動やコミュニティに関するさまざまな仕組みや制度を設け、多様な主体による活動を支援しています。</p> <p>・都市化、テクノロジーの進化、情報化、グローバル化などを背景として、市民一人ひとりの価値観、家族観、ライフスタイル等が多様化するなど、コミュニティを取り巻く環境が変化する中、互助の土壌づくり、気軽な参加のきっかけづくりが求められており、さまざまな地域活動に関する相談対応や、地縁団体と市民活動団体の連携支援の充実など、区における中間支援機能の強化が必要となっています。</p> <p>・地域課題の解決の新たなしくみの構築に向けて、区民会議委員を対象としたアンケートや意見交換会、まちづくり推進組織の関係者を対象としたワークショップなどを通じて、これまでの取組に対する検証を進めています。</p>				
取組の方向性				
<p>平成 29 (2017) 年 3 月の「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」の報告書により検討を提言された「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」の構築等に向けて、平成 30 (2018) 年度に「(仮称) 今後のコミュニティ施策の基本的考え方」を策定し、これに基づく施策を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<p>・「(仮称) 今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の策定 (平成 30 (2018) 年度末)</p> <p>・「(仮称) 今後のコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく、既存事業の見直しや「新たなしくみ」の構築などに向けた個別施策の推進</p>				
指標	地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合 (市民アンケート)	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		15.3%	23%以上	

No.・課題名	2	スポーツ大会を通じた多様な主体の連携	所管	市民文化局
現状				
<p>・「川崎国際多摩川マラソン」、「多摩川リバーサイド駅伝」は、多様な人々が混ざり合い、にぎわいのあるダイバーシティ (多様性) のまちづくりを推進するため、市職員やさまざまな団体、障害のある方々などがボランティアスタッフとして参加し、運営されています。</p> <p>・スポーツを「支える人」の重要な要素であるスポーツボランティアは、地域スポーツクラブ等のスポーツ団体において、日常的に運営やスポーツ指導を支えたり、地域スポーツ大会等の運営を支えるなどしており、スポーツ推進のために一層の活躍が期待されていることから、その育成が必要な状況となっています。</p>				
取組の方向性				
<p>・障害者の方々のスポーツ参加を更に推進するため、障害者団体等と連携を図りながら、大会を支えるボランティアスタッフとしての参加を推進し、「さまざまな人が混ざり合ってスポーツを支える」取組を推進します。</p> <p>・各種スポーツ大会の効果的な推進に向けて、ボランティアリーダーへの事前研修やマニュアル等の整備を実施し、運営者側の質的向上を図ることにより、安全で、安心してスポーツを行うことができる環境をめざすとともに、それぞれの大会が地域主体のものとなるよう、取組を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<p>・障害者スポーツ協会等との連携による、障害者がボランティアとしてスポーツにかかわる機会の促進</p> <p>・各種スポーツ大会の運営課題の抽出とその解決に向けたマニュアルの整備</p> <p>・ボランティアリーダーの育成の推進</p> <p>・スポーツ推進委員の指導力向上に向けた研修の実施</p>				
指標	①ボランティア全体に占める障害のある方の割合 ②ボランティア全体に占めるボランティアリーダーの割合	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		①5.7% ②8.6%	①6.0%以上 ②10%以上	

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名	3	「音楽のまち・かわさき」推進協議会」及び「映像のまち・かわさき」推進フォーラム」の機能強化に向けた取組	所管	市民文化局
現状				
「音楽のまち・かわさき」推進協議会」及び「映像のまち・かわさき」推進フォーラム」は、企業、大学、各種団体等と連携し、市内の音楽・映像にかかわる資源を活用することにより、音楽・映像によるまちづくりの推進に関連したさまざまな取組の支援を行っています。				
取組の方向性				
地域の多様な主体が持つ資源やポテンシャルを活かして、川崎のまちに新たな価値を生み出していくため、「音楽のまち・かわさき」推進協議会」及び「映像のまち・かわさき」推進フォーラム」が、これまで蓄積したノウハウを活かし、より効果的に取組を推進できるよう、執行体制等の強化を進めます。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「音楽のまち・かわさき」推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会事務局機能の公益財団法人川崎市文化財団への統合による、より効果的な推進体制の構築 ・ 両団体の強みを活かした、その相乗効果による事業展開 ■ 「映像のまち・かわさき」推進フォーラム <ul style="list-style-type: none"> ・ 「映像のまち・かわさき」推進フォーラムが実施する各事業についての、助言・改善案の提示、働きかけなどによる支援の実施 				
指標	「音楽のまち・かわさき」推進協議会」のWEBサイトに掲載された、市内で行われる音楽イベント・コンサートの年間件数		現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
			2,216 件	2,300 件以上

No.・課題名	4	文化イベントを通じた地域人材の育成	所管	市民文化局
現状				
「川崎・しんゆり芸術祭」、「かわさきジャズ」、「アジア交流音楽祭」などの文化イベントについては、大学、公共施設、市民、各種団体、企業、行政等のさまざまな主体が連携して実施していますが、市から補助金支出や人的支援を行っている状況にあります。				
取組の方向性				
魅力あるまちづくり等を目的としたイベントについては、大学や各種団体、企業等との連携のほか、市民ボランティアなどの協力も得ながら、新たな人材発掘・育成等やイベント独自の財源確保に向けた取組を行うことにより、地域における主体的なイベントとして開催されるよう取り組みます。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各イベントにおけるボランティアへの参加促進等による、地域人材の発掘・育成や企画運営への参画の推進 ・ イベント内容の魅力向上による集客増や協力・協賛団体の確保による財源確保の取組の推進 				
指標	各種イベントに参加・従事するボランティアの人数		現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
			241 人	300 人以上

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名	5	国際交流センターを活用したグローバル人材の育成支援	所管	市民文化局
現状				
<p>国際交流センターは、平成6（1994）年に本市の国際交流拠点施設として、中原区に設立されました。設立から20年以上が経過する中、本市の外国人住民人口は2倍の約3万8千人まで増加し、130を超える国・地域の方が暮らしています。</p> <p>今後も外国人市民の増加が見込まれることなどから、グローバル社会への対応を踏まえ地域の活性化を図るなど、社会状況の変化に的確に対応していくことが必要となっています。</p>				
取組の方向性				
<p>平成27（2015）年10月に策定した「川崎市国際施策推進プラン」を踏まえ、市内在住及び訪日外国人の増加等の変化に対応するため、国際交流センターの更なる利活用を図り、国際交流拠点としての機能の強化に取り組みます。</p>				
具体的な取組内容				
<p>・市内観光資源の活用や、商業施設、企業等との協働・連携、オリンピック・パラリンピックを契機としたインバウンド対策の取組を通じた、国際交流拠点を支えるボランティアの育成やそのネットワークづくりの支援の推進</p>				
指標	ボランティア登録総数 (川崎市国際交流協会事業報告)	現状値 (平成28(2016)年度)	目標値 (平成33(2021)年度)	
		1100 個人・家庭	1155 個人・家庭 以上	

No.・課題名	6	川崎駅周辺の魅力あるまちづくりの推進に向けたかわさきTMO等の民間団体との協力・連携	所管	経済労働局
現状				
<p>多数の大型商業施設や商店街が集積する川崎駅周辺地区においては、多様な主体と連携を図りながら、多くの人が集う商業集積地の形成に向けた取組を行い、その魅力を市内外に広くPRすることで、集客とにぎわいの創出を図っています。</p> <p>このような中で、これまで商業まちづくりを担ってきた事業者の高齢化が進んできていることなどから、新たな人材の発掘・育成支援が必要となっています。</p>				
取組の方向性				
<p>・これまでのイベント開催、商店街パトロール等の事業の実施に加え、市役所において川崎駅周辺再編整備を担当する部門との連携の強化を図ります。</p> <p>・かわさきTMO（かわさきタウンマネジメント機関）や川崎駅周辺広域商店街連合会等と川崎駅周辺の動向や市外の動向について情報共有しながら、これまで以上に関係者が集うことで、まちづくりにかわる新たな人材を発掘・育成支援できるよう連携していきます。</p>				
具体的な取組内容				
<p>・川崎駅周辺広域商店街連合会の定例会や勉強会等を通じた、市役所の川崎駅周辺再編整備関係部門と事業者との情報共有や意見交換などによる連携の強化</p> <p>・新しい視点を加えた商業まちづくりの推進に向けた、かわさきTMOへの商店街関係者以外の他分野からの加盟の促進や、行政とかわさきTMOの役割分担の見直しと連携方策の確立</p> <p>・カワサキハロウィンなどの川崎駅周辺イベント開催における協力団体との関係強化</p>				
指標	川崎駅周辺イベント等における協力団体数	現状値 (平成29(2017)年 10月末時点)	目標値 (平成33(2021)年度)	
		延べ123 団体	延べ131 団体以上	

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名	7	動物愛護センターにおける多様な主体と連携した効果的な取組の推進	所管	健康福祉局
現状				
<p>動物愛護センターは、動物行政の具体的な取組を実践する中核施設として、多様な主体と連携し、動物の保護、収容、返還、譲渡等を行いながら、動物愛護や適正飼養の普及啓発などに取り組んでいます。</p> <p>今後も、動物愛護施策をより効果的に推進するため、動物愛護団体やボランティア、獣医師会等の多様な主体と連携した取組を推進する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> 動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する地域社会の実現を図るため、個人・団体等と連携・協働しながら取組を実践する拠点として、平成 31 (2019) 年 2 月に、新たな動物愛護センターの供用を開始します。 動物愛護団体やボランティア、獣医師会等の多様な主体と連携し、動物愛護や適正飼養の普及啓発に取り組めます。あわせて、情報提供や活動拠点の提供など、ボランティア等の活動支援を推進します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 動物の保護、収容、返還、譲渡業務の新たな動物愛護センターへの円滑な移行 多様な主体との連携による動物愛護や適正飼養の効果的な普及啓発の推進 情報提供や活動拠点の提供などのボランティア等の活動支援の推進 				
指標	①多様な主体との連携による動物愛護等の普及啓発等の実施回数 ②動物愛護活動等へ参加したボランティア等の人数	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		①51 回 ②99 人	①66 回以上 ②198 人以上	

No.・課題名	8	緑のまちづくりの推進に向けた市民活動団体の設立・活動支援	所管	建設緑政局
現状				
<p>地域の課題が多様化・複雑化し、多様な主体との協働・連携の必要性が増す中、身近な公園の地域による管理に向けて、各公園について管理運営協議会の設立・運営を働きかけていますが、町内会構成員等の高齢化により、活動の次世代への継承が課題となっています。</p>				
取組の方向性				
<p>公園緑地等の維持管理活動を行う市民ボランティア団体である管理運営協議会等の設立を促進するとともに、若い世代の管理運営協議会等への参加促進や、幅広い世代の公園利用に向けた団体の活動などの支援に取り組めます。</p> <p>また、公益財団法人川崎市公園緑地協会と連携し、緑のボランティアの人材育成や、活用・活動支援、交流の場の提供等を推進し、緑のボランティアが公園緑地等の維持管理の担い手として活躍できる仕組みを充実させます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地等の管理運営協議会等の設立に向けた周辺の町内会等に対する制度の周知強化及び設立の働きかけ 若い世代の管理運営協議会等への参加促進や幅広い世代の公園利用に向けた対応策などの検討及び取組の推進 「緑のボランティアセンター」の運営支援 「緑の人材バンク」に登録された人材の活用や機能充実の取組 				
指標	緑のボランティア活動の累計箇所数	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		2, 321 か所	2, 420 か所以上	

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名	9	夢見ヶ崎動物公園の効率的・効果的な管理運営体制の構築	所管	建設緑政局
現状				
<p>夢見ヶ崎動物公園は、市内唯一の動物園として約 60 種、300 点の動物を飼育展示し、動物飼育業務を 365 日行っています。こうした中、動物公園本来の機能をより高めるため、地域商店街連合会や動物専門学校との協働や、多様な主体との更なる協働・連携を推進するためのサポーター制度の活用などに取り組んでいます。</p> <p>また、安定した飼育業務の継続に向けて、人材の確保・育成にも取り組んでいます。</p>				
取組の方向性				
<p>施設の老朽化対策についても検討を進めつつ、動物園としての魅力と質の向上を図り、市民に親しまれる施設とするため、多様な主体との協働・連携による管理運営やにぎわいの創出に向けた取組を更に推進します。</p> <p>また、持続可能なマネジメントの仕組みの構築に向けて、人材の確保・育成を進めるとともに、民間活力の導入を含め、飼育業務執行体制の見直しの検討を行います。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 動物公園運営にかかわる人材の育成や多様な主体との連携強化に向けた仕組みの構築 市民サポーター制度の充実 企業等のサポーターからの資金調達による園内の環境整備 にぎわいの創出に向けた民間活力の導入による飲食・物販サービスの提供の検討 飼育業務の分析及び他都市の取組状況調査と、これに基づく民間活力の導入を含む飼育業務執行体制の見直しの検討 				
指標	サポーター制度に基づき受け入れる寄附の件数	現状値 (平成 29(2017)年 11 月末時点)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		20 件	20 件以上	

No.・課題名	10	キングスカイフロントにおける立地企業等による拠点マネジメント機能の構築	所管	臨海部国際戦略本部
現状				
<p>キングスカイフロントにおいては、平成 23 (2011) 年 7 月の「実験動物中央研究所」をはじめ、「川崎生命科学・環境研究センター (LiSE)」(平成 25 (2013) 年 3 月)、「ナノ医療イノベーションセンター」(平成 27 (2015) 年 4 月) などが運営を開始しているところです。また、平成 28 (2016) 年度には、慶應義塾大学殿町タウンキャンパスの設置をはじめ、J S R 株式会社や川澄化学工業株式会社の進出が決定されるなど、世界的な成長が見込まれるライフサイエンス分野を中心に多数の企業・研究機関等の集積が図られています。</p> <p>今後は、キングスカイフロントの持続的な発展に向けて、異分野融合研究によるイノベーション創出や、次世代を担う人材の育成、進出した企業・研究機関等による連携・マッチングを図る仕組みづくり、市内企業・国内外の企業との連携などを促進する仕組みづくりなどにより、集積効果を一層発揮する機能を確立する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>キングスカイフロントが世界最高水準の魅力ある研究開発拠点として持続的に発展するためには、拠点の研究開発活動を活発化させ、その成果が生まれるように交流や事業化支援などを行うマネジメント機能が必要となることから、公民の役割分担を精査しながら、効率的・効果的な拠点マネジメント機能の構築に向けた取組を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 (2017) 年度設立の立地機関等によるマネジメント組織を核とする、民間主導の取組を基本とした産学公民の連携による、魅力的なまちづくりや操業環境の向上を図る「エリアマネジメント機能」の推進 国の「リサーチコンプレックス推進プログラム」の活用等による、異分野融合研究、研究成果の事業化、拠点内外の交流、人材の育成等の活性化を図る「クラスター推進機能」の具体化 				
指標	①立地機関等によるマネジメント組織などが主催する研究者、技術者等の交流会、セミナーなどの開催回数 (本市が主催するものは除く。) ②キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合 (市民アンケート)	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		①なし ②9.6%	①16 回以上 ②14%以上	

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名	11	多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組	所管	川崎区役所
現状				
<p>・地域では、町内会・自治会をはじめとした、さまざまな団体が、分野別に地域の課題解決に向けた取組を推進していますが、高齢化の進展や、社会状況の変化に伴い、市民ニーズや地域の課題が複雑化しています。</p> <p>・一方で、近年、地域住民同士の関係が希薄化してきている中、東日本大震災の発生後、地域社会の結びつきや交流などが大切であるとの認識が社会で芽生えてきています。</p>				
取組の方向性				
<p>食品・環境衛生の普及啓発業務等を通じて、飲食店、理美容所、動物病院等の住民に密着した営業施設を情報発信の場として活用し、地域での「顔の見える関係づくり」や地域コミュニティ形成に資する取組を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムに関する情報をコンパクトにまとめたカードの飲食店等の協力営業施設への配架 ・協力営業施設へのヒアリング・意見交換を踏まえたより効果的な施設の活用手法の検討 ・協力営業施設拡大に向けた取組の推進 				
指標	地域包括ケアシステムに関する情報発信への協力営業施設数	現状値	目標値	
		(平成 29(2017)年 10 月末時点)	(平成 33(2021)年度)	
		5 店舗	9 店舗以上	

No.・課題名	12	区内在住外国人の防災意識の向上	所管	川崎区役所
現状				
<p>川崎区は市内で最も外国人市民が多く在住しており、日本語に不慣れなため、災害弱者になりやすい方も多数生活しています。</p> <p>このため、地域の総合的な防災力の向上を図るためには、外国人市民の防災意識の向上に向けた取組が必要です。</p>				
取組の方向性				
<p>「わたしの防災手帳」の多言語版を活用した防災意識向上の取組を引き続き進めるとともに、外国人市民向けの防災講座や防災訓練等の充実を図ります。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・「わたしの防災手帳」の多言語版の配布及び区ホームページ等への掲載 ・外国人市民向けの防災講座・訓練等の充実 				
指標	外国人市民を対象とした防災講座・訓練への参加者数	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		80 人	160 人以上	

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名 13 「御幸公園梅香事業」の推進		所管 幸区役所	
現状			
かつて観梅名所として栄え、明治天皇の行幸もあった御幸の梅林が往年の面影を残していない状態であり、区内の地域資源を活かした魅力づくりによる地域の活性化に向けて、市民協働による、その再生が求められています。			
取組の方向性			
御幸公園を後世に残す観梅名所として、また老若男女が楽しめる貴重な地域資源として発展させるため、「御幸公園梅香事業」に取り組んでおり、市制 100 周年に向けて公園の魅力向上を図るとともに、地域団体・企業との協働による地域資源を活かしたまちづくりを進めていきます。			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・御幸公園梅香事業推進会議の開催 ・写真展や絵画展の開催 ・講座、講演会等の開催 ・梅林及び散策路の整備、寄附や助成金等による植樹の推進 ・梅林を活用したイベントの開催 ・梅の実の活用の検討 ・市民との協働による梅林の維持管理 			
指標	「うめかおる寄附・募金」で受け付けた寄附の累計金額	現状値 (平成 29(2017)年 8月 28 日時点)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		1, 313 千円	2, 500 千円以上

No.・課題名 14 幸区ご近所支え愛事業の実施		所管 幸区役所	
現状			
<p>・進行する高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、さらには認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムの構築に向けて、自助・互助の醸成を図り、誰もがいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるために、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを進めていくことが重要となっています。</p> <p>・「幸区ご近所支え愛モデル事業」は、町内会・自治会等の地域住民が主体となって見守りを行うことで、「自助」、「互助」の意識や地域活動をより活性化する取組であり、平成 27 (2015) 年度に 3 地区でスタートし、平成 28 (2016) 年度には 8 地区、平成 29 (2017) 年度には 16 地区で実施しています。</p> <p>・今後は、「幸区ご近所支え愛事業」の全区域への拡大に向け、段階的に取組を進めていく必要があります。</p>			
取組の方向性			
ご近所支え愛事業実施地区における課題の把握、整理、対応策の検討等を行いながら、同事業の幸区全域での実施をめざし、取組を進めます。			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■幸区ご近所支え愛事業推進会議 (年 3 回) の開催 ■幸区ご近所支え愛事業講演会 (年 1 回) の開催 ■幸区ご近所支え愛事業実践講座 (年 2 回) の開催 ■事業実施地区の全区域への拡大に向けた取組の段階的实施 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会及び報告会等を活用した事業効果の周知による担い手の拡充 ・町内会・自治会未加入世帯への対応検討 ・区役所内人材育成研修等を活用した、地域をコーディネートする職員のスキルの向上 ・地区カルテの活用による新たな地域資源の掘り起こし ・幸区社会福祉協議会との役割の整理 ・地域包括支援センターが主体となって実施する集合住宅における見守り活動等への支援 			
指標	幸区ご近所支え愛事業の町内会ごとに設置する部会の会員等の人数	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		341 人	1, 000 人以上

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名	15	避難所における訓練の充実による地域防災力の強化	所管	幸区役所
現状				
平成 26 (2014) ~28 (2016) 年度に、区内全避難所で避難所開設訓練又は避難所運営訓練を実施し、その 3 か年の訓練成果を活かし、平成 28 (2016) 年度に、実践的な訓練方法を具体的に記した「幸区避難所〈開設〉〈運営〉訓練マニュアル」を作成しました。				
取組の方向性				
区内全避難所において、災害発生時に、より迅速かつ円滑に避難所の開設、運営が行えるよう、避難所運営会議や自主防災組織など地域と連携しながら、平成 28 (2016) 年度作成の「訓練マニュアル」を用いた避難所運営訓練の全避難所での実施に向けた取組を推進します。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 区内全避難所における避難所運営訓練の実施 避難所開設から運営までの助言等の実施 				
指標	区内全避難所 (23 か所) のうち、避難所運営訓練を実施した避難所数	現状値 (平成 29(2017)年 9月1日時点)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		9 か所 (39%)	23 か所 (100%)	

No.・課題名	16	多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組の推進	所管	中原区役所
現状				
地域包括ケアシステムの着実な推進に向けて、町内会・自治会、商店街連合会、地域団体、NPO法人等、地域住民が主役となった地域での自助・互助の取組を促進するため、地域住民や団体同士のつながりをコーディネートする役割がこれまで以上に求められています。このため、地域マネジメント推進ワークショップの開催等により、地域住民との意見交換や地域課題の共有を進めています。				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムを着実に推進するため、地区カルテを活用し、区における地域包括ケアシステムの地区割りとした 5 エリアごとに、それぞれのエリアの実情にあわせて、多様な主体との連携や主体同士の活動を通じた自助・互助の取組を促進するとともに、地域をコーディネートできるよう、引き続き地域課題を的確に把握し、顔の見える関係づくりを強化します。 地域住民による地域課題の解決に向け、地域で活動する団体間の連携の強化を図ることにより、地域の活性化を図ります。 区内各所の商店街を地域の情報交換や交流の場として活用し、地域交流の促進を図ります。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 5 地区での地域マネジメント推進ワークショップの開催等による地域との顔の見える関係づくりの強化 地区カルテの活用によるエリアごとの地域課題の的確な把握 地域活動団体の連携の強化に向けた取組の推進 商店街の店舗を活用した各種教室や地域交流イベントの実施 				
指標	地域マネジメント推進ワークショップ等の 5 地区での合計実施回数	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		5 回	10 回以上	

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名 17 総合的な地域防災力の向上		所管 中原区役所	
現状			
<p>近年、各地で発生する台風や豪雨に伴う河川氾濫被害、熊本地震、今後想定される首都直下地震などを踏まえ、市民一人ひとりの防災意識の向上や、近くの人たちが助け合う関係づくり、地域の各種関係団体、関係機関、民間企業、学校などの連携協力体制づくり、これらを支える行政機関の活動の強化などにより、自助、共助（互助）、公助による地域の総合的な防災力向上を図る必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災活動の担い手を育成するため、避難所運営会議や自主防災組織などの会議や訓練を支援します。 ・地域のさまざまな関係者の連携を強化するため、地域団体、関係機関、民間企業等で構成する中原区防災連携協議会を開催し、各分野の課題検討や情報共有を図ります。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議や自主防災組織の活動支援などによる地域防災活動の担い手の育成 ・地域団体、関係機関、民間企業等で構成する中原区防災連携協議会における各分野の課題検討や情報共有による地域連携の強化 			
指標	中原区防災連携協議会の構成団体数	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		105 団体 (平成 28(2016)年度末)	110 団体以上 (平成 33(2021)年度末)

No.・課題名 18 多様な主体による地域コミュニティ活性化の推進		所管 高津区役所	
現状			
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会、自主防災組織、市民活動団体、商工農業者団体など、地域で活動を行う各種団体では、社会状況の変化等により、活動の担い手の固定化や不足などが見られ、地域コミュニティの希薄化が課題となっています。 ・地域の課題を住民自ら解決していくため、地域活動の担い手となる人材の発掘・支援が求められている中で、とりわけ町内会・自治会については、加入率が低下しているとともに、活動内容があまり知られていない状況にあります。 ・また、各種団体の活動を維持・活性化させるとともに、団体相互の連携・協力を促進するため、区役所には、地域人材の発掘・支援に向けた取組や各種団体同士のつながりをコーディネートする役割が求められています。 			
取組の方向性			
<p>区民が身近で関心のある地域活動に参加し活躍する場を創出するため、町内会・自治会の活動について広く周知を行います。</p> <p>町内会・自治会等の各種団体の活動内容や抱える課題が異なる状況も踏まえながら、団体相互の情報共有や意見交換ができるよう講演会、研修会等を実施するとともに、団体の自主性・自立性を尊重しながら、団体相互の連携・協力を促進するため、行政として必要なコーディネートを行い、地域コミュニティ活性化を推進します。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・高津区町内会・自治会を紹介する冊子を活用した、各種活動内容の広範な周知 ・町内会・自治会等の各種団体相互の情報共有や意見交換を図る講演会、研修会等の実施 ・他団体実施イベントへの参加等の交流支援 			
指標	町内会・自治会等の存在や活動内容についての認知度	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		40%	80%以上

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名 19 地域防災力向上に向けた取組の推進		所管 高津区役所	
現状			
<p>・多くの区民が大規模地震など災害への不安を感じる反面、家庭での食料等の備蓄率や防災訓練への参加率が低いことなどが、アンケート調査等に現れており、自助・共助（互助）の強化に向けた取組が必要となっています。</p> <p>・また、台風などによる区役所職員の動員機会が増える中、避難所開設や区災害対策本部各班の災害対応業務に円滑に取り組めるよう、区役所職員の更なるスキル向上が必要です。</p>			
取組の方向性			
<p>家庭や、地域、区役所での災害対応力強化に向けた取組により、自助、共助（互助）、公助それぞれの面から地域防災力向上をめざすとともに、防災をテーマとした地域での顔の見える関係づくりを推進します。</p>			
具体的な取組内容			
<p>・地域特性にあわせた避難所開設支援事業を通じた、自主防災組織や避難所運営会議の活性化に向けた支援の推進</p> <p>・各種防災訓練等への中学生などの若い世代の参加の促進</p> <p>・職員全体のスキル向上に向けた役割等の明確化と、それに基づく実践的な訓練・研修の実施</p>			
指標	①各種防災訓練に参加した区内中学校数 ②職員向け研修・訓練の年間参加率	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		① 2校 ② 25%	① 5校（区内全中学校） ② 50%以上

No.・課題名 20 多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組の推進		所管 多摩区役所	
現状			
<p>多摩区役所では、これまでも町内会・自治会を中心とした地域住民組織、大学、NPO等と協働・連携し、地域の課題解決、地域の活性化に向けてさまざまな分野で取組を進めてきました。</p> <p>今後、高齢化の更なる進展や将来の人口減少への転換が見込まれるなど、社会状況が激しく変化していく中、より多様化する地域課題を解決していくためには、地域人材の育成や多様な主体同士の連携が求められています。</p>			
取組の方向性			
<p>町内会・自治会をはじめする地域住民組織等と引き続き連携しながら地域課題解決に向けた取組を進めるとともに、自助・互助の理念の浸透や地域人材育成の推進を通じて、区民の地域活動への参加促進を図ります。</p> <p>また、3大学（専修大学、明治大学、日本女子大学）が立地する地域特性を活かし、大学生の地域参加を促進する取組を実施することにより、地域の活性化を推進します。</p>			
具体的な取組内容			
<p>・町内会・自治会、大学等と協働・連携した取組の推進</p> <p>・地域包括ケアシステムの構築に向けた多世代で支え合う地域づくりの推進</p> <p>・地域人材の育成の推進</p> <p>・大学生の地域参加促進に向けた取組の推進</p> <p>・多摩区市民提案型協働事業（磨けば光る多摩事業）の実施</p>			
指標	多摩区市民提案型協働事業の取組継続団体数	現状値 (平成 27(2015)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		13 団体	19 団体以上

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名		21 総合的な地域防災力の向上		所管	多摩区役所
現状					
<p>多摩区は、洪水・土砂災害等に対する脆弱性が高く、また、近隣自治体と隣接している地域であることから、広域的被害も想定されるため、防災意識の向上や地域防災力の強化に加えて、隣接自治体や関係機関と連携した対応も必要です。また、平成 28 (2016) 年 4 月に発生した熊本地震への職員派遣等により、発災後の災害対応業務と通常業務における課題が明らかになり、区役所職員の災害対応力の更なる向上が必要となっています。</p>					
取組の方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議による訓練の実施や、地域の新たな人材、組織等の地域防災活動への参加等を促進することで、自助・共助（互助）による地域防災力の向上を図ります。 ・災害時に円滑に連携して対応することができるよう、隣接自治体や関係機関との調整を図ります。 ・区役所職員がより主体的に災害対応業務を担うことができるよう、職員の災害対応力の向上を図ります。 					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議が主体となったより充実した訓練実施の促進 ・従来の防災訓練等に参加していない区民や組織も参加しやすい内容での訓練実施など、地域の新たな人材の地域防災活動への参加の促進 ・地域特性に応じた訓練及び防災意識を醸成するための啓発活動の実施 ・隣接自治体等との連携による検討会議の開催や訓練実施などに向けた調整 ・災害時の実例の検証等を踏まえた区役所職員の意識向上及び災害対応力向上のための研修、訓練等の実施 					
指標	区内全指定避難所（21 か所）のうち、訓練を実施した避難所数	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		10 か所 (47.6%)		21 か所 (100%)	

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名	22	多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組の推進	所管	麻生区役所
現状				
<p>地域を取り巻く状況の変化による地域内での関係性の希薄化や、町内会・自治会への加入率の低下、担い手の高齢化等の課題が顕在化するなど、地域の課題は複雑多岐にわたっています。</p> <p>このような状況から、町内会・自治会等を中心とした地域の課題解決に向けた取組の支援や、市民組織が運営する区の市民活動支援拠点「麻生市民交流館やまゆり」と連携した区における市民活動支援施策の展開など、区民参加と協働による地域課題の解決及び市民協働のまちづくりの推進を図る必要があります。</p> <p>あわせて、地域の特性を活かした区づくりを推進するため、地域人材の発掘・支援による市民活動・地域活動の更なる活性化に向けた取組を進めていく必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手である町内会・自治会が行う事業を支援することにより、地域住民のつながりや地域の課題解決力の強化を図ります。 ・地域が主体となった地域課題の解決に向けた取組が広がるよう、住民への自助・互助の理念の浸透に向けた取組を進めます。 ・「麻生市民交流館やまゆり」との連携により、市民活動の一層の推進を図ります。 ・地域人材を発掘・支援するとともに、市民活動・地域活動へつなげていく仕組みとして平成 29 (2017) 年度に運用を開始した「麻生区市民活動団体検索サイト」を活用し、市民館や区内関係機関の相談体制とも連携しながら取組を推進します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会への加入促進や協働による町内会事業提案制度事業の実施など、町内会・自治会の活動の支援 ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進 ・麻生区市民提案型協働事業の実施 ・市民活動の一層の推進を図るための、「麻生市民交流館やまゆり」における市民活動団体の交流や、情報発信、市民活動相談窓口の開設等の推進 ・「麻生区市民活動団体検索サイト」の掲載団体の充実にに向けた取組推進 				
指標	麻生区市民活動団体検索サイトの掲載団体数	現状値 (平成 29(2017)年 10月1日時点)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		286 団体	350 団体以上	

No.・課題名	23	消防団を中核とした地域防災力の充実・強化	所管	消防局
現状				
<p>地域防災力の充実・強化が課題となっている一方で、高齢化の進展等の社会情勢を取り巻く環境の変化により、地域防災力の中核を担う消防団員の確保が困難になっており、女性や学生等を含めた幅広い層への積極的な加入促進に一層取り組む必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>平成 27 (2015) 年度に創設した「消防団応援事業所制度」や平成 28 (2016) 年度に創設した「学生消防団員活動認証制度」の活用、消防団員の活動環境の整備等による消防団員確保への取組や、消防団員を中心として行う自主防災組織への訓練指導など、消防団を中核とした更なる地域防災力の充実・強化に向けた取組を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保（女性消防団員の入団促進、学生消防団員活動認証制度の周知による大学生等の入団促進など） ・消防団活動の広報の実施 ・消防団応援事業所登録事業所数の拡大 ・自主防災組織への訓練指導の実施 ・消防団員の処遇改善に向けた取組の実施（個人装備品の計画的な配備、他都市の状況を踏まえたより適正な年報酬額の検討など） ・他都市における機能別消防団員等の活用状況の調査による、その有用性の検討 				
指標	消防団員数の充足率	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		86.5% (平成 29(2017)年 4月 1日)	90.8%以上 (平成 34(2022)年 4月 1日)	

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

No.・課題名		24 地域の寺子屋事業を担う人材の確保		所管	教育委員会事務局
現状					
<p>地域の寺子屋事業については、地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートする仕組みづくりや、シニア世代をはじめとする地域のさまざまな方の知識と経験を活かした多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくり、子ども達に豊かな学びや体験の機会を提供することによる学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を目的として、平成 26 (2014) 年度に事業をスタートし、その後、地域の実情にあわせて拡充をしてきました。今後、全小・中学校での実施をめざし、事業を担う人材の確保等に更に取り組んでいく必要があります。</p>					
取組の方向性					
<p>より多くの人に寺子屋事業について知ってもらうための広報活動の強化とあわせ、全小・中学校での事業展開をめざし、実施団体や人材の確保等に取り組めます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 寺子屋事業に関する広報活動の強化 ・ 全小・中学校での事業展開をめざした寺子屋先生養成講座、寺子屋コーディネーター養成講座の実施や、地域への呼びかけなどによる人材の確保 					
指標	地域の寺子屋の運営への参加人数	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		578 人		2,500 人以上	

取組の方向性

- 区役所は、地方自治法上の総合行政機関として、戸籍・住民基本台帳、国民健康保険、子育て支援など、市民に身近なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するとともに、地域の課題解決に向けた協働のパートナーである市民との信頼関係の構築に向けて、来庁者のニーズに寄り添った丁寧な対応や、窓口の混雑緩和、分かりやすく快適な庁舎環境の整備等、市民目線に立った工夫や改善による職場起点の継続的なサービス向上に取り組めます。
- 市民同士が互いに支え合い、参加と協働による課題解決が図られる地域づくりや、区役所全体としての継続的な市民サービスの向上などに向けた執行体制の整備に取り組めます。

取組 1 - (2) 区役所改革の推進

改革課題

No.・課題名	1	「めざすべき区役所像」の実現に向けた区役所機能の強化	所管	市民文化局
現状				
<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、区行政改革としてさまざまな区役所機能の強化に取り組んできましたが、地方自治法の改正や、地域包括ケアシステムの構築、マイナンバー制度³の導入など区役所を取り巻く社会環境が変化してきていることから、平成 27 (2015) 年度に策定した「区役所改革の基本方針」に基づき、共に支え合う地域づくりに向けて、区役所機能の更なる強化を図る必要があります。 ・これまでの取組により、まちづくり推進部、保健福祉センター、道路公園センターなどの組織整備を行ってきましたが、今後、10 年後を見据えた「めざすべき区役所像」を実現するためには、地域づくりや、継続的なサービス向上、地域包括ケアシステムの構築などに向けた執行体制の整備を行っていく必要があります。 				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・「区役所改革の基本方針」に掲げる 10 年後を見据えた「めざすべき区役所像」としての「市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所」、「共に支え合う地域づくりを推進する区役所」、「多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所」の実現に向け、区役所機能の段階的な強化を図りながら、取組を進めます。 ・地域づくりに向けた執行体制の整備や、継続的なサービス向上に向けた執行体制の整備、地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の検証を進めます。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ■ 区役所と事業局との円滑な調整に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な庁内調整に向けた、区役所と事業局の間で課題認識を共有できる仕組みや、区役所に関する適切な情報が適切なタイミングで庁内共有できる仕組みの検討 ・区役所と事業局との間の調整を円滑に進めるための、平成 29 (2017) 年度から明確化した区役所各課と業務所管課との関係に基づく適切な運用の推進 ■ 区予算のあり方の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・地域での「顔の見える関係づくり」の取組などを踏まえた、地域づくりに向けた予算のあり方や、区予算と局予算の役割分担についての検討 ■ 区における広報・広聴機能の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・見守りが必要な市民の情報など地域の課題を直接把握する取組の推進 ・情報を必要とする市民に必要な情報を直接届けるための仕組みの検討 ■ 区における執行体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりや、継続的な市民サービスの向上、地域包括ケアシステムの構築などに向けた更なる組織の最適化の推進 				
指標	区役所利用者のサービス満足度	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		96.9%	98.0%以上	

³ 行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤である、社会保障・税番号制度のこと。

取組 1 - (2) 区役所改革の推進

No.・課題名		2	中原区役所窓口混雑緩和・サービス環境改善の推進	所管	中原区役所
現状					
<p>中原区は都心へのアクセスが大変便利になったことから、武蔵小杉駅周辺の再開発が進み、「住みたい街」としても人気を集めており、平成 47 (2035) 年度までに 3,300 戸分の大規模集合住宅の建設が予定されるなど、今後も中原区の人口は増え続け、これに伴い転入届や出生届、婚姻届等の受付業務が増え続ける状況が見込まれます。</p> <p>また、中原区内には、企業の単身世帯用住宅も多く存在しており、人事異動等により毎年度末多くの社員の方が転入届等の手続きに来庁されるため、窓口混雑につながっている状況です。</p>					
取組の方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ・「区役所サービス向上指針」に基づき、窓口サービスにおける更なる改善に向けた取組として、①業務の定期的な見直しや工夫による改善、②混雑期における来庁者の分散化、③待合環境の快適化に向けた改善の 3 点について実施し、窓口における待ち時間を現状値以下とするとともに、待ち時間を有効に活用していただけるよう取組を進めます。 ・混雑期における区役所庁舎の既存スペースの有効活用についても検討を進めます。 					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・市HPへの混雑状況をお知らせする「混雑予報カレンダー」の掲載 ・順番が近づいたことをお知らせする「お呼び出しメールサービス」の利用推奨や、商店街と連携した冊子、サービス券等の配架などによる待ち時間の有効活用に向けた取組の推進 ・区内企業への混雑緩和に向けた協力依頼の推進 ・混雑期における区役所庁舎有効活用の検討・実施 ・待合環境の更なる改善 ・区役所全体の応援体制の確立 					
指標	混雑期における区役所窓口の最長待ち時間	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		1 時間 55 分		1 時間 55 分以下	

No.・課題名		3	区役所サービスの向上に向けた取組の推進	所管	高津区役所
現状					
<p>高津区役所では、「高津区役所サービス向上指針」に基づき、区役所全体でサービス向上に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、多様化・増大化する市民ニーズを的確に把握しながら、信頼される区役所をめざして、区役所サービスの更なる向上に取り組む必要があります。</p>					
取組の方向性					
<p>「たかつ一言ポスト」など市民意見を区役所サービス向上につなげる仕組みを活用して、利用しやすい庁舎の環境整備や区役所サービスの工夫・改善を継続的に行います。</p> <p>また、「庁内報」などを通じて、庁内の改善活動や市民サービス向上の取組成果を周知し、職員の情報共有や意識改革につなげます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・「たかつ一言ポスト」の活用や、若手職員を中心とする区役所サービス推進チームによるサービス向上の検討・取組 ・職員間の情報共有を図る「庁内報」の発行 					
指標	高津区役所利用者のサービス満足度	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		96.9%		98.0%以上	

取組 1 - (2) 区役所改革の推進

No.・課題名		4 市民目線に立った区役所サービスの推進		所管	宮前区役所
現状					
<ul style="list-style-type: none"> 市民満足度の高い区役所サービスの提供に向け、サービス向上の取組の基本的な方向性を示した「宮前区役所サービス向上アクションプラン」を取りまとめ、親切・丁寧な窓口対応や分かりやすい案内掲示等による快適な庁舎環境の整備などに取り組んでいます。 区役所で提供するサービスの質に対する区民の期待は一層高まっており、今まで以上に、市民の立場に立った行政サービスを提供する区役所づくりを推進することが求められています。 					
取組の方向性					
<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズを的確に把握し、効果的な人材の育成を図り、区役所組織の活性化を推進するとともに、便利で快適な区役所環境の構築に向けた取組を推進します。 区役所利用者が手軽に意見を言える「みやまえ☆ご意見BOX」を引き続き設置し、その意見等を参考に市民目線に立ったサービス向上を推進します。 					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 照明設備のLED化など市民が快適さを感じられるような庁舎内施設の環境整備の推進 市民意見を反映させた、更なるサービス向上に向けた研修の実施 円滑かつ効率的なサービスの提供に向けた事務処理マニュアルの整備 市民に分かりやすい窓口案内の実施に向けた更なる取組の推進 市民への区役所事業・イベント等の行政情報の効果的な提供に向けた検討・取組の推進 受付窓口番号表示システムの改善等による窓口混雑緩和に向けた検討・取組の推進 					
指標	宮前区役所利用者のサービス満足度	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		95.8%		98.0%以上	

No.・課題名		5 より利用しやすい区役所に向けた取組の推進		所管	多摩区役所
現状					
<p>多摩区役所では、従来から安全で快適な庁舎環境の整備や職員の窓口対応力の向上など、より利用しやすい区役所をめざし、利用者の意見をもとにさまざまな取組を行ってきました。しかしながら、市民ニーズはより多様化し、サービスの質についても高い水準が求められている中、市民サービスの向上に向けより一層の取組を進めていく必要があります。</p>					
取組の方向性					
<p>来庁された方の意見や窓口アンケート結果の分析などにより、庁舎環境に対する市民ニーズを的確に把握するとともに、区役所サービス向上委員会を中心としてより利用しやすい区役所に向けた取組を推進します。さらに、区役所内全課の職員が参加するワーキンググループを編成し、さまざまな立場から区役所サービスの向上について検討を行い、改善を進めます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> アンケート等による市民ニーズの把握、検討 より利用しやすい庁舎環境の整備 効果的な情報発信の推進 ワーキンググループによる区役所サービス向上に向けた取組の検討、改善の実施 サービス向上のための外部講師、接遇指導者による研修の実施 					
指標	多摩区役所利用者のサービス満足度	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		96.6%		98.0%以上	

取組 1-(3)

市民との積極的な情報共有の推進

取組の方向性

- 市政に関する情報を、課題も含め、SNS⁴などを活用した多様な手法により、分かりやすく、かつ効果的に発信するとともに、職員の広報に対する意識の醸成や、メディアコーディネーター⁵を活用した広報の強化、ブランドメッセージ⁶の活用等に取り組むことにより、「伝わる広報」の一層の推進を図ります。
- 市民目線に立った施策・事業を推進するため、現場主義、対話主義の視点から、一層効果的な市民参加に向けた取組を推進するとともに、市民意見の効果的な収集による市民ニーズの的確な把握や、広聴業務に携わる職員のスキルアップ等に積極的に取り組むことなどにより、広聴機能の強化に向けた取組を一層推進します。

改革課題

No.・課題名	1	効果的な情報発信の取組推進	所管	総務企画局
現状				
市の施策や取組等の情報発信とともに、「川崎市シティプロモーション戦略プラン」に基づいた、市民の川崎への愛着・誇りの醸成や対外的な認知度・イメージの向上のための施策・事業を推進していますが、市の魅力や施策・取組等についての情報が市民等に十分届いていない状況にあります。				
取組の方向性				
職員の広報に対する意識の更なる醸成や広報媒体・手法の強化・充実、川崎市の都市ブランド（川崎市の良好なイメージ）の強化など、「伝える広報」から「伝わる広報」への取組を推進します。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・広報関係研修の充実 ・平成30（2018）年3月策定の「シティプロモーション戦略プラン第2次推進実施計画」や、「広報の基本方針」などに基づく、戦略的な情報発信の推進 ・ブランドメッセージ等を活用した効果的な情報発信 ・メディアコーディネーターを活用した広報の強化 ・分かりやすく読みやすい「かわさき市政だより」の発行 				
指標	シビックプライド指標（市民の川崎への「愛着」、「誇り」）	現状値	目標値	
		（平成28(2016)年度）	（平成33(2021)年度）	
		【愛着】5.9点	【愛着】6.5点以上	
		【誇り】4.9点	【誇り】5.5点以上	

⁴ Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

⁵ 本市における情報発信を戦略的に行うため、多岐にわたる発信媒体の効果的な活用方法等について専門的な立場から助言を行う本市の非常勤嘱託員

⁶ 市民の川崎への愛着や誇りの醸成を目的として平成28（2016）年7月に策定した、本市の多彩な魅力を一言で表現し、都市の将来像を示したもの

取組 1 - (3) 市民との積極的な情報共有の推進

No.・課題名		2	広聴機能の強化に向けた取組の推進	所管	総務企画局
現状					
<p>地域や社会における課題が複雑化し、市民ニーズも多様化している中で、市民の市政に対する意識等を的確に把握し、市政運営や政策立案の参考にする必要があります。</p> <p>これまで「市長への手紙」や「市民アンケート」、「区民車座集会」を適切に実施・運用することで、市民の声を効果的に収集し、施策や取組の参考にしてきたところです。</p> <p>引き続き、市民ニーズの効果的な把握の手法を検討しつつ、職員の広聴に対する知識・意識の向上に取り組む必要があります。</p>					
取組の方向性					
<p>市民意見の効果的な収集による市民ニーズの的確な把握や、人材育成等による広聴業務に携わる職員のスキルアップ等に取り組むことなどにより、広聴機能の強化に向けた取組を推進します。</p> <p>さまざまな市民意見を政策立案に活用する仕組みの構築や広聴業務に関する全庁的な人材育成に向けたサポート体制の検討を進めます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズの的確な把握に向けた職員の意識や能力の向上 市民意見を収集・分析し、政策立案に活かす取組の推進 広聴業務に携わる職員のスキルアップや全庁的な人材育成に向けたサポート体制の検討 					
指標	研修達成度 (研修参加者アンケート)	現状値		目標値 (平成 33(2021)年度)	
		なし		80%以上	

No.・課題名		3	財政状況の見える化に向けた取組の推進	所管	財政局
現状					
<p>これまで、「川崎市財政読本」や「川崎市予算案について」等により、市民生活に身近な施策の予算や、将来の負担などについて、市民に分かりやすい形での公表に努めてきました。</p> <p>また、平成 10 (1998) 年度決算からは、企業会計的手法による財務書類の公表を行ってきましたが、平成 28 (2016) 年度決算から、全ての自治体において、地方公会計制度の統一的な基準による財務書類を作成することとなり、市民により分かりやすい資料の公表や財務書類の活用が求められています。</p>					
取組の方向性					
<p>市民により分かりやすい資料を公表することで、これまで以上に市の財政に関心をもってもらえるよう、引き続き資料内容等の継続的な見直しを進めます。</p> <p>また、財務会計システムによる地方公会計制度に対応した財務書類の作成も見据えながら、より財政状況を分かりやすく市民に説明できる資料の作成・公表に向けて、具体的な取組の検討を進めます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 市民目線でより分かりやすい資料の公表に向けた、公表手法や資料内容の必要な見直しの実施 統一的な基準による財務書類等について、国や他都市の公表資料を参考とした、行政コストに関する各種分析資料作成などの取組の推進 					

取組 2

「再構築する」

市民サービスの向上に向けた効率的・効果的な行財政運営の推進

改革の視点

- ・安全・安心な市民の暮らしを支えるための行政としての役割を担い、必要な市民サービスを確実に提供していくための体制づくりや、効率化が可能な分野での委託化等により、組織の最適化を推進し、「ムリ・ムダ・ムラ」を排除した、簡素で効率的・効果的な、活力ある市役所を構築します。
- ・あわせて、社会経済環境の変化などに対応し、将来に「備える」視点も踏まえた市民サービスの再構築や、施設保有量の最適化・財産の有効活用等の資産マネジメント、債権確保策の強化、出資法人の経営改善・活用、業務改善による事務執行の効率化などとともに、税財政制度の見直しに関する国等への要望にも取り組むことにより、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確かつ迅速に対応できる、持続可能な行財政運営の基盤づくりを進めます。



これまでの主な取組と課題

- ✓ 地域包括ケアシステムの構築や、保育の質の維持・向上、児童相談業務の充実、民間福祉施設等の監査指導の強化等に向けた組織整備などに取り組むとともに、公立保育所の民営化や資源物等収集業務の委託化などとあわせ、適正な民間部門の活用に向けたモニタリング体制の検討等を進めており、今後も安全・安心な市民の暮らしを支えるための行政としての役割をしっかりと担うための体制づくりを進めていく必要があります。
- ✓ 市税その他の債権確保策の強化の取組を推進し、平成 28 (2016) 年度の市税収入率が、本市の過去最高となる 98.6%となるなど一定の成果をあげており、今後も、歳入確保に向けた効果的な取組を推進する必要があります。
- ✓ 学校施設や市営住宅等の維持管理等を計画的に実施し、施設の長寿命化の取組を推進しました。今後、将来の人口減少への転換等を見据えて、施設保有量の最適化の取組について順次拡大していく必要があります。

- ✓ 「かわさきアプリ」など、ICTの活用等による市民サービスの向上に取り組むとともに、使用料・手数料の見直しによる受益と負担の適正化を図るなど、市民サービスの再構築の取組を推進しました。引き続き、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確に対応するための必要な改善や、受益と負担の適正化の観点による見直し等に取り組んでいく必要があります。

改革項目一覧

取組2「再構築する」	ページ番号
(1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化	39
(2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用	47
(3) 給与制度・福利厚生事業の見直し	54
(4) ICTの更なる活用	55
(5) 債権確保策の強化	58
(6) 戦略的な資産マネジメント	61
(7) 入札・契約制度改革	66
(8) 資金の調達と運用の安定化・効率化	67
(9) 特別会計の健全化	69
(10) 公営企業の経営改善	71
(11) 出資法人の経営改善・活用	77
(12) 地方分権改革の推進	78
(13) 内部の業務改善による事務執行の効率化	79
(14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築	85

取組の方向性

- 社会経済環境の変化や、市民ニーズに的確かつ迅速な対応が可能であり、かつ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、業務量と規模のバランスのとれた、簡素で効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、必要な見直しも行いながら、限りある人材を最大限に活用した組織の最適化に取り組みます。
- 安全・安心な市民の暮らしを支える行政の役割をしっかりと担い、市民に必要なサービスを確実に提供するため、地域包括ケアシステムや危機管理体制の構築、待機児童対策・保育の質の確保、民間部門を適正に活用するためのモニタリングの推進等に向けた組織整備や職員配置に取り組み、執行体制の強化を図ります。
- 「一般行政」部門⁷における人口千人当たりの職員数（「地方公共団体定員管理調査」（平成 28（2016）年度））は、他政令指定都市平均と比較すると多い状況にあり、「清掃」部門の職員数が多いことが、その一因となっていることから、引き続き、同部門も含め、事務・サービス等の水準を維持しつつ、効率化が可能な分野での委託化等により、執行体制の見直しを図ります（図表 9）。

図表 9 平成 30（2018）～平成 33（2021）年度の執行体制の見直し

主な取組内容（予定）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築（P. 41） ・ 保育需要に対応し、質の高いサービスの提供を確保するための公立保育所の民営化（P. 49） ・ 市バス営業所業務の管理委託の活用による管轄路線の見直し（P. 73） ・ 定型的・反復的業務の集約化等による総務事務の執行体制の見直し（P. 80） など

⁷ 「地方公共団体定員管理調査（総務省）」による全会計部門のうち、「公営企業等会計」及び「教育消防」を除いたもの

取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

改革課題

No.・課題名	1 守衛業務の見直し	所管	総務企画局
現状			
<p>本庁舎等の守衛業務については、第2庁舎及び第3庁舎を職員が行い（夜間・閉庁日は委託）、第4庁舎は委託により行っていますが、更なる民間活用に向け、守衛職が担っている要人警護、議場警備等の特殊性、専門性など、民間部門を活用する際の諸課題について、検討を行っています。</p>			
取組の方向性			
<p>他都市の庁舎警備業務委託化の状況や本庁舎等建替事業の進捗状況等を踏まえて、本庁舎等における守衛と警備員の役割分担について整理を行い、民間部門の活用に向けた取組を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・守衛職と警備員の役割分担についての考え方の整理 ・民間部門の活用に向けた検討 			
No.・課題名	2 危機管理体制の強化	所管	総務企画局
現状			
<p>近年、各地で大規模自然災害が発生する中、首都圏においても災害リスクが高まっています。防災、減災対策は、平時から全庁一丸となって取り組む必要があるため、これまで、東日本大震災以降の各種防災計画等の策定、見直しを通じ、各局区等の役割分担の整理・明確化を図るとともに、平成28（2016）年の熊本地震での教訓等を踏まえ、各局区等の防災施策の主体的な実施と、その取組の有機的な連携により、全庁横断的な対応ができるよう、平成30（2018）年度に危機管理監を設置するなど組織整備を行ってきました。今後も、新たな課題把握に努めながら、より効果的・効率的な危機管理体制の構築を進めていく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、迅速かつ的確に対応するため、引き続き、実際の災害対応や各種訓練、他都市の危機管理事象からの教訓などを踏まえ、危機管理体制の検証や見直しを行います。また、平時から各局区等がそれぞれの役割のもと、主体的に防災、減災対策に取り組むとともに、連携して取組を推進することができるよう役割分担の整理・明確化を進めます。 ・防災対策及び災害、危機事象への対応は市の責務であり、職員一人ひとりがその一員であるという意識の醸成と効果的な人材育成の取組を進めます。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・実効的な災害対応力の充実、強化に向けた危機管理体制の検証・見直し ・各局区等が主体となった防災施策推進に向けた役割分担の整理・明確化の推進 ・実践的な訓練や研修の充実による効果的、計画的な人材育成に向けた検討・調整及び取組の推進 			
No.・課題名	3 内部統制に関する体制整備	所管	総務企画局
現状			
<p>地方公共団体等における適正な事務処理などの確保等を図るため、平成29（2017）年に地方自治法が改正され、内部統制に関する方針の策定と、これに基づく体制の整備が義務付けられました。あわせて、市民から信頼される行政を実現するため、職員の法令順守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に向けた取組を強化していく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成32（2020）年4月に施行される地方自治法の改正に伴う内部統制に関する方針の策定及び同方針に基づく体制整備を図ります。 ・職員の法令順守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に向けた取組の強化を図ります。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・業務におけるリスクの識別、評価 ・内部統制に関する方針の策定（平成31（2019）年度） ・同方針に基づく体制整備 ・職員の法令順守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保の取組強化 			

取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

No.・課題名	4 苦情・不服申立制度の検証	所管	総務企画局
現状			
<p>権利利益の救済手段の充実・拡大等を図るため、行政手続法や行政不服審査法が平成 26 (2014) 年に改正され、また、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保等を図るため、地方自治法が平成 29 (2017) 年に改正されるなど、時代の要請に応じた制度の見直しが進められています。</p>			
取組の方向性			
<p>社会状況の変化を踏まえ、本市が実施している法的な救済制度以外の苦情・不服申立制度について、制度の目的や役割等の検証を進めるとともに、制度のより効果的な運用手法の検討を行います。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の状況調査 ・本市における苦情・不服申立制度の目的、対象とする行為、役割等の分析と課題の整理 ・制度のより効果的な運用手法の検討 			

No.・課題名	5 安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築	所管	環境局
現状			
<p>ごみの減量化に伴い、平成 27 (2015) 年 4 月に 1 つの処理センターを休止・建設中とし、3 つの処理センターを稼働する「3 処理センター体制」に移行しました。</p> <p>こうした中、一部の処理センターにおける夜間運転操作業務の委託化や資源化処理施設における運営・処理業務の委託化を進めるとともに、焼却灰運搬業務等について、職員の退職動向にあわせて非常勤化を進めてきました。</p> <p>今後も、適正かつ安定的な処理の実施を前提に、民間部門の活用も含めた効率的・効果的な処理体制の構築を進めていく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・3 処理センター体制移行後の処理体制の検証を行うとともに、他都市の状況について調査等を行い、資源化処理施設等も含めた本市の廃棄物処理体制のあり方について検討を行います。 ・安定的な市民サービスの提供を確保した上で、より効率的・効果的な処理体制の構築に向け、人材育成及び技術継承を行いながら、処理センターの運転操作業務の一部委託化に向けた検討を進めます。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の廃棄物処理体制のあり方の検討 ・浮島処理センターの運転操作業務の一部委託化（平成 32 (2020) 年度） ・平成 35 (2023) 年度から稼働予定の新橋処理センターにおける執行体制の検討 			

取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

No.・課題名	6	循環型社会に対応した効率的・効果的な廃棄物収集体制の構築	所管	環境局
現状				
<p>これまで本市の廃棄物処理事業は、家庭系ごみの分別収集の拡大、普通ごみ収集の回数の変更等、3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用））を基調とした循環型社会の構築に向けた取組を推進するとともに、事業系ごみ収集運搬業務の許可制導入、家庭系の資源物等収集運搬業務の委託化など執行体制の見直しを進めてきました。</p> <p>また、今後の執行体制の構築に向けて、資源物等収集業務のモニタリングを行うとともに、資源物等収集業務の受託事業者全社へ業務遂行上の課題等についてヒアリングを実施するなど、担い手となる市内事業者の実態の把握等を行った結果、事業運営の安定性、継続性などの面で課題があることが明らかになったことから、その対応についてもあわせて検討を進めてきました。</p> <p>今後も廃棄物処理事業における公共と民間の役割を整理しながら、新たな執行体制を構築し、安定的かつ継続的に事業を実施する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの分別収集の拡大及び普通ごみ収集回数の変更後におけるごみの排出状況や、3処理センター体制移行に伴うごみ搬入ルートの変更後の収集体制の検証、資源物等収集業務の委託化の効果検証、職員の退職動向などを踏まえ、本市のごみ収集業務のあり方について検討を進めます。 ・普通ごみ収集運搬業務は、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、特に重要なライフラインとして最も適正かつ迅速に処理することが必要であることから、民間活力の導入については、安定的な市民サービスの提供の確保とともに、非常時に備え、通常時から市内全地域のごみ排出状況を把握するための体制の維持を前提に、担い手となる民間部門の育成を図りながら検討を進めます。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・本市のごみ収集業務のあり方の検討 ・普通ごみ収集運搬業務における民間事業者の育成手法や、本市の地域特性を踏まえた収集方法、民間活力の導入の規模や時期などの検討 				

No.・課題名	7	生活環境事業所の再編	所管	環境局
現状				
<p>市内に5か所ある生活環境事業所のうち、堤根処理センターに併設されている川崎生活環境事業所は、3処理センター体制における堤根処理センターの解体・建替工事により使用不能となります。</p> <p>今後は、川崎生活環境事業所の機能移転等を含めた、生活環境事業所の再編等の検討を行う必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境事業所の再編については、市民生活への影響を極力少なくすることを前提に、効率的・効果的な執行体制の構築に向けた検討を進めます。 ・ごみ減量化・資源化の推進や社会状況の変化を踏まえた市民サービスの提供に向けて、事業所再編にあわせ、生活環境事業所の機能強化に向けた検討を行います。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の川崎生活環境事業所を廃止し、南部生活環境事業所と中原生活環境事業所に機能を統合することによる4生活環境事業所体制への移行（平成31（2019）年度） ・普通ごみ・資源物の収集ルートの変更に伴う最適な収集体制の構築 ・普通ごみ・資源物の収集曜日変更等に伴う市民に対する効果的な広報の実施 ・事業所再編にあわせた生活環境事業所の機能強化に向けた検討 				

取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

No.・課題名	8	地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備	所管	健康福祉局
現状				
<p>地域の实情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向け、平成 28 (2016) 年 4 月に各区地域みまもり支援センターを設置し、地域における多様な主体と連携しながら、生活課題への対応や地域ネットワークの構築など、「個別支援の強化」や「地域力の向上」を図る体制を整備するとともに、1 保健所・7 支所体制に移行させることにより、健康危機管理対策の強化を図りました。</p> <p>また、これまでの地域みまもり支援センターの体制に関する検討を踏まえ、市民サービス向上の観点から、母子生活支援施設や入院助産制度に関する申請受付から入所決定までの業務及び障害児計画相談支援に関する申請受付から福祉サービスの支給決定までの業務について、それぞれ一つの部署で対応できるよう、平成 30 (2018) 年 4 月に執行体制の見直しを行いました。</p>				
取組の方向性				
<p>今後も、地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健医療福祉施策等の総合的な検討・調整を行うとともに、地域みまもり支援センターの体制や取組の更なる検証を行いながら、より効果的・効率的に施策を推進できる執行体制の整備を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 保健医療福祉分野における各種計画・事業の進捗を踏まえた執行体制の見直しとその検証の実施 				

No.・課題名	9	地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備	所管	こども未来局
現状				
<p>地域の实情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向け、平成 28 (2016) 年 4 月に各区地域みまもり支援センターを設置し、地域における多様な主体と連携しながら、生活課題への対応や地域ネットワークの構築など、「個別支援の強化」や「地域力の向上」を図る体制を整備しました。</p> <p>また、これまでの地域みまもり支援センターの体制に関する検討を踏まえ、市民サービス向上の観点から、母子生活支援施設や入院助産制度に関する申請受付から入所決定までの業務について、一つの部署で対応できるよう、平成 30 (2018) 年 4 月に執行体制の見直しを行いました。</p>				
取組の方向性				
<p>今後も、地域包括ケアシステムの構築に向けて、子ども施策の総合的な検討・調整を行うとともに、地域みまもり支援センターの体制や取組の更なる検証を行いながら、より効果的・効率的に施策を推進できる執行体制の整備を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 子ども分野における各種計画・事業の進捗を踏まえた執行体制の見直しとその検証の実施 				

No.・課題名	10	待機児童対策の推進に向けた効果的・効率的な執行体制の検討	所管	こども未来局
現状				
<p>必要な地域への保育受入枠の確保や、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援の充実等の待機児童対策の推進により、平成 29 (2017) 年 4 月の保育所等利用待機児童数は 0 人となりましたが、今後も高まる保育需要に適切に対応するため、従来の取組を継続するとともに、更なる対策を検討していく必要があります。</p> <p>あわせて、保育従事者の増加に伴い、保育の質の維持・向上も課題となる中、これらに的確に対応した待機児童対策を推進するため、より効果的・効率的な執行体制を検討する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>「川崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要な地域への保育受入枠の確保や、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援の更なる充実、保育の質の維持・向上等の待機児童対策を推進するため、より効果的・効率的な執行体制の検討を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 「民間保育所等の支援」や「公民保育所の人材育成」等による保育の質の維持・向上などの待機児童対策の推進に向けた、より効果的・効率的な執行体制の検討 				
指標	保育所等利用待機児童数	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		0 人 (平成 29(2017)年 4 月 1 日)	0 人 (平成 34(2022)年 4 月 1 日)	

取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

No.・課題名	11	登戸土地区画整理事業補償業務等執行体制の見直し	所管	まちづくり局
現状				
<p>登戸土地区画整理事業は平成 37 (2025) 年度の事業完了をめざし、集団移転手法の活用により事業を推進しています。今後は、複数の集団移転を並行して実施することに伴い集中する補償業務への対応とあわせ、複雑な権利関係により事業の手続が遅れているエリアの円滑な事業推進に向けた調整が必要となっています。</p>				
取組の方向性				
<p>平成 25 (2013) 年度から取り組んでいる補償業務における民間部門の活用については一定の成果を上げており、今後も事業の進捗状況に応じ、引き続き民間部門を活用するなど、効率的・効果的な執行体制のもと、事業を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<p>・民間部門の専門知識や経験の活用などによる効率的・効果的な執行体制の見直しに向けた取組の推進</p>				
指標	宅地使用開始面積率	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		56%	77%以上	

No.・課題名	12	救急隊の適正配置や救急車の適正利用に向けた取組の推進	所管	消防局
現状				
<p>・救急隊 27 隊により市民サービスを提供しています。国の「消防力の整備指針」においては、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められており、平成 26 (2014) 年 10 月の指針改正を含め、救急出場件数、人口増加、地理的条件、消防庁舎の活用状況、市域全体のバランス等を総合的に勘案した救急隊適正配置の検討を行っています。</p> <p>・救急車の適正利用に向けた軽症者への啓発については、平成 18 (2006) 年度から、さまざまな取組を実施しています (マスコミ・チラシ・公共機関等を活用した広報、コールセンター事業、不適切頻回利用者個別指導、老人福祉施設等との情報連絡会の実施など)。</p> <p>こうした取組について、効果を検証しつつ継続・拡大することで、平成 18 (2006) 年と平成 28 (2016) 年の比較において、総救急件数が増加する中、救急車の軽症者利用割合は漸減しています。一方で、その件数は増加しており、更なる取組が必要な状況となっています。</p> <p>【総救急件数】 58,862 件→68,439 件 【軽症者利用割合】 59%→56% (ピークは平成 20 (2008) 年度の 61%) 【軽症者利用件数】 31,125 件→33,288 件</p>				
取組の方向性				
<p>・高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等の社会状況の変化により、救急件数の急速な増加が予測される中、継続した救急隊の適正配置や、救急車の適正利用など現場到着時間の維持・短縮に向けた取組を推進します。</p> <p>・救急車の適正利用等の救急需要対策を一層推進するとともに、国等の動向を注視しながら、新たな手法について検討を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<p>・救急隊の適正配置の検討結果や、平成 30 (2018) 年度の麻生消防署王禅寺出張所及び平成 32 (2020) 年度の多摩消防署宿河原出張所における増隊の効果検証に基づく取組の推進</p> <p>・平成 18 (2006) 年度から実施している救急車の適正利用に向けた取組の継続的な推進</p> <p>・平成 27 (2015) 年度から導入した「救急受診ガイド」の利用促進</p>				
指標	救急車の平均現場到着時間	現状値 (平成 28(2016)年中)	目標値 (平成 33(2021)年中)	
		8.4 分	8.4 分以下	

取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

No.・課題名	13	消防音楽隊及びカラーガード隊のあり方の検討	所管	消防局
現状				
<p>・音楽隊員については、専任の職員を2名及び非常勤嘱託員を1名配置するとともに、各消防署等に勤務する職員が主に時間外勤務により練習・演奏を行っており、市が主催する行事等での演奏による広報活動などを通じて、防火・防災の普及啓発を推進しています。</p> <p>・カラーガード隊員については、非常勤嘱託員を17名配置し、音楽隊とともに活動を行っています。</p>				
取組の方向性				
<p>防火・防災における他の普及啓発手法との効果の比較や、他都市の状況等を踏まえ、音楽隊及びカラーガード隊の今後のあり方、効率的・効果的な組織体制及び運営手法について検討を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<p>・他の普及啓発手法との効果の比較や、他都市における状況の調査等による、隊のあり方及び効率的・効果的な組織体制の検討</p> <p>・少人数演奏やカラーガード隊単独派遣など、効率的な運営についての検討・実施</p> <p>・演奏会開催時の広告収入等の経費確保策の検討</p>				
No.・課題名	14	教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直し	所管	教育委員会事務局
現状				
<p>教育文化会館・市民館等については、これまで、受付業務、施設管理業務、舞台管理業務において民間活力の活用を図り、効率的な運営に努めてきましたが、より一層の市民サービス向上をめざし、民間活力の活用を含めた新たな管理運営体制の検討・構築に向け、取組を進める必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>これまでの管理運営手法の検証を行い、民間活力の活用を含め、生涯学習や地域活動の推進にふさわしい体制や効果的な管理運営手法の構築に向け、区役所のあり方検討会議における意見や、社会教育委員会会議における研究報告書を踏まえるとともに、国の動向にも注視しながら、取組を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<p>・市民館分館（プラザ館）における民間活力導入に向けた検討と、その結果に基づく取組の推進</p>				
No.・課題名	15	図書館等の管理運営体制の見直し	所管	教育委員会事務局
現状				
<p>貸出・返却カウンター業務、配架業務等への民間活力の活用を図りながら、職員は専門性を発揮し、相談業務等に専念するなど、効率的・効果的な図書館運営に努めてきましたが、図書館への市民ニーズは多様化していることから、より一層の市民サービス向上をめざし、民間活力の活用を含めた新たな管理運営体制の検討・構築に向け、取組を進める必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>これまでの管理運営手法の検証を行い、民間活力の活用を含め、市民の読書活動の推進にふさわしい体制や効果的な管理運営手法の構築に向け、社会教育委員会会議における研究報告書を踏まえるとともに、国の動向にも注視しながら、取組を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<p>・図書館分館（プラザ館）における民間活力導入に向けた検討と、その結果に基づく取組の推進</p>				

取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

No.・課題名	16 学校運営・指導業務執行体制の見直し	所管	教育委員会事務局
現状			
<p>教員や児童・生徒への指導及び支援については、これまで学校教育部や総合教育センターなどにおいて、非常勤嘱託員、委託業者などを活用しながら、取組を進めてきましたが、目的に応じたさまざまな支援体制があることから、それぞれの職の設置の意義や役割について検証を行い、重複がないよう引き続き見直しを図っていく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>「かわさき教育プラン」に基づき、児童・生徒の教育的ニーズに的確に対応するため、包括的な支援体制を構築します。</p> <p>また、平成 29 (2017) 年度に学級編制基準、教職員定数の決定等に関する権限が移譲されたことに伴い、学校運営等に関する指導及び支援体制について再検証を行い、支援対象や目的の重複がないよう、非常勤嘱託員等の活用を含めた効率的かつ効果的な体制の構築に向けて見直しを進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の配置とあわせた非常勤嘱託員の配置の見直し ・教育的ニーズに対応した教員、児童・生徒への支援体制の再構築 			

No.・課題名	17 学校用務業務執行体制の見直し	所管	教育委員会事務局
現状			
<p>学校用務員の配置に当たっては、平成 16 (2004) 年度から一部非常勤化を実施し、各校正規職員 2 名配置から各校正規職員 1 名・非常勤嘱託員 1 名配置に順次移行しています。</p>			
取組の方向性			
<p>学校用務業務について、定年退職者のうち意欲と能力のある人材の再任用職員としての配置も行いながら、引き続き、退職動向などにあわせた非常勤化等を進めます。</p> <p>また、効率的な業務執行体制の整備に向けて、今後の学校用務業務のあり方について検討を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・学校用務員の退職動向等にあわせた非常勤化の推進 			

No.・課題名	18 学校給食調理業務の委託化	所管	教育委員会事務局
現状			
<p>平成 16 (2004) 年度からの段階的な民間事業者の活用により、平成 29 (2017) 年度において、小学校 51 校、中学校 3 校 (P F I 方式により運営しているはるひ野小・中学校を除く。)、特別支援学校 3 校 (分校含む。) で学校給食調理業務の委託化を実施しています。</p>			
取組の方向性			
<p>学校給食調理業務について、より効率的な運営を図るため、現行の安全衛生の管理水準や給食の質を確保するとともに、定年退職者のうち意欲と能力のある人材の再任用職員としての配置も行いながら、引き続き、学校給食調理員の退職動向等にあわせた学校給食調理業務の委託化を実施します。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理員の退職動向等にあわせた学校給食調理業務の円滑な委託化の推進 			

取組の方向性

- 首都圏の中央に位置する優位性を有する本市には、質の高い市民サービスの提供を可能とする民間企業が数多く立地していることから、民間市場の成熟の度合いを踏まえ、競争性を確保しながら、将来にわたる必要な市民サービスの確実な提供と、その質の一層の向上を主眼とした、公と民の役割分担の見直しによる民間部門を最大限に活用した改革を計画的に推進します。
- 公共建築物ほか、道路や河川、公園等の公共空間を含めた公共施設の整備・管理・運営における民間部門の活用について、B T O方式⁸、B O T方式⁹、コンセッション方式（公共施設等運営権制度）¹⁰等のP F I¹¹や、都市公園法に基づく公募設置管理制度（P a r k - P F I）¹²、指定管理者制度¹³、施設の民間への譲渡などの手法から、公共施設の特長や状況に応じた最も効果的なものを選択し、民間事業者の有するノウハウを最大限に活用できるよう、最適な仕組みづくりに向けた検討を進めます。
- 市民サービスの安全性や継続性等を担保するため、職員の主体的な意識のもとでの市による適正なモニタリングや、これに基づく事業者との調整、さらには、これらの着実な実施に向けた体制、手法の見直し等を通じ、より質の高いサービスの提供に向けた民間活用を推進します。

⁸ Build Transfer Operate 方式の略。民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式のこと。

⁹ Build Operate Transfer 方式の略。民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式のこと。

¹⁰ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式のこと。

¹¹ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

¹² 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

¹³ 公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度のこと。

取組 2 - (2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

改革課題

No.・課題名	1	民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組	所管	総務企画局
現状				
<p>本市では、適切な民間活用を図り、安全で良質な公共サービスを提供するための指針として、平成 20 (2008) 年度に「川崎市民間活用ガイドライン」を策定し、これに基づく取組を推進してきました。</p> <p>一方、このガイドラインは、本市が公共サービスの提供において、民間活用を図る場合の基本的な考え方や標準的な手順を示すものであって、さまざまな民間活用手法の中から最適な手法を決定するための考え方の整理がされていないという課題があり、その対応を図る必要があります。また、指定管理者制度や PPP・PFI 事業などにより民間事業者等が提供するサービス水準等について、適正にモニタリングを実施する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>民間活用手法の多様化と、それに伴う具体的な導入スキームの複雑化・高度化に対応するとともに、一層の市民サービスの向上等の効果の最大化を図るため、平成 30 (2018) 年度整備の民間活用を一元的に担う執行体制のもと、民間活用手法の整理を行いながら、その中から最適な手法を決定するための考え方について検討を行います。</p> <p>また、民間事業者等に対して適正にモニタリングを実施できるよう手法等の検討を行います。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの見直し等による民間活用手法の整理と最適な手法を決定するための考え方の検討 ・適正なモニタリングの実施に向けた手法等の検討 				
指標	全指定管理施設の年度評価における総合評価の平均点	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		70.6 点	71.1 点以上	

No.・課題名	2	地域リハビリテーションセンターの管理運営体制の構築	所管	健康福祉局
現状				
<p>障害者等の専門的かつ総合的な支援を行うため、平成 20 (2008) 年度に北部地域リハビリテーションセンター（百合丘障害者センター）を設置し、障害者等のライフスタイルに応じた相談・支援機能、日中活動を行う通所サービス及び地域生活支援センターにおいて指定管理者制度を導入しました。</p> <p>また、平成 28 (2016) 年度に、北部地域リハビリテーションセンターと同様の機能を有する中部地域リハビリテーションセンター（井田障害者センター）の事業運営を開始し、あわせて、障害者等の在宅生活を支援する機能等において指定管理者制度を導入しました。</p> <p>さらに、南部地域については、平成 32 (2020) 年度に（仮称）南部地域リハビリテーションセンターが開設されるまでの間においても身近な地域での障害者等に対する相談支援体制を構築するため、障害者更生相談所南部地域支援室を開設しました。</p>				
取組の方向性				
<p>全市域であらゆる障害に対して専門的かつ総合的な支援体制を整備するため、北部地域リハビリテーションセンター及び中部地域リハビリテーションセンターの開設に続き、平成 32 (2020) 年度に開設する（仮称）南部地域リハビリテーションセンターについて、指定管理者制度の導入に向けた取組を進めるとともに、公的支援サービスを担う専門部門として障害者更生相談所と精神保健福祉センターの一体的な取組を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者更生相談所と精神保健福祉センターの一体的な取組に向けた業務の検討 ・（仮称）南部地域リハビリテーションセンターの開設に伴う指定管理者制度の導入（平成 32 (2020) 年度） 				

取組 2 - (2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

No.・課題名 3 公設福祉施設の管理運営手法のあり方の検討		所管 健康福祉局	
現状			
<p>公設の特別養護老人ホーム 8 施設、養護老人ホーム 1 施設、老人デイサービスセンター 4 施設、障害児・者入所施設 4 施設、障害者通所施設 16 施設、障害者地域生活支援センター 2 施設、療育センター 3 施設、身体障害者福祉会館（会館機能）4 施設、視覚・聴覚障害者情報文化センター 2 施設、その他障害者総合支援法で運営される 2 施設で指定管理者制度又は直営による管理運営を行っています。これらの施設については、民設民営により運営されているものが多く存在していることから、平成 29（2017）年 3 月に策定した「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」に基づき、管理運営手法のあり方について検討を進め、平成 30（2018）年 3 月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画」を策定しました。</p>			
取組の方向性			
<p>「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画」に基づき、施設の老朽化への対応を図りながら、民間によって質の高いサービスが十分に提供されている分野においては、施設運営法人による長期的な視点に立った施設運営や、利用者ニーズに応じたサービス内容の変更等を可能とし、より安定的、効果的にサービスを提供できるよう、譲渡・貸付け・建替えによる民設民営化を進めるとともに、現行の利用者が他の事業所等で継続してサービスを利用できるよう対策を講じた上で、事業廃止による民間移行を進めます。</p> <p>一方、地域支援や他施設との調整機能を有するなど公設である必要性の高い施設や、給付費のみでは運営が困難である施設、措置費精算方式で収益が出ない仕組みである施設など、民間によるサービス提供が進まない施設等については、引き続き指定管理者制度により運営を行っていきます。</p>			
具体的な取組内容			
・「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画」に基づく再編整備の実施			
指標	公設福祉施設の施設類型毎の民設民営化・民間移行施設数 ①特別養護老人ホーム ②老人デイサービスセンター ③障害者支援施設 ④障害者通所施設	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		—	① 8 施設 ② 4 施設 ③ 1 施設 ④ 6 施設 (平成 34(2022)年 4 月 1 日)

No.・課題名 4 公立保育所の民営化		所管 こども未来局	
現状			
<p>平成 17（2005）年度以降、指定管理者制度の導入や、建替えとあわせ施設の整備・運営を委ねる手法等により、平成 29（2017）年 4 月時点で、44 か所・48 園の公立保育所の民営化を実施し、延長保育の拡大などの市民サービスの向上を図りました。</p> <p>今後も、限られた財源を効率的に活用し保育需要の増大化・多様化に対応するため、引き続き、民営化を推進する必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>引き続き、増大化・多様化する保育需要に対応し、受入定員の増加や、一時保育事業、長時間延長保育の実施による質の高いサービス提供を確保するため、民営化対象園 16 か所・17 園のうち、既に民営化の手法、時期等を公表している 11 か所・11 園についての民営化を推進します。あわせて、残る 5 か所・6 園についても、平成 33（2021）年 4 月を目途に民営化を完了させることを目標とし、取組を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 か所・4 園の民営化の実施（平成 30（2018）年度） ・ 4 か所・4 園の民営化の実施（平成 31（2019）年度） ・ 3 か所・3 園の民営化の実施（平成 32（2020）年度） ・ 5 か所・6 園の民営化の実施（平成 33（2021）年度） 			
指標	公立保育所の民営化箇所・園数	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 32(2020)年度)
		44 か所・48 園 (平成 29(2017)年 4 月 1 日)	60 か所・65 園 (平成 33(2021)年 4 月 1 日)

取組 2 - (2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

No.・課題名		5 公設民営(指定管理者制度導入) 保育所の民設民営化		所管	こども未来局
現状					
<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 (2005) 年度から平成 22 (2010) 年度にかけて、公立保育所 14 か所・15 園に指定管理者制度を導入しました。 一方で、同制度を導入した公設民営保育所の運営費が国庫負担金の対象外となり、財政的な効果が希薄化したこと、また、子どもが生活を行う場であるという保育所の特性上、より長期的な視点に立った運営が望ましい面もあることから、民設民営化を検討してきました。 平成 26 (2014) 年 9 月に公設民営保育所の民設民設化の今後の方向性を決定し、「建物が単体施設の場合」は、建物・工作物は有償譲渡、土地は無償貸付けとし、「建物が複合施設の場合」は、建物・工作物・土地は無償貸付けを原則としました。 平成 29 (2017) 年 4 月までにおいて、建物が保育所単体施設の 7 か所・8 園及び建物が複合施設の 4 か所・4 園の計 11 か所・12 園について民設民営化を実施しました。 					
取組の方向性					
公設民営保育所の各保育所の指定期間の終了を目途として、引き続き民設民営化を進め、平成 31 (2019) 年 4 月の完了に向けて取組を進めます。					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 3 か所・3 園の民設民営化の実施 (平成 31 (2019) 年度) (平成 31 (2019) 年度の民設民営化の完了 (14 か所・15 園)) 					
指標	公設民営保育所の民設民営化箇所・園数	現状値		目標値	
		(平成 29(2017)年度)		(平成 30(2018)年度)	
		11 か所・12 園 (平成 29(2017)年 4 月 1 日)		14 か所・15 園 (平成 31(2019)年 4 月 1 日)	

No.・課題名		6 市営住宅事業における効率的・効果的な民間活用手法の検討		所管	まちづくり局
現状					
<p>本市では、17,775 戸 (平成 28 (2016) 年 3 月 31 日現在、特定公共賃貸住宅を含む。) の市営住宅等ストックを抱えており、そのうち昭和 50 (1975) 年以前に建設され、管理開始後 40 年超経過しているストックが全体の約 43% を占めるなど、老朽化が進行しています。</p> <p>こうした中、市営住宅全体の維持管理については、平成 17 (2005) 年 8 月の「川崎市住宅政策審議会」中間答申「新たな市営住宅管理制度のあり方について」を踏まえ、平成 18 (2006) 年 4 月より、川崎市住宅供給公社が公営住宅法に基づく管理代行を行っています。これにより一定のサービス向上・コスト削減等が図られていますが、他の自治体における管理代行や指定管理者制度による民間活用の状況などを踏まえ、維持管理業務の更なる効率化に向けた検討を行う必要があります。</p> <p>また、市営住宅の建替事業については、将来的な人口や世帯数の減少を見据えた団地の集約・再編の検討にあわせ、市が建設工事の発注を直接行う直接建設方式以外の整備手法の導入の検討が必要となっています。</p>					
取組の方向性					
<p>維持管理業務について、管理代行のモニタリングや評価を適正に行うとともに、他都市の動向等を踏まえながら、現行の管理代行期間終了後の平成 34 (2022) 年度以降の管理業務の手法を検討します。</p> <p>また、建替事業については、将来的な人口や世帯数の減少等の社会経済環境の変化を見据えた団地の集約・再編の検討を行うに当たり、他都市の導入実績等を参考にしながら、民間活力の導入の可能性を検討します。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務における現行の管理代行のモニタリングや評価の結果、他都市の動向等を踏まえた維持管理業務手法の検討 平成 34 (2022) 年度以降の管理業務の手法の決定 (平成 32 (2020) 年度) 建替事業における民間活力の導入の可能性の検討 					

取組 2 - (2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

No.・課題名	7	身近な公園緑地における市民の利便性向上に向けた取組の推進	所管	建設緑政局
現状				
身近な公園である近隣・地区公園等について、市民の利便性向上に向け、地域の特性に配慮した管理運営体制の構築を進める必要があります。				
取組の方向性				
公園の規模や地域特性を精査した上で、民間活力の導入及び市民協働の拡充の検討を踏まえ、地域特性に配慮した管理運営体制を構築します。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園における民間活力の導入について、有効性などを精査し、箇所の選定等を行った上での関係企業への聞き取りや関係部署との協議による官民連携に向けた取組の検討 ・市民協働の拡充について、現在取り組んでいる公園におけるこどものボール遊びの取組をもとにした、市民の方々が公園の有効活用方法を話し合う手法の構築 				

No.・課題名	8	富士見公園の管理運営における更なる民間活力の導入	所管	建設緑政局
現状				
川崎富士見球技場を含めた富士見公園南側区域の管理運営については、平成 27 (2015) 年度から指定管理者制度を導入しており、今後は公園全体の魅力向上に向け、更なる民間活力の導入の検討を進めていく必要があります。				
取組の方向性				
平成 28 (2016) 年度末に設置した庁内検討会議のもと、北側区域におけるテニスコートなどの施設再整備の進捗状況を踏まえながら、富士見公園北側・南側の一体的な管理運営における民間活力の導入について検討を進めます。				
具体的な取組内容				
・富士見公園北側・南側の一体的な管理運営における民間活力導入に向けた取組の推進				

No.・課題名	9	等々力緑地の管理運営体制の再構築	所管	建設緑政局
現状				
等々力緑地内の陸上競技場や広場、とどろきアリーナなどの各施設については、各部署にて管理運営を行っていますが、今後は、スポーツ・レクリエーションの拠点としての更なる魅力向上に向けて、民間活力を活かした管理運営を行っていく必要があります。				
取組の方向性				
平成 29 (2017) 年 5 月の都市公園法の一部改正により、都市公園において一層の官民連携が期待できる制度が新たに創出されたことから、平成 30 (2018) 年度に予定していたパークマネジメントの導入を延期しました。				
今後は、等々力緑地のめざすべき公園像の実現に向け、等々力緑地全体の魅力を更に高めるため、民間事業者との効果的な連携を図る仕組みづくりなどの取組を進めます。				
具体的な取組内容				
・平成 29 (2017) 年度実施の等々力緑地官民連携事業可能性調査の結果を踏まえた、民間活力導入に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進				

取組 2 - (2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

No.・課題名	10	多摩川の利活用によるにぎわいの創出と地域活性化策の検討	所管	建設緑政局
現状				
多摩川のポテンシャルを最大限に活用し、更なる価値の向上を図るため、地区ごとの特性に応じた民間活力の導入や、地域との協働による水辺のにぎわいの創出に向けた取組を推進する必要があります。				
取組の方向性				
多様な市民ニーズに対応するため、多摩川の持つ特性を踏まえ、水辺のにぎわいの創出や地域の活性化に向けて、民間活力の導入や、町内会、企業など地域との連携、流域自治体等との連携などによる取組を検討します。 また、野球場や広場などの施設の管理運営についても、指定管理者制度などさまざまな民間活力の効果的な活用に向けて検討を進めます。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの創出に寄与するイベントや施設の誘致などの民間活力の導入や、地域との協働・連携などによるにぎわいの創出に向けた取組の検討 ・包括占用における連携なども視野に入れた、流域自治体とのイベントの共同開催や人的交流の取組の検討 ・野球場や広場などの施設の管理運営について、地域からの要望や財政効果等を踏まえた、民間活力の効果的な活用に向けた検討 				
指標	多摩川に魅力を感じ、利用したことのある人の割合（市民アンケート）	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		40.1%	41%以上	

No.・課題名	11	生田緑地ばら苑の魅力の向上と管理運営手法のあり方の検討	所管	建設緑政局
現状				
生田緑地ばら苑は、周囲を多摩丘陵の樹林地に囲まれ、15,000 m ² の敷地に 533 種 4,700 株のバラが植えられており、これらのバラの育成管理については、多くの市民ボランティアによって支えられています。維持管理にかかる経費は増加しています。 生田緑地については、平成 25 (2013) 年度から生田緑地全体の広報や緑地と各文化施設（岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館）の維持管理業務等を統合し、指定管理者制度による横断的な管理運営を行っていますが、今後は、ばら苑を含めた生田緑地全体の魅力向上の視点も踏まえた、より効率的・効果的な管理運営手法のあり方を検討する必要があります。				
取組の方向性				
生田緑地の指定期間が更新となる平成 35 (2023) 年度に向け、一層の官民連携を可能とする平成 29 (2017) 年 5 月の都市公園法の改正やばら苑を含めた生田緑地全体の魅力向上の視点を踏まえた、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。 また、ばら苑周辺地の整備状況を踏まえつつ、開苑日数の拡大や施設のバリアフリー化などの来苑者サービスの向上に向けた検討を進めます。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・生田緑地の指定期間が更新となる平成 35 (2023) 年度に向けた、ばら苑を含めた生田緑地全体の管理運営手法の検討 ・ばら苑周辺の整備状況を踏まえた、開苑日数の拡大などの来苑者サービスの向上に向けた検討 				
指標	年間来苑者数	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		102,529 人	100,000 人以上	

取組 2 - (2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

No.・課題名		12 川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の見直し		所管	港湾局
現状					
<p>国際コンテナ港湾政策を一步前進させるため、横浜市と川崎市が先行して設立した横浜川崎国際港湾(株)が、平成 28 (2016) 年 3 月に港湾運営会社に指定されました。また、横浜川崎国際港湾(株)と川崎臨港倉庫埠頭(株)の共同事業体が、平成 28 (2016) 年 4 月から指定管理者として川崎港コンテナターミナルの管理運営を開始しました。</p>					
取組の方向性					
<p>国における国際戦略港湾施策の推進のため、平成 30 (2018) 年 4 月の指定管理者制度における利用料金制の導入や指定管理範囲・業務の拡大とともに、川崎臨港倉庫埠頭(株)の経営改革と人材育成を行うことによる、コンテナターミナル管理運営における民間活力の更なる活用を推進します。</p> <p>あわせて、国際戦略港湾施策の動向を踏まえ、ポートセールスに関する官民の適切な役割分担と、連携の強化に向けた取組を進めます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度における利用料金制の導入や指定管理範囲・業務の拡大によるコンテナターミナルの運営開始 (平成 30 (2018) 年度) 更なる民間活力の活用に向けた川崎臨港倉庫埠頭(株)の経営改革と人材育成 港湾運営会社横浜川崎国際港湾(株)との連携方策の検討・実施 港湾局におけるコンテナターミナルに対応する効率的・効果的な執行体制の検討 平成 33 (2021) 年度以降のコンテナターミナル運営手法の検討 					
指標	川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 32(2020)年度)	
		約 10 万 TEU		15 万 TEU 以上	

No.・課題名		13 港湾緑地等の管理運営体制の見直し		所管	港湾局
現状					
<p>川崎港内の緑地等については、近年、港湾労働者等が休息に利用するだけでなく、広く市民が利用するようになっており、利用の拡大が図られています。そのため、既存のものだけでなく、整備が予定されている緑地等を含め、維持管理水準の向上に向けた取組が必要となっています。</p> <p>こうした中、平成 28 (2016) 年 9 月に策定した「川崎港緑化基本計画」に基づき、各港湾緑地の特徴に応じた、より効率的な管理方法等について施設ごとに検証を行っており、非常勤嘱託員を柔軟かつ機動的に活用することで、除草作業の効率性等を高める効果も確認できました。</p>					
取組の方向性					
<p>「川崎港緑化基本計画」に基づき、川崎港内全体の港湾緑地等について、指定管理者制度等の民間活力を活用するとともに、非常勤嘱託員を柔軟かつ機動的に活用することで、それぞれの施設の特徴を活かした新たな管理運営体制の整備を推進します。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 各港湾緑地の特徴を踏まえた、指定管理者制度や非常勤嘱託員の活用による新たな管理手法の導入 手続、運営開始及びその効果の検証 東扇島中公園についての平成 31 (2019) 年度からの川崎市港湾振興会館 (川崎マリエン) と一体となった指定管理者制度の導入の検討 港湾緑地及び歩道植栽等の除草についての非常勤嘱託員の活用による機動性・柔軟性の向上 					
指標	川崎市港湾振興会館 (川崎マリエン) 利用者数 (港湾振興イベント、スポーツ施設等の利用者を含む。)	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		34.5 万人		42 万人以上	

取組 2-(3)

給与制度・福利厚生事業の見直し

取組の方向性

- 国や他都市等における給与制度の改正の動向なども踏まえながら、職務・職責と勤務実績に基づく給与制度のより一層の確立を図るとともに、適切な給与水準の確保に引き続き取り組めます。
- 社会経済環境の変化を踏まえた福利厚生事業の見直しについての検討を進めます。

改革課題

No.・課題名	1	給与制度・福利厚生事業の見直し	所管	総務企画局
現状				
<p>これまで、給料表の構成や昇給制度の見直しとともに、社会経済環境の変化にあわせた給与水準の引下げや、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直し、市が実施する福利厚生事業における公費負担の見直しなどを実施してきました。</p> <p>今後も、より一層、職務・職責と勤務実績に基づく給与制度を確立するため、国、他都市、市内民間事業所の動向等を踏まえながら、継続した見直しに取り組むとともに、公正化・適正化の観点から、福利厚生事業の見直しに取り組んでいく必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>国や他都市の給与制度等の改正の動向、さらには行財政改革、公務員制度改革等の地方公務員給与に関する課題についての国の動向等を踏まえながら、引き続き、給与制度の見直しの検討を行うとともに、適正な給与水準の確保及び諸手当の見直しに取り組めます。</p> <p>また、福利厚生事業について、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き見直しに取り組めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none">・ 人事委員会勧告の内容や国、他都市の給与制度等の改正の動向を踏まえた給与制度の見直し・ 職員寮のあり方など福利厚生事業の見直しの検討				

取組の方向性

- ICTにおける技術革新の急速な進展等による環境変化を的確に捉え、市民サービスの向上や行政運営の効率化、市民参加や協働・連携の促進、地域の活性化など、多岐にわたる行政課題の解決に向け、ICTの更なる活用や、情報システムの最適化、オープンデータの普及拡大等の取組を推進します。
- マイナンバー制度の円滑な運用に取り組むとともに、制度利用による更なる手続の簡素化や、マイナンバー¹⁴の独自利用も含め、利便性の向上等に向けた検討を進めます。また、他の自治体等との情報連携の円滑化に向けた取組を推進します。
- 働き方・仕事の進め方改革とあわせたペーパーレス化や、モバイル端末の活用、モバイルワークの導入等に取り組むとともに、AI¹⁵などの新たなICTの活用等に向けた検討を進めます。

¹⁴ 国民一人ひとりが持つ12桁の番号である、個人番号のこと。

¹⁵ Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。

取組 2 - (4) ICTの更なる活用

改革課題

No.・課題名	1	ICTを活用した取組の推進	所管	総務企画局
現状				
<ul style="list-style-type: none"> 本市では、オープンデータの普及拡大に向けた取組をはじめ、モバイル端末の普及実態にあわせ、インターネット利用環境を更に充実させるための公衆無線LAN環境の整備や新たな市民サービス提供の検討を進めています。 本市が推進する働き方・仕事の進め方改革の方向性を踏まえながら、ICTの更なる活用の検討を進めています。 行政サービスの向上や行政運営の効率化に向け、情報システムの最適化の取組を推進しています。 				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> 市民のインターネット利用環境を充実させるなど、ICTを積極的に活用することにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化、市民参加や協働の促進、地域の活性化など課題解決を更に進めます。 経年や制度の多様化、複雑化による高コスト構造等の課題解決を図りながら、機能的、効率的かつ安全なシステム導入及び再編成を推進します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 市内公衆無線LAN環境整備の取組推進 ICTの活用による効果的な市民サービスの提供と展開 オープンデータ提供の取組推進 かわさきアプリによる防災・子育て・イベント等に関する情報発信及びかわさきアプリの利用者拡大に向けた取組の推進 各事業における新たなICT等を活用した内部事務の効率化の推進 AIなど新たなICTの活用 モバイル端末の活用推進 情報セキュリティ対策の強化推進 情報システム最適化計画の策定及び計画に基づく取組の推進 テレビ会議の実施 モバイルワーク・テレワークの実施に向けた検討 				
指標	①提供しているオープンデータのデータセット数 ②提供しているオープンデータのダウンロード数 ③かわさきアプリのダウンロード数	現状値	目標値	
		(平成28(2016)年度)	(平成33(2021)年度)	
		①69件 ②- ③64,633件	①300件以上 ②5,000件以上 ③179,000件以上	

No.・課題名	2	社会保障・税番号制度の適正かつ効果的な運用に向けた取組の推進	所管	総務企画局
現状				
<p>マイナンバー制度の趣旨である、公正な給付と負担、市民の利便性向上、行政運営の効率化等の視点を踏まえながら、制度の円滑な運用を図るとともに、国によるマイナンバーの利用範囲及び特定個人情報提供範囲の拡大並びにマイナンバーカードの利活用に関する取組等に的確に対応していく必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>平成29(2017)年度から開始した情報提供ネットワークシステムによる情報連携を円滑に行うとともに、マイナンバーカードの普及率など制度全体の運用状況やICTを巡る社会全体の動向等を踏まえながら、マイナンバーの独自利用やマイナンバーカードの利活用を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークシステムによる情報連携に伴う各種手続の際の添付書類削減などの市民サービスの向上 公正な給付と負担、市民の利便性向上、行政運営の効率化等の実現に資する、更なるマイナンバーの独自利用に関する検討 情報提供等記録開示システム(通称「マイナポータル」)を活用した各種手続のオンライン化や、国が整備する「マイキープラットフォーム」等を活用したマイナンバーカードへの各種カード機能の集約など、マイナンバーカードの利活用の推進 				

取組 2 - (4) ICTの更なる活用

No.・課題名		3 電子申請システム等の利用促進		所管	総務企画局
現状					
<p>本市では平成 29 (2017) 年 8 月時点で、粗大ごみの収集申込みや水道の開閉栓申込みなどの 67 手続について、ID 登録・市民カード・公的認証を用いて、電子申請システムから申込みすることができ、登録利用者は約 62 万人、年間で 14 万件程度の申請を受け付けています。</p> <p>また、市民の利便性向上や内部事務の効率化を見込める申込みの多い手続を追加するなど、システムの稼働当初に比べて対象手続数は増えていますが、一方で利用数が少なく効果の見込めない手続は廃止するなど、随時対象手続の見直しにも取り組んでいます。</p>					
取組の方向性					
<p>市民の利便性向上及び内部事務の効率化を図るため、引き続き、電子申請手続の見直しや機能改善の取組を推進します。</p> <p>また、平成 33 (2021) 年度に電子申請機器のリース満了、平成 34 (2022) 年度に IDC (インターネット・データ・センター) 委託の契約期間満了を迎えるため、これらに対する対応方針を検討します。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・対象手続の見直しや機能改善の取組の推進 ・電子申請機器のリース満了や IDC 委託の契約期間満了に伴う対応方針の検討 					
指標	電子申請システムの利用件数	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	(平成 33(2021)年度)	(平成 33(2021)年度)
		142,900 件		172,000 件以上	

取組 2-(5)

債権確保策の強化

取組の方向性

- 市税について、債権・動産の差押えや、インターネットを利用した公売などの従来からの取組に加えて、滞納の累積化を未然に防止するため、滞納整理を早期に始動し滞納処分に迅速に着手して早期完結を図る初動強化の取組を更に強化することなどにより、政令指定都市第1位をめざし、更なる収入率の向上を図るとともに、収入未済額の縮減に取り組みます。
- 国民健康保険料、市営住宅使用料等の税外債権における債権管理の適正化と滞納債権対策に向けて、全庁一丸の体制のもと、職員の徴収のスキルアップに向けた取組や、庁内会議での収納対策の成果やノウハウの共有等による徴収強化に向けた取組の検討・検証、各債権の状況、特性に応じたさまざまな手法を駆使することなどにより、徴収強化を図り、更なる収入率の向上、収入未済額の縮減に取り組みます。

改革課題

No.・課題名	1	一層の市税収入確保に向けた取組強化	所管	財政局
現状				
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26(2014)年度97.7%の収入率を、平成29(2017)年度までの3年間で、本市における過去最高を更新する98.6%にすることをめざし、現年度課税分の滞納整理を集中的に行う初動体制の強化に全力で取り組んだ結果、目標を1年前倒して達成しました。 ・依然として厳しい財政状況の中、歳入の根幹である市税収入を確保するため、「市税滞納整理方針」において目標とする収入率を定め、その達成に向けて、徴収事務を効果的、効率的かつ積極的に進めることにより、更なる市税収入率の向上をめざしています。 				
取組の方向性				
<p>債権・動産差押えや、インターネットを利用した公売、初期未納対策として民間委託による「納税お知らせセンター」からの納期限経過のお知らせを行うとともに、滞納の累積化を未然に防止するため、滞納整理の早期化・集中化に取り組むなど、より一層の市税収入の確保に向けたさまざまな徴収強化策を実施し、大きく伸びた市税収入率の更なる向上を図り、政令指定都市第1位をめざして取り組みます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・更なる市税収入率の向上に向けた取組の推進 ・目標収入率達成に向けた、「市税収入確保対策本部会議」の開催による具体的な施策の決定とその実施 ・効果的な徴収体制による滞納整理の早期化・集中化 				
指標	市税収入率	現状値	目標値	
		(平成28(2016)年度)	(平成31(2019)年度)	
		98.6%	99%以上	

取組 2 - (5) 債権確保策の強化

No.・課題名	2	市税以外の滞納債権徴収に向けた取組強化	所管	財政局
現状				
<p>全ての市の債権（市税を除く。）について、平成 27（2015）年度末に 150 億円であった収入未済額を平成 28（2016）年度末までに 140 億円へ縮減する取組目標を設定し、「川崎市債権管理条例」に則った債権管理の適正化と滞納債権対策を推進した結果、収入未済額は約 142 億円となり、8 億円程度縮減することができました。</p> <p>今後も、更なる収入未済額の縮減に取り組むために債権対策を推進していく必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>市民負担の公平性の確保と円滑な財政運営に資するために、「川崎市債権管理条例」等の全庁統一的なルールに基づいた適正な債権管理と滞納整理を推進するとともに、「川崎市債権対策本部会議」をはじめとする債権対策の推進体制による滞納債権対策の充実・強化を図ります。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納債権の徴収支援（滞納処分等に関する実務支援及び研修の実施） ・滞納債権の徴収強化に向けた検討及び検証を行う「川崎市債権対策本部会議」等の開催 ・強制執行等裁判手続の活用による徴収強化 ・徴収停止による回収見込みのない債権の整理 ・徴収不能債権の放棄（適正な債権管理） 				
指標	全ての市の債権（市税を除く。）の収入未済額	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		142 億円	106 億円以下	

No.・課題名	3	一層の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収入確保に向けた取組強化	所管	健康福祉局
現状				
<p>平成 28（2016）年度から、健康福祉局収納管理課に収納指導担当課長、各区役所保険年金課に収納担当課長を新たに配置し、国民健康保険料の収入確保に取り組んだ結果、同年度における現年度分収入率は、94.12%に改善しました。あわせて、これまでの国民健康保険料の収納対策の成果とノウハウを活用し、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納対策を強化するため、各区役所保険年金課収納係に 3 保険料を一体的に扱う体制を整備し、収入率向上の取組を進めています。</p> <p>また、円滑なシステム運用と効率的かつ効果的な収納対策の推進に向けて、平成 30（2018）年 1 月から 3 保険料の滞納整理システムを一元化しました。</p>				
取組の方向性				
<p>平成 30（2018）年度から、県が国民健康保険における財政運営の責任主体となることとあわせ、更なる滞納債権の収入確保の強化、不納欠損額の縮減に取り組み、一般会計から国民健康保険会計への繰入を抑制することにより、財政の健全化を着実に進めます。</p> <p>また、一元化した滞納整理システムを円滑に運用することで、引き続き 3 保険料の効率的かつ効果的な収納対策を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理のスキル向上とノウハウ継承を図るための研修等を通じた人材育成の強化や、収納分野における安定した異動サイクルの構築、税務部門との人事交流の推進などに向けた関係課との連携・調整 ・民間活用の推進による初期未納対策の強化、資格及び賦課の適正実施、保険証の交付状況に応じた滞納者の現状把握による、適正な納付指導等を行える環境の整備 ・現行コールセンター業務委託の仕様の見直しによる 3 保険料の円滑な運用の実施 				
指標	①国民健康保険料の現年度分収入率 ②後期高齢者医療保険料の現年度分収入率 ③介護保険料の現年度分収入率	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		①94.12% ②99.39% ③98.67%	①95.00%以上 ②99.48%以上 ③99.00%以上	

取組 2 - (5) 債権確保策の強化

No.・課題名		4	一層の保育料収入確保に向けた取組強化	所管	こども未来局
現状					
<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の収納対策として、電話催告や納付面談、さらには債権差押えを中心とする滞納処分を行っています。 ・平成 27 (2015) 年度に税務経験のある市OB職員 1 名 (非常勤) を配置し、そのノウハウを保育料の収納対策に活用したことなどにより、平成 28 (2016) 年度の保育料収納率は、現年度分 99.58%、過年度分 34.71%、あわせて 98.52%となりました。 ・保育サービス利用についての負担の公平性の観点から、収納対策の取組を強化し、高い収入率の維持が必要です。 					
取組の方向性					
平成 30 (2018) ~33 (2021) 年度の計画期間中の保育料目標収納率 99.18%以上の達成に向けて、滞納長期化を防止するため、督促や催告にあわせた電話による納付指導を実施するとともに、長期滞納者に対する滞納処分を実施します。					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納長期化を防止するための督促や催告にあわせた電話による納付指導の実施 ・長期滞納者に対する滞納処分の実施 					
指標	保育料収入率	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		98.52%		99.18%以上	

No.・課題名		5	市営住宅使用料の収入率向上と効率的・効果的な執行体制の検討	所管	まちづくり局
現状					
<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅使用料の現年度分収入率は、平成 21 (2009) 年度の 96.2%から平成 28 (2016) 年度の 99.18%まで改善しています。また、収入未済額は約 11 億 600 万円から約 5 億 8,300 万円まで圧縮しています。 ・長期滞納者に対しては、法的措置を見据えた折衝・指導を行い、必要に応じて明渡請求や即決和解等を実施しており、平成 28 (2016) 年度は明渡請求 51 件、即決和解 6 件を行いました。なお、訴訟は難度の高い事例が増加しているため、弁護士への相談等を行いながら執行しています。 					
取組の方向性					
<p>長期滞納者に対しては、法的措置を含めた対応を継続的かつ着実にを行うとともに、初期末納者に対しては、滞納債権の管理を適切に行い初動対応を強化することで、現年度分の収入率向上を図ります。</p> <p>また、民間活用等の手法により、退去滞納者に対する更なる対策の推進を図り、滞納繰越分の収入率の改善、収入未済額の削減に取り組みます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・長期滞納者や支払計画不履行者に対する法的措置の適時実施 ・初期末納者に対する継続的な督促の実施、期限内納付の徹底 ・弁護士等の民間活用による退去者の滞納使用料の収納推進 ・延滞金徴収の徹底 ・滞納債権の管理の徹底と不納欠損処分の適宜実施 ・市営住宅使用料の収入率向上に寄与する効率的・効果的な管理・指導体制の検討 					
指標	市営住宅使用料の現年度分収入率	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		99.18%		99.40%以上	

取組 2-(6)

戦略的な資産マネジメント

取組の方向性

- 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理による財政負担の縮減・平準化や、公共建築物総量の管理による保有量の最適化、多様な効果創出に向けた財産の有効活用を図るため、「施設の長寿命化」・「資産保有の最適化」・「財産の有効活用」の3つの戦略による資産マネジメントを推進します。
- 資産保有の最適化については、利用者数、稼働率等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設単体の観点や、市民ニーズの分布や利用における利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点から、将来の人口減少への転換等を見据えた、今後の施設の整備・活用手法の検討を進めます。
- 駅周辺等のにぎわいの創出や魅力的なまちづくりの推進に向けて、民間事業者等との連携などによる、公共空間の更なる有効活用の検討を進めます。

改革課題

No.・課題名	1	富士見周辺地区における公共施設再編の再検討	所管	総務企画局
現状	<p>富士見周辺地区では、平成 20 (2008) 年 3 月に策定した「整備基本計画」、平成 23 (2011) 年 3 月に策定した「整備実施計画」等に基づき計画的に事業を推進してきました。こうした中、効果的・効率的な公園整備に向けた取組を推進する一方で、「市民館・区役所整備」については、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化を図る「資産マネジメント」等の取組と整合を図る必要があります。</p> <p>現在、市民館機能・区役所機能ともに、事業を取り巻く状況変化を踏まえ、今後のあり方について、関係局区が連携し、再検討を行っているところです。</p>			
取組の方向性	<p>これまでの関係局区の検討状況を踏まえ、教育文化会館敷地の活用方法等を含めた今後のあり方について検討を進めます。</p> <p>また、公園については、民間活力の導入を視野に入れた整備・管理手法等の検討を進めます。</p> <p>現在の富士見周辺地区整備計画については、これらの取組を踏まえ、一部改定に向けた検討を進めます。</p>			
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none">・富士見周辺地区整備計画の改定・改定後の整備計画に基づく効率的・効果的な整備等の推進			

取組 2 - (6) 戦略的な資産マネジメント

No.・課題名	2	施設の長寿命化	所管	財政局
現状				
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点による施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に推進する公共施設等総合管理計画である「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、施設の長寿命化を推進しています。 ・市営住宅、学校施設、道路、橋りょう等について、個別長寿命化計画に基づき長寿命化を推進しています。 ・庁舎等建築物（市営住宅、学校施設等を除く建築物）について、資産マネジメントシステムによる施設の劣化状況の一元管理を行い、法定・日常点検に基づく施設の劣化状況等に応じた工事優先度判定により長寿命化を推進しています。 				
取組の方向性				
<p>各局区等と連携しながら、施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全性を確保するとともに、施設を構成する部位等の劣化を予測し、機能停止などを未然に防ぐ予防保全を行うことによる施設の長寿命化を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・個別長寿命化計画に基づく、市営住宅、学校施設、道路、橋りょう等の長寿命化の推進 ・庁舎等建築物（市営住宅、学校施設等を除く建築物）の効率的・効果的な取組手法による長寿命化の推進 ・平成33（2021）年度からの資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針の策定に向けた、効果的な長寿命化の取組の検討 ・第3期取組期間の実施方針に基づく取組の順次実施（平成33（2021）年度～） 				

No.・課題名	3	資産保有の最適化	所管	財政局
現状				
<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、資産保有の最適化を推進しています。 ・将来の財政状況等を見据えた建築物総量の管理を行いながら資産保有の最適化を推進しています。最適化については、引き続き見込まれる人口増加への対応を図りながらも、将来の人口減少への転換を見据えた検討を着実に進めていく必要があります。 ・現在、公共施設のあり方の検討を進めるため、PRE戦略推進委員会の見直しの検討を進めています。 				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・PRE戦略推進委員会の機能の見直しを図り、将来における公共施設の活用や利用者のニーズを踏まえながら、公共施設のあり方の方向性を精査していきます。 ・稼働状況等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設個別の観点や、市民ニーズの分布や利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点からの資産保有の最適化を推進します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・公設保育所の民設民営手法等の導入の推進 ・新本庁舎完成後を見据えた第4庁舎等周辺施設のあり方の検討 ・市営住宅の更新時における福祉施設等の整備の推進 ・児童生徒数に対応した教育環境整備の推進 ・PRE戦略推進委員会を活用した公共施設のあり方の検討 ・平成33（2021）年度からの資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針の策定に向けた、資産保有量の最適化の取組手法や市民施設等の複合化・多機能化についての検討 ・第3期取組期間の実施方針に基づく取組の順次実施（平成33（2021）年度～） 				

取組 2 - (6) 戦略的な資産マネジメント

No.・課題名		4	財産の有効活用	所管	財政局
現状					
<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、財産の有効活用を推進しています。 ・活用事例を取りまとめた「有効活用カタログ」（平成30（2018）年2月改訂）を活用し、多様な効果創出に向けた財産の有効活用の取組拡大を推進しています。 					
取組の方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ・財政効果のみならず、本市のさまざまな施策推進や課題解決に寄与することを踏まえた多様な効果の創出に向け、財産活用の手法や対象の拡大を図ります。 ・庁舎等駐車場については、有料化による適正利用等に取り組みます。 ・庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業については、貸付け等による歳入確保に取り組みます。 ・広告事業については、事業者と連携した広告事業の展開による歳入確保等に取り組みます。 ・ネーミングライツ（命名権）については、導入施設の拡大に取り組みます。 					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・「有効活用カタログ」を活用した財産有効活用の取組拡大の推進 ・庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進 ・庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業の推進 ・広告事業の推進 ・ネーミングライツ（命名権）の取組の推進 ・公共空間を有効に活用していくための取組拡大の推進 					
指標	財産有効活用の歳入額	現状値		目標値	
		(平成28(2016)年度)		(平成33(2021)年度)	
		6.2億円		6.2億円以上	

No.・課題名		5	いこいの家における多世代交流の推進に向けた取組の検討	所管	健康福祉局
現状					
<p>高齢者のいきがい・健康づくり、介護予防等を行う利用施設として概ね各中学校区1か所に「いこいの家」を整備してきました。</p> <p>更なる地域づくりの促進のため、施設の重要性が増している中で、高齢者に限定しない多目的な活動の場が求められていることから、今後の施設機能を検討していく必要があります。</p>					
取組の方向性					
<p>高齢者に限定せず、障害者や子ども、子育て中の親など全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、既存の「いこいの家」の機能の充実・強化を図りながら、「こども文化センター」との連携により、多世代が交流する多目的な活動の場となるよう取組を進めます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・「いこいの家」、「こども文化センター」両施設でのモデル事業の実施による検証・検討結果に基づく、多世代交流の更なる推進に向けた仕組みづくりの検討 					

取組 2 - (6) 戦略的な資産マネジメント

No.・課題名	6	こども文化センターにおける多世代交流の推進に向けた取組の検討	所管	こども未来局
現状				
<p>児童の健全な育成を図るため、地域での遊びの拠点として概ね各中学校区1か所に「こども文化センター」を整備してきました。</p> <p>市民ニーズや子どもをとりまく環境を踏まえて、更なる地域づくりの促進のため、施設の重要性が増している中で、多くの世代が利用しやすい多目的な活動の場が求められていることから、今後の施設機能を検討していく必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>子どもから高齢者まで全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、既存の「こども文化センター」、「いこいの家」について、両施設の連携により、多世代が交流する多目的な活動の場となるよう取組を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・「こども文化センター」、「いこいの家」両施設でのモデル事業の実施による検証・検討結果に基づく、多世代交流の更なる推進に向けた仕組みづくりの検討 				

No.・課題名	7	広域拠点（都市拠点）における公共空間の総合的な有効活用	所管	まちづくり局
現状				
<p>国や地方公共団体等が保有する公共空間（道路、広場、公園・緑地、河川敷、港湾、公開空地、公共施設などの不特定多数の人が利用できる屋外及び屋内の空間）は、行政のルールに縛られて十分に活かしきれていない場合があることから、地域コミュニティと連携した民間主体等が、地域の活性化やまちの魅力向上など、新たな価値を創造する場として公共空間を活用する仕組みづくりが求められています。</p> <p>近年では、公共空間の有効活用の観点から、一部の施設においてネーミングライツの導入等を行っていますが、本市の広域拠点（都市拠点）においては、公共空間の持つポテンシャルを活かした更なる有効活用の必要性が高まっています。</p>				
取組の方向性				
<p>広域拠点の拠点駅（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）は、本市の中でも非常に利用者の多い駅であり、駅周辺の更なる魅力向上とともに、公共空間における環境美化の維持・向上を図るため、公共空間の有効活用による新たな財源確保や、効率的な維持管理方法などの検討を行い、にぎわいのある持続可能なまちづくりを推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの創出に向けた道路空間等の有効活用によるオープンカフェ、イベント等の実施 ・公共空間の有効活用に伴う占用料等を活用することによる、まちのにぎわいの創出や環境美化の推進 				

取組 2 - (6) 戦略的な資産マネジメント

No.・課題名	8 庁舎等建築物の長寿命化	所管	まちづくり局
現状			
<p>・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、施設の長寿命化を推進しています。</p> <p>・一層効率的・効果的に施設の長寿命化を推進するため、平成29（2017）年度から庁舎等建築物（市営住宅、学校施設等を除く建築物）を対象として、劣化状況の管理、詳細調査、工事優先度判定業務をまちづくり局において一元的に行う執行体制を整備しました。</p>			
取組の方向性			
<p>平成30（2018）年度からは、庁舎等建築物の劣化状況の管理、詳細調査、工事優先度判定業務に加え、長寿命化に関する工事等予算についても一元化し、まちづくり局において取り組むことで、施設管理者とまちづくり局双方の業務効率化を図ります。</p> <p>また、工事優先度判定については、公共建築設計・工事を専門に扱う部門の強みを活かし、より専門的な見地から実施します。</p> <p>なお、設計・工事執行に当たっては、民間活力の活用について検討し、より効率的・効果的に庁舎等建築物の長寿命化を推進します。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等建築物の劣化状況の管理、詳細調査、工事優先度判定業務及び長寿命化に関する工事等予算の一元化による効率的・効果的な取組の推進 ・より専門的な見地を活かした工事優先度判定の実施 ・設計・工事執行における民間活力の活用の検討 			

No.・課題名	9 道路・公園等を活用したにぎわいの創出	所管	建設緑政局
現状			
<p>都市計画道路予定地においては、にぎわいの創出等の観点から、道路占用許可の見直しなどによる財産の有効活用の取組を推進しており、平成28（2016）年度から入札型占用制度の運用を開始しました。</p> <p>また、道路・公園緑地についても、にぎわいの創出に向けた取組が求められており、他都市の事例を踏まえながら、占用許可基準の緩和など、更なる有効活用の手法を検討する必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>道路予定地においては、にぎわいの創出等に向けて、入札型占用制度による有効活用を推進します。</p> <p>また、公共空間を活用した魅力とにぎわいのある都市拠点の形成や、緑豊かで魅力的なまちづくりの推進に向け、道路や公園緑地の効果的な利活用の検討を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・入札型占用制度による有効活用の推進と検証 ・都市再生緊急整備地域（川崎駅周辺）におけるにぎわいの創出に向けた占用許可基準等の緩和の検討 ・公園緑地における取組の検討 			
指標	道路予定地等の有効活用（入札型占用）数	現状値 （平成29(2017)年 10月時点）	目標値 （平成33(2021)年度）
		3か所	10か所以上

No.・課題名	10 川崎区における市民館機能の再編整備	所管	教育委員会事務局
現状			
<p>平成20（2008）年3月に策定した「富士見周辺地区整備基本計画」において、教育文化会館の市民館機能は庁舎狭隘など課題のある川崎区役所と複合化するものとしています。</p> <p>しかしながら、同計画の策定から10年が経過し、教育文化会館の建物・設備の老朽化、「川崎市スポーツ・文化総合センター」の新設に伴う教育文化会館の大ホールの閉鎖、市税部門のかわさき市税事務所への移転に伴う区役所狭隘問題の一定の解消など状況が変化中、川崎区における市民館機能の再編整備の方向性について見直しを行い、その新たな方向性のもと取組を進める必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>市民館機能を教育文化会館周辺に位置する労働会館内に移転することで、教育文化会館の改築に比べ経費が削減できるとともに、継続的な市民利用が可能となることから、この手法による市民館機能の再編整備に向けた取組を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民館機能の労働会館内への移転に向けた取組の推進 			

取組 2-(7)

入札・契約制度改革

取組の方向性

- 国等の制度改革に的確かつ迅速に対応するとともに、公共事業等の品質確保を図り、入札・契約における透明性・競争性・公平性に十分に配慮しながら、より公正な制度を構築します。
- 優良な市民サービスの提供に向けた総合評価一般競争入札における評価項目の見直しを図るとともに、適切な分離分割発注、発注施工時期の平準化などによる地元企業が受注しやすい環境づくりに取り組みます。

改革課題

No.・課題名	1	入札契約制度・発注等の課題への対応	所管	財政局
現状				
平成 26 (2014) 年 6 月の公共工事の品質確保の促進に関する法律 (品確法) の改正や平成 28 (2016) 年 4 月の「川崎市中企業活性化のための成長戦略に関する条例」の施行により、公共工事の担い手の中長期的な育成や確保の促進、市内中小企業の受注機会の増大が求められています。				
取組の方向性				
これまで総合評価一般競争入札において社会貢献度等を評価項目として追加するなどインセンティブ発注を充実させてきましたが、今後も引き続き社会情勢に応じた多様な入札契約制度を検討し、実施します。 さらに、ダンピング受注の防止や総合評価一般競争入札の効果的な運用、適切な分離分割発注などを行うことにより、地元企業が受注しやすい環境づくりに取り組みます。				
具体的な取組内容				
・ 社会情勢に応じた総合評価一般競争入札の評価項目の見直しや、主観評価制度の見直しの実施 ・ 最低制限価格や低入札価格調査制度の見直しなどによるダンピング受注防止の取組や、適切な分離分割発注、発注施工時期の平準化、コントラスト (公共工事代金債権信託制度) による資金需要に応じた対応などによる、地元企業が受注しやすい環境づくりの推進 ・ その他入札契約制度全般についての国等の制度改革への迅速かつ的確な対応				

No.・課題名	2	公契約制度の的確な運用	所管	財政局
現状				
技能労働者の適切な賃金水準確保を目的とした公共工事設計労務単価の引上げや、一億総活躍社会の実現に向けた取組としての最低賃金の引上げの方向性が示されるなど、労働者の労働環境の整備が求められています。				
取組の方向性				
公共工事設計労務単価や最低賃金の動向を踏まえ、引き続き公契約制度の適切な運用を行うことにより、本市の事業に従事する労働者の労働環境の整備を推進します。				
具体的な取組内容				
・ 毎年の公共工事設計労務単価や最低賃金等の動向、作業報酬審議会の意見を踏まえた、より適切な作業報酬下限額の設定				

取組 2-(8)

資金の調達と運用の安定化・効率化

取組の方向性

- 学識経験者や金融市場関係者の意見を参考としながら、金融市場の動向を的確に捉え、多様な手法を効果的に活用し、資金調達の安定性と効率性の向上を図るとともに、確実かつ効率的な資金運用による市場環境に応じた運用益の最大化に取り組みます。
- 資金計画を踏まえた支払日の調整により日々の資金収支を平準化することで、歳計現金等の効果的な運用を行い、資金不足を補う基金からの借入額（繰替運用額）の縮減を図ります。

改革課題

No.・課題名	1	戦略的な資金調達と資金運用の推進	所管	財政局
現状				
<ul style="list-style-type: none">・市債の約 90%を民間から満期一括償還債で調達しており、それに伴い減債基金¹⁶残高も増加していることから、安定的な民間資金の調達と、効率的かつ効果的な運用面での取組が重要な課題となっています。・学識経験者や市場関係者等を構成員とする「起債運営アドバイザー・コミッティ」において、起債運営や資金運用の実務面に関して、直接かつ継続的に意見聴取等を行っています。・庁内会議として「市債管理運営会議」及び「資金管理会議」を設置し、安定性、確実性を前提とした効率的な資金調達・資金運用に努めています。・平成 25（2013）年度に「戦略的資金管理推進検討委員会」からの報告を受け、リスク管理検討会を設置し、その中で、銀行等引受債の活用等による資金調達の多様化・効率化、及び資産負債管理（ALM）を踏まえた運用の視点からの一層の資金運用の効率化等に向けた取組の推進について検討を行いました。				
取組の方向性				
<p>多様な資金調達手法について、効率性の観点から検討を進め、資金調達の安定性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応に努めます。</p> <p>また、資金の運用については、資産と負債を総合的に管理し、金融市場動向に的確に対応することで、現下の厳しい市場環境においても運用の確実性・効率性の向上に努めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none">・「起債運営アドバイザー・コミッティ」及び投資家懇談会の開催による金融市場関係者等との継続的な情報交換・機関投資家向け、市民向け、投資家個別訪問等による総合的な I R 活動の展開・安定性、確実性を前提とした効率的な資金調達及び資金運用の実施・借入・償還等の公債管理事務の適正執行				

¹⁶ 将来の市債償還のための財源を確保し、財政の健全な運営に資するために積み立てている基金

取組 2 - (8) 資金の調達と運用の安定化・効率化

No.・課題名	2 歳計現金等の効果的な運用の推進	所管	会計室
現状			
<ul style="list-style-type: none"> ・歳計現金等は、資金計画に基づき、支払いに支障のない範囲で、定期預金等により運用を行っていますが、収支を適切に管理することができれば、より効果的な運用が可能となります。 ・各会計ごとに資金管理を行う中、指定金融機関等からの担保金については、平成 27 (2015) 年度から企業会計と合同で運用を行っています。 <p>今後も、将来の金利上昇局面に備えて、市全体で、より効果的な資金運用等が行えるよう、資金管理の更なる最適化に取り組む必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・支出命令で支払日を指定する必要性の乏しい支出は、資金計画を踏まえて支払日を調整し、日々の資金収支を平準化することで、歳計現金等の効果的な運用を行います。なお、この取組により、日々の資金不足を補う基金からの借入額（繰替運用額）は縮減し、基金での効果的な運用も可能となります。 ・引き続き、企業会計との担保金の合同運用を行うとともに、資金状況や金融状況を勘案しながら、歳計現金等についても合同運用を行うなど、資金管理の最適化に取り組みます。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・支払日についての関係部署等との調整 ・資金計画入力対象外（1千万円未満）の支出の支払日調整の実施に向けた各局区等への周知 ・支払日調整による繰替運用の縮減 ・合同運用の実施等、資金管理の最適化に向けた会計間の連携及び関係局との調整 			

取組 2-(9)

特別会計の健全化

取組の方向性

- 特定の歳入をもって特定の事業を推進するという特別会計の原則のもと、各特別会計における事業の必要性や妥当性を検証しながら、必要な市民サービスを効率的・効果的に提供するための事業運営手法の見直しを進めます。
- 収益事業である特別会計については、一般会計への繰出金の更なる確保による政策・施策の推進に向けて、一層の収益拡大に取り組みます。
- 事業の実施に当たっては、民間事業者と連携した事業スキームの創出を図るなど、財政負担の軽減に向けた取組を推進します。

改革課題

No.・課題名	1 競輪事業特別会計の健全化に向けた取組の推進	所管	経済労働局
現状			
<p>娯楽の多様化やファンの高齢化等により、競輪事業を取り巻く環境は厳しく、全国的に車券売上は減少傾向にあります。</p> <p>このような状況の中、川崎競輪場では、「富士見公園との一体感を感じられる空間づくり」と「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」をコンセプトとして、施設の再整備を実施しています。</p> <p>また、平成 29（2017）年度から包括的な業務委託を導入しており、今後も、効率的・効果的な事業運営による車券売上の向上、経費節減等に取り組み、利益の一部を一般会計へ繰り出していく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>施設の再整備とあわせて、包括的な業務委託による事業の効率的・効果的な運営を行うとともに、新たなファン獲得をめざした取組や企画レース、協賛レース等の活性化策の継続、特別競輪の誘致活動の推進などにより、車券売上の向上を図り、事業の収益性を高め、一般会計への更なる繰出金の確保に向けた取組を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・再整備事業の推進 ・新たなファン獲得をめざした競輪初心者教室、ガールズケイリン、バックヤードツアー等の実施 ・特別競輪の誘致活動の推進 ・包括的な業務委託による効率的・効果的な事業運営の実施と効果検証 			
指標	一般会計への繰出額	現状値	目標値
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)
		1.7 億円/年度	2.5 億円/年度以上

取組 2 - (9) 特別会計の健全化

No.・課題名	2	卸売市場事業特別会計の健全化に向けた取組の推進	所管	経済労働局
現状				
<p>卸売市場については、流通構造の変化などにより全国的に厳しい状況にあり、中央・地方とも取扱金額等が減少傾向にあります。また、本市2市場ともに施設の老朽化が進んでいることから、市場機能の維持に必要なインフラ、基幹施設の更新が課題となっています。</p> <p>このような課題に対応し、概ね10年間における市場運営のあり方を明らかにするため、平成28(2016)年2月に「卸売市場経営プラン」を策定し、国の動向も踏まえながら、市場の機能強化に向けた取組を推進しています。</p> <p>北部市場においては、施設の老朽化にも対応しながら、より効率的で持続可能な管理運営体制の見直しを進めるとともに、平成26(2014)年度から指定管理者制度を導入した南部市場においては、民間活力による効率的・効果的な管理運営を進めています。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・国の動向を踏まえた「卸売市場経営プラン」に基づく市場機能強化や老朽化対策を実施します。 ・新地方公会計制度に基づく財務状況の適正な把握により、会計の透明性を確保するなど健全化を図ります。 ・国の動向を注視するとともに、市場関係者と連携を図りながら、北部市場における効率的かつ持続可能な管理運営体制の見直しを進めます。 ・平成26(2014)年度から指定管理者制度を導入した南部市場の制度導入効果を検証します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・国の動向を踏まえた「卸売市場経営プラン」に基づく市場機能強化に向けた取組の推進 ・市場施設の長寿命化に向けた老朽化施設の補修・改修等の実施 ・新地方公会計制度に基づく財務諸表の継続的な作成・公表 ・市場業務の簡素化・削減に向けた検討及びその結果に基づく取組の実施 ・事業用定期借地権方式の活用等、民間活力の導入等による北部市場の効率的かつ持続可能な管理運営体制の確立に向けた検討 ・南部市場における指定管理者制度導入効果の検証及び検証結果を踏まえた取組の推進 				
指標	①北部市場の年間卸売取扱量 ②南部市場の年間卸売取扱量	現状値	目標値	
		(平成28(2016)年度)	(平成33(2021)年度)	
		①126,166ト ②7,125ト	①141,175ト以上 ②10,258ト以上	

No.・課題名	3	港湾整備事業特別会計における東扇島堀込部土地造成事業の財政負担の軽減に向けた取組	所管	港湾局
現状				
<p>川崎港において増加するコンテナ貨物や完成自動車の用地を確保するため、平成26(2014)年11月改訂の「川崎港港湾計画」において、建設発生土等を有効活用した東扇島堀込部の埋立てによる土地造成計画を位置付けています。</p> <p>本事業の実施にかかる資金の調達については、財政状況、事業効果等のバランスを勘案しながら、一般財源に負担をかけずに早期に土地造成を完了させる新たな資金計画スキームを検討する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>超電導リニアによる中央新幹線事業に着手しているJR東海からの本市梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の土地造成事業への受入れについての要請と、これにより締結した覚書等に基づき、建設発生土の受入れに必要な護岸築造工事、埋立管理等の費用(概算額200億円)をJR東海の負担とするなど、市の財政負担の軽減に向けた取組を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・護岸築造工事等への着手(平成30(2018)年度) ・建設発生土の受入れ(平成32(2020)年度～) ・埋立竣功(平成36(2024)年度) 				

取組 2-(10)

公営企業の経営改善

取組の方向性

- 本市では、水道事業、工業用水道事業、下水道事業、自動車運送事業、病院事業の5事業について、それぞれの「経営計画」に基づく経営を行っています。地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本とし、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされており、この原則に基づきながら、経営環境の変化に的確に対応し、それぞれの事業の状況や特性に応じた事業手法の見直し等を行うことによる更なるサービスの向上と経営改善を推進します。
- 市民生活を支える各公営事業を円滑かつ安定的に推進するための計画的な人材の確保や育成を進めるとともに、効率的な事業執行に向けた執行体制の整備に取り組みます。

改革課題

No.・課題名	1	給・配水工事部門の現場作業の請負化	所管	上下水道局
現状				
これまで職員で対応していた給・配水工事部門の現場作業について、緊急時における即応体制の確保や、技術・技能の継承の観点から、引き続き職員で行うべき業務（コア業務）と、それ以外の請負化等により効率化が可能な業務（準コア業務）とに仕分けを行い、コア業務とした配管指導について、平成28（2016）年度から配水工事事務所において試行に着手しました。				
取組の方向性				
試行による配管指導を継続的に実施するとともに、平成34（2022）年度を目途としている準コア業務の請負化の実施時期や、その後の配管工事員の執行体制等について、中大口径基幹管路の更新等に伴う業務量の増加、危機管理体制のあり方、年金支給年齢の引上げ等の社会状況の変化、民間事業者の育成状況等を踏まえ検討を行います。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none">・さまざまな事例を想定した試行による配管指導の継続的な実施と検証・事業環境の変化等を踏まえた準コア業務の請負化の実施時期や、その後の配管工事員の執行体制等の検討				

取組 2 - (10) 公営企業の経営改善

No.・課題名	2	工業用水道専用施設における効率的・効果的な運転管理体制の整備	所管	上下水道局
現状				
<p>平成 18 (2006) 年度に策定した水道事業及び工業用水道事業の「再構築計画」に基づき、将来の的確な水需要予測等を踏まえた給水能力の見直しと、これに伴う施設規模の縮小、執行体制の適正化・効率化を進めてきました。</p> <p>具体的には、平成 24 (2012) 年度に潮見台浄水場の廃止、長沢・生田浄水場の交替勤務体制の見直し、谷ヶ原取水所の無人化、平成 25 (2013) 年度に平間配水所の無人化、平成 28 (2016) 年度に生田浄水場の水道事業の機能の廃止による工業用水道専用の浄水場としての再構築を実施しました。</p>				
取組の方向性				
<p>生田浄水場を中心とした生田系工業用水道施設については、技術職員の高齢化や、熟練職員の退職動向等を踏まえた、将来にわたる安定給水の確保を前提に、平成 30 (2018) 年度から運転監視・保守点検業務の委託化と、モニタリング体制の構築による執行体制の効率化を段階的に進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・生田浄水場を中心とした生田系工業用水道施設の運転監視・保守点検業務の委託化と、モニタリング体制の構築による効率化の段階的な実施 (平成 30 (2018) 年度～) 				

No.・課題名	3	持続可能な下水道に向けた執行体制の再構築	所管	上下水道局
現状				
<p>これまでの施設運転点検業務の委託化の検証結果を踏まえた上で、緊急時の即応体制に加え、職員の技術力の確保や経営の視点を踏まえた職員の資質向上も考慮しながら、平成 28 (2016) 年度から加瀬水処理センター・ポンプ場の一体的な運転点検業務の委託化を段階的に進めています。</p> <p>あわせて、老朽化が進む施設の状態を診断・予測しながら、長寿命化対策に加え、財政見通しやリスク評価なども踏まえて建設投資の平準化等を図るアセットマネジメント手法の本格的な導入に向け、平成 28 (2016) 年度から執行体制の整備を段階的に進めています。</p>				
取組の方向性				
<p>加瀬水処理センター・ポンプ場の一体的な運転点検業務の段階的な委託化とあわせ、それにより生み出した人員を活用することによる、アセットマネジメント手法の本格的な導入に向けた段階的な執行体制の整備を引き続き進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・加瀬水処理センター・ポンプ場の運転点検業務の段階的な委託化 (平成 31 (2019) 年度完了) ・アセットマネジメントの本格的な導入に向けた執行体制の段階的な整備 (平成 31 (2019) 年度完了) 				

取組 2 - (10) 公営企業の経営改善

No.・課題名	4	水道事業、工業用水道事業及び下水道事業用地の有効活用	所管	上下水道局
現状				
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道局所管の財産について、自動販売機設置スペースの貸付けや、駐車場用地としての貸付け、宮前区内保育園用地、障害者通所事業所用地等としての使用許可などの有効活用を積極的に行っています。 ・生田浄水場用地について、ふれあい広場・多目的広場等の詳細設計を行ったほか、スポーツ広場の整備等を行う民間事業者の公募を平成 28 (2016) 年度に実施しましたが入札不調となったため、条件の整理など再公募に向けた取組を進めています。 ・上平間管理公舎用地について、川崎市中部学校給食センター及び動物愛護センター用地として貸付けを行いました。また、平間配水所用地について、障害者通所事業所用地としての貸付けに向けた取組を進めるとともに、災害時に一時避難場所にも活用できる「市民が利用可能な緑地」のための整備運営を行う事業者を決定し、同事業者により、平成 30 (2018) 年 1 月から「FUSO グリーンガーデン」として市民開放を開始しました。 ・長沢浄水場用地について、再構築計画の完了により生み出された敷地の一部を平成 30 (2018) 年 7 月から貸し付けるため、平成 29 (2017) 年 11 月に一般競争入札を実施して借受事業者を決定しました。 ・入江崎水処理センター旧汚泥工場用地について、用地が位置する塩浜 3 丁目を含む地区において、「塩浜 3 丁目周辺地区土地利用計画」が策定され、地区全体を活性化するために隣接する公園機能と一体的利用を図ることが位置付けられたことから、関係局との協議・調整を行っています。 				
取組の方向性				
所管財産で低利用、未利用の状態にある資産の有効活用を図るため、民間事業者への土地の有償貸付けなど継続的な事業収益の確保に向けた取組を推進します。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機設置スペースの貸付けについて、貸付条件である災害対応型などの付加価値の高い機器の設置台数を増加した上での一般競争入札の実施 ・その他の低利用、未利用の状態にある資産の有効活用による事業収益の確保と、更なる活用策の検討 ・生田浄水場用地について、貸付条件の整理を行った上での民間事業者への土地の貸付けによる事業収益の確保 ・平間配水所用地について、障害者通所事業所用地としての貸付けによる事業収益の確保 (平成 30 (2018) 年度～) ・長沢浄水場用地について、グラウンドとしての貸付けによる事業収益の確保 (平成 30 (2018) 年 7 月～) ・入江崎水処理センター旧汚泥工場用地について、施設の撤去にかかる費用への対策を講じた上での用地の有効活用の推進 				
指標	資産有効活用の収益額	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		6.7 億円	6.7 億円以上	

No.・課題名	5	市バス営業所業務の管理委託の活用	所管	交通局
現状				
北部地域等の新たな輸送需要へ迅速に対応するため、平成 29 (2017) 年度に菅生営業所を委託から直営、井田営業所を直営から委託に変更することで、委託規模の拡大を行いました。				
取組の方向性				
委託効果を最大限に引き出すため、営業所管轄路線の見直しを行い、井田営業所の委託規模を段階的に拡大していきます。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・菅生営業所の一部路線、車両の井田営業所への移管 ・塩浜営業所の一部路線、車両の上平間営業所への移管による、同規模の路線、車両の上平間営業所から井田営業所への移管 				
指標	管理委託車両の割合	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 30(2018)年度)	
		35.1% (平成 29(2017)年 4 月 1 日)	37%以上 (平成 31(2019)年 4 月 1 日)	

取組 2 - (10) 公営企業の経営改善

No.・課題名	6	市バス事業における労働の生産性向上に向けた取組の強化	所管	交通局
現状				
<p>変形労働時間制の運用による効率化に向けた取組を行う中、今後は、業務執行の効率化を図るため、働き方・仕事の進め方改革を踏まえた時間外勤務縮減の取組や、効率的な乗務計画の作成を進める必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスを確保できる職場環境の整備と管理職のマネジメント力の向上や意識改革に向けた取組を推進します。 ・本局、営業所職員の時間外勤務について把握・管理を行い、業務効率化を促します。 ・運行業務の効率化を図るため、より適切な乗務計画を作成します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・本局職員の4連休取得推進の取組 ・マネジメント力向上や意識改革のための管理職研修の実施 ・本局、営業所職員の時間外勤務に関する実績集計の報告及び執行状況の把握・管理による業務効率化の促進 ・ダイヤ改正時にあわせた、より効率的な乗務計画の作成 				
指標	①本局職員の年次休暇平均取得日数 ②職員1人・1か月当たりの平均時間外勤務時間数	現状値	目標値	
		(平成28(2016)年度)	(平成33(2021)年度)	
		①11.0日 ②38時間	①12.0日以上 ②34時間以下	

No.・課題名	7	市バスの安定的な事業運営に向けた人材の確保と育成	所管	交通局
現状				
<p>高齢化や社会環境の変化に対応した市バスネットワークの維持・充実が求められている中、計画的な採用や人材育成の更なる推進により、安全な輸送サービスを確保する必要があります。</p> <p>しかしながら、運転手については、今後一定数の定年退職が見込まれることに加え、大型二種免許保有者は全国的に年々減少し、免許保有者の高齢化が進行しています。また、整備員については、自動車整備専門学校等の入学者数の減少や整備士資格保有者の高齢化等により、全国的に深刻な人材不足が顕在化しています。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況や退職動向を踏まえた運転手や整備員の女性雇用を含めた計画的な採用や、公募非常勤嘱託運転手の確保など、安定的な事業運営に向けた取組を進めます。 ・女性や高齢者が働きやすい環境を整備するため、多様な働き方の推進を図ります。 ・職員の意識改革の取組や職種ごとの研修計画に基づいた人材育成の取組を推進します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・運転手・整備員の退職動向や経営状況を踏まえた計画的な採用選考の実施 ・応募者の希望日時・配属希望営業所での公募非常勤嘱託運転手の採用選考の実施 ・女性雇用の拡大に向けた情報発信及び受入施設の整備 ・女性や高齢者などの多様なライフスタイルに対応した短時間勤務の非常勤嘱託運転手の活用 ・定年退職者の再任用・再雇用職員としての活用 ・市長表彰などの職員表彰や、局独自の職員提案制度、運転技能コンクール、職種別研修、グループワーク研修等の実施 				
指標	①公募非常勤嘱託運転手の職員数 ②女性運転手の職員数	現状値	目標値	
		(平成29(2017)年度)	(平成33(2021)年度)	
		①42人 ②10人 (平成29(2017)年4月1日)	①42人以上 ②12人 (平成34(2022)年4月1日)	

取組 2 - (10) 公営企業の経営改善

No.・課題名		8	「川崎市立病院中期経営計画 2016-2020」に基づく経営健全化の推進	所管	病院局
現状					
<p>高齢化の進展や人口減少、雇用基盤や家族形態の変化など、我が国の社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化する中においても、市立病院には市民に信頼される安全・安心な医療の安定的かつ継続的な提供が求められており、更なる経営改革や経営健全化を図るため、新公立病院改革ガイドライン（平成 27（2015）年 3 月。総務省）を踏まえて平成 28（2016）年 3 月に策定した「川崎市立病院中期経営計画 2016-2020」（計画期間：平成 28（2016）～32（2020）年度）に基づき、経営健全化の取組を推進しています。</p>					
取組の方向性					
<p>「川崎市立病院中期経営計画 2016-2020」に基づき、経営健全化の取組を引き続き推進するとともに、取組状況について進捗管理を行います。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市立病院中期経営計画 2016-2020」に基づく経営健全化の取組の推進 ・外部の有識者や医療関係団体の代表者などから構成される川崎市立病院運営委員会における「川崎市立病院中期経営計画 2016-2020」の進捗状況の点検・評価の実施 ・「川崎市総合計画」や「神奈川県地域医療構想」等を踏まえた次期計画の策定（平成 33（2021）年 3 月） 					
指標	<ul style="list-style-type: none"> ①市立 3 病院ごとの入院患者満足度 ②市立 3 病院ごとの外来患者満足度 ③市立 3 病院ごとの経常収支比率 	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		<ul style="list-style-type: none"> ①川崎病院 86.4% 井田病院 87.7% 多摩病院 88.7% ②川崎病院 69.3% 井田病院 82.8% 多摩病院 78.4% ③川崎病院 100.2% 井田病院 87.5% 多摩病院 99.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ①川崎病院 89.3%以上 井田病院 91.3%以上 多摩病院 89.3%以上 (平成 33(2021)年度) ②川崎病院 81.7%以上 井田病院 82.6%以上 多摩病院 81.7%以上 (平成 33(2021)年度) ③川崎病院 104.1%以上 井田病院 97.2%以上 (平成 32(2020)年度) 多摩病院 100.1%以上 (平成 31(2019)年度) 		

No.・課題名		9	多摩病院の効率的な運営	所管	病院局
現状					
<p>多摩病院は、平成 18（2006）年 2 月の開院当初から指定管理者制度を導入（指定期間 30 年）し、効率的な病院運営を推進してきました。</p> <p>安定的な医療サービスの提供や運営を確保するため、実績報告書によるモニタリングや、年次報告書等による事業評価などを行うとともに、外部有識者等第三者からの待ち時間の改善を求める意見等を運営に反映し、診療予約枠の拡充や検査スタッフの増員を図るなど、患者本位の医療の提供に向けた取組を推進しています。</p>					
取組の方向性					
<p>指定管理者制度を活用した効率的な病院運営を引き続き推進するとともに、開院から 10 年を経過したことによる施設の維持管理などの課題に対して適切に対応します。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度による効率的な病院運営の継続とモニタリング・事業評価の適切な実施 ・指定管理者による適切かつ円滑な病院運営のための外部有識者等第三者からの意見聴取 ・指定管理者との協議に基づく施設・設備の適切な維持・更新の実施 					
指標	<ul style="list-style-type: none"> ①入院患者満足度（多摩病院） ②外来患者満足度（多摩病院） 	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		<ul style="list-style-type: none"> ①88.7% ②78.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ①89.3%以上 ②81.7%以上 		

取組 2 - (10) 公営企業の経営改善

No.・課題名		10 入院・外来自己負担金に関する債権対策の推進		所管	病院局
現状					
川崎病院及び井田病院において患者が窓口で負担する医療費「入院・外来自己負担金」については、「川崎市債権対策本部強化債権対策部会」における強化12債権に選定されています。適正な債権管理と病院事業収益を確保するため、「病院局債権対策推進委員会」を定期的に開催し、局・病院職員が一丸となって滞納債権の縮減に向けて取組を推進しています。					
取組の方向性					
公費負担医療制度等の患者負担の軽減に資する制度やクレジットカードによる支払いの利用促進を図ります。 また、病院職員による督促・催告を着実に実施するほか、弁護士への債権回収業務委託を積極的に活用するとともに、支払督促等の法的措置を実施するなど、効率的・効果的な手法による滞納債権対策の取組を推進します。					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・「病院局債権対策推進委員会」の継続的な開催による債権対策の推進 ・来院した患者に対する面談等の積極的な実施による、公費負担医療制度や高額療養費制度などの患者負担の軽減に資する制度及びクレジットカードによる支払いの利用促進 ・滞納者に対する病院職員による電話、文書等での催告の着実な実施 ・病院の催告に応じない滞納者に対する、債権回収の弁護士への委託などの効率的・効果的な手法による取組の推進 ・弁護士の催告に応じない滞納者に対する支払督促等の法的措置の実施 					
指標	川崎病院及び井田病院の入院・外来自己負担金の収入率	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		88.2%		89.2%以上	

No.・課題名		11 川崎病院におけるスマート化の推進		所管	病院局
現状					
施設の長寿命化や省エネルギー化、ICTの積極的な活用などの取組を効率的な医療提供体制の構築とあわせて総合的に推進するため、平成 27 (2015) 年 3 月に「市立川崎病院におけるスマート化の基本方針」を策定し、施設・設備の劣化診断の実施、中長期保全計画の取りまとめ、ESCO事業等の導入可能性の検討、電子お薬手帳やデジタルサイネージ、かわさき Wi-Fi の導入などに取り組んできました。					
取組の方向性					
医療機能再編整備の方向性を踏まえた老朽化設備等の効率的・効果的な更新に向けた取組を推進するとともに、民間資金を活用した省エネ改修手法等による整備費・光熱費負担の抑制に向けた取組を推進します。 また、質の高い医療の提供や患者サービスの向上に向けて、ICTを活用した取組を推進します。					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の経年劣化への対応及び環境負荷の低減や光熱費負担の抑制を図るための、医療機能再編整備の方向性を踏まえた、施設・設備の省エネ化・高効率化やエネルギーコストの縮減に向けた取組の推進 ・老朽化に伴う熱源設備等の更新における民間資金を活用した省エネ改修手法等による更新費用の抑制と財源の確保 ・外来診察待ち状況通知機能等を有する患者用スマートフォンアプリの導入の検討等、ICTの活用による更なる患者サービスの向上や医療の効率化等に向けた取組の推進 					
指標	①入院患者満足度 (川崎病院) ②外来患者満足度 (川崎病院)	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		①86.4% ②69.3%		①89.3%以上 ②81.7%以上	

取組 2-(11)

出資法人の経営改善・活用

取組の方向性

- 社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、出資法人の役割や特性に応じた行政としてのかかわり方に関する検討を進め、出資法人の効率化・経営健全化とその専門性等を踏まえた有効活用との両立に取り組みます。
- 本市施策・事業との関係も踏まえ、各出資法人の事業実施を評価し、進行管理を適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図ります。

改革課題

No.・課題名	1 主要出資法人の経営改善・活用の推進	所管	総務企画局
現状			
<p>これまで本市では、出資法人が担ってきた役割や事業について検証しながら、出資法人の統廃合、市の人的・財政的関与の見直し等を実施してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出資法人の統廃合 H14 (2002) : 38 法人 → H28 (2016) : 24 法人 (▲14 法人) ○補助金及び委託料の適正化 (出資率 25%以上の出資法人) <ul style="list-style-type: none"> ・補助金 H14 (2002) 決算 : 5,933 百万円 → H28 (2016) 決算 : 1,068 百万円 (▲4,865 百万円、▲82.0%) ・委託料 H14 (2002) 決算 : 11,361 百万円 → H28 (2016) 決算 : 3,879 百万円 (▲7,482 百万円、▲65.9%) ○職員派遣の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣 : 現在 0 名 ○市退職職員の再就職規制の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・求人企業等に対する退職職員の再就職候補者選考委員会による選考を経た人材情報の提供 ・課長級以上の職員で一定の権限を有する者の、職務と密接に関係する企業等への再就職の自粛 ・年額 500 万円の報酬限度額の設定 ・65 歳以後の任期更新の原則禁止 ○経営改善計画策定及び点検評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各出資法人による事業別の成果指標等を盛り込んだ複数年の経営改善計画の策定 ・毎年度の目標達成度等についての点検評価の実施による改善等に向けた取組の推進 <p>一方、厳しい財政状況の中での地域課題の解決に向けた多様な主体との連携の重要性の増加や、国の指針による出資法人の効率化・経営健全化と活用の両立の要請など、出資法人を取り巻く環境が変化してきていることから、外部有識者で構成する行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会における専門的見地からの御意見も参考としながら、出資法人への適切なかかわり方について検討を進めてきました。</p> 			
取組の方向性			
<p>出資法人に対して、独立した事業主体としての効率化・経営健全化に向けた取組を引き続き進めていくとともに、高い専門性を持ちながら多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで行政機能を補完・代替・支援するという出資法人本来の役割に基づく連携・活用を図ります。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資法人の効率化・経営健全化と活用の両立に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な事業運営や優れた人材の確保・育成など自主的・自立的経営に向けた適切な関与 ・出資法人ごとの経営目標の設定・評価・結果公表等の一連のプロセスの再構築による市の施策展開にあわせた事業実施への誘導や、経営・財務状況等の適切な把握・評価等の取組の推進 ・出資法人の運営体制の強化等に向けた職員派遣や退職職員の再就職規制の見直しの検討・実施 			

取組の方向性

- 自主的・自立的な行財政運営による市民サービスの向上に向けて、平成 29（2017）年 3 月に策定した「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の移譲等を一層推進するため、特別自治市制度¹⁷の創設も視野に、指定都市市長会等と連携し、また、市民の関心と理解も深めながら、更なる取組を進めます。

改革課題

No.・課題名	1 地方分権改革の更なる推進	所管	総務企画局
現状			
<p>本市では、これまで、国や県との協議等を通じて権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどに取り組んできました。</p> <p>しかしながら、社会経済環境が著しく変化し、さまざまな市民ニーズへの対応が求められる中、地域の実情を踏まえた行財政運営を行っていくためには、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し及び税財政上の措置は十分とは言えないことから、更に取組を推進していく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、国や県からの事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し、税財源の移譲など自主的・自立的な行財政運営に向けた取組を推進します。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに向けた「提案募集方式」の活用 ・九都県市首脳会議、指定都市市長会等を通じた、新たな大都市制度の創設や税財政制度の見直しに関する国等への要請活動の実施 ・地方分権一括法等による制度改正への対応に向けた検討・調整 ・事務処理特例制度による権限移譲に向けた検討及び県との協議 			

¹⁷ 原則として、市域において行われる市民に身近な生活に関連する全ての事務・権限等を担うことにより、地域の課題を一元的に解決することを可能とする新たな大都市制度の考え方。平成 25（2013）年 6 月の第 30 次地方制度調査会の答申においても、特別自治市（指定都市市長会使用する呼称であり、国においては、特別市（仮称））の意義が示されている。

取組 2-(13)

内部の業務改善による事務執行の効率化

取組の方向性

- 業務プロセスの点検や見直し等の取組を推進し、定型的・反復的業務の集約化等により、一般職員のマンパワーをより専門性の高い事務へシフトしていくとともに、処理コストの削減や、意思決定過程の簡素化・迅速化の観点から見直しを進めます。
- 事務システムの導入や更改に当たっては、安定的かつ効率的なシステムの構築とあわせ、これまでの事務手順の見直し等、業務の再構築による業務改善を進めます。
- 区役所における窓口サービスの更なる向上に向けて、各区役所で実施している事務改善等の先進事例を他区へ波及させる取組の推進を図ります。

改革課題

No.・課題名	1	庁用自動車運転業務執行体制の見直し	所管	総務企画局
現状				
円滑で適切な業務運営、危機事象発生時への対応、業務上必要とする車種の特性などから、専任の運転手を配置して運行する車両以外については、車両更新状況と退職動向等を勘案し、減車やこれに伴う執行体制の見直しを進めてきました。				
取組の方向性				
退職動向と車両更新状況等を勘案して、引き続き、減車や職員配置の見直しを進めます。また、軽自動車の追加導入やタクシーチケットの利用等を進め、行政事務遂行上の機動力を確保します。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の退職動向や車両更新状況等を勘案した減車の推進 ・ 軽自動車の追加導入やタクシーチケット利用の拡大などによる機動力確保 				
指標	専用車、共用車の台数	現状値	目標値	
		(平成 29(2017)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		32 台	20 台	
		(平成 29(2017)年 4 月 1 日)	(平成 34(2022)年 4 月 1 日)	

取組 2 - (13) 内部の業務改善による事務執行の効率化

No.・課題名	2	総務事務執行体制の見直し	所管	総務企画局
現状				
<p>質の高い市民サービスを引き続き的確かつ安定的に提供するためには、より一層、総務事務（内部管理事務）の改革を推進し、職員が携わる業務を定型的、反復的なものから専門性の高いものに移行させていく必要があります。こうした中、人事、給与・旅費、福利厚生等の業務を中心とした総務事務について、先行的に民間委託の取組を行っている他都市の状況等を踏まえ、民間委託等による集約化に向けて検討を進めています。</p>				
取組の方向性				
<p>人事、給与・旅費、福利厚生等の総務事務の一部について、民間委託等による集約化に取り組むとともに、その状況を踏まえながら、更なる集約化の範囲の拡大の検討を進めます。</p> <p>また、多様な働き方の推進の観点から障害者雇用の拡大に取り組む中、集約化する総務事務の執行において、障害者が活躍できる可能性や分野についての検討を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 平成 31（2019）年度からの人事、給与・旅費、福利厚生などの総務事務の一部についての民間委託等による集約化とその効果を踏まえた集約化の範囲の更なる拡大の検討 会計事務、文書事務等の総務事務の民間委託等による集約化についての検討 障害者雇用拡大の取組との連携の検討 				

No.・課題名	3	庁内会議の見直し	所管	総務企画局
現状				
<p>庁内会議については、平成 29（2017）年度からペーパーレス会議やテレビ会議を試行的に実施するとともに、庁内会議の設置・運営や、資料等の情報共有のルールづくりに向けた検討を進めています。</p> <p>今後も、働き方・仕事の進め方改革の推進とあわせ、会議の質の一層の向上とともに、より効率的・効果的な会議運営等に向けた取組を推進する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>庁内会議の設置目的の明確化等による会議の質の一層の向上及びより効率的・効果的な会議運営や参加者意識の向上による会議時間の削減に向けて、主要課題調整会議等の全庁的な会議や、各局区等における会議の見直しを推進します。</p> <p>また、ペーパーレス会議やテレビ会議の試行結果の検証を行いながら、会議における ICT の更なる活用に向けた検討を進めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 庁内会議に関する職員アンケート調査結果を踏まえた、主要課題調整会議等の全庁的な会議や、各局区等における会議の見直しの推進 本庁と各区役所間におけるテレビ会議の継続的な実施やペーパーレス会議等の実施に向けた検討 				
指標	効率的に庁内会議が行われていると思う職員の割合（働き方についてのアンケート調査）	現状値	目標値	
		(平成 29(2017)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		53.0%	80%以上	

No.・課題名	4	業務プロセス改革の推進	所管	総務企画局
現状				
<ul style="list-style-type: none"> 本市ではこれまで文書管理、財務、旅費、職員情報等の全庁に共通する事務について、システムの導入とあわせた業務プロセス改革を実施しており、各業務の所管部署においても、制度の変更やシステムの導入等とあわせた業務プロセスの見直しに取り組んでいます。 平成 28（2016）年度から取り組んでいる働き方・仕事の進め方改革において喫緊の課題としている長時間勤務の是正に向けて、業務プロセス改革の重要性が一層増しており、庁内での取組に加え、外部の目による専門的知見を活かした業務分析等を実施しています。 				
取組の方向性				
<p>行政改革部門と各業務所管部署が連携し、外部の目による専門的知見も活用しながら、職場における課題の可視化等の業務分析の実施、職員の意見を反映したボトムアップによる業務改善の提案、新たな ICT の活用などによる業務プロセス改革を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 長時間勤務が課題となっている職場における庁内プロジェクト及び外部の目による専門的知見を活用した業務分析等の実施 業務分析等を実施した職場における新たな ICT の活用の可能性などの検討 				

取組 2 - (13) 内部の業務改善による事務執行の効率化

No.・課題名	5 市税システム更改に伴う業務改善の推進	所管	財政局
現状			
<p>現行の市税システムは、長く本市の税務行政を支えてきましたが、毎年度の税制改正への対応を重ねた結果、肥大化、複雑化しているとともに、維持管理コストの高止まりも課題となっています。</p> <p>これらの課題の解決とともに、事務の効率化や一層の市税収入確保策を実現するためには、安定的かつ効率的なシステム運用に向け市税システムを再構築する必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>安定的かつ効率的なシステムを構築するにとどまらず、市販のパッケージシステムの導入に伴う業務手順の再構築や、オープン化によるハードウェア賃借料等の縮減、技術的・専門的知識を要する家屋評価に関するシステムの導入による職員育成期間の短縮など、ICTの導入等とあわせた業務改善を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<p>■新システム稼働に向けた次の取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務分析、各ベンダーのシステム分析などを通じた、新システムの要件定義及び開発計画の策定 ・新システムの仕様、業務フローの策定と、調達に向けた準備の実施 ・新システムの開発への着手 ・各種事務取扱、要領等の整備 			

No.・課題名	6 窓口サービスの更なる向上に向けた取組の推進	所管	市民文化局
現状			
<p>各区役所区民課で実施している窓口混雑緩和対策等の事務改善内容を、実施区のみならず他区にも波及させ、更なる窓口サービスの向上に努める必要がありますが、各区役所によって業務フローが異なることから、波及させることが難しい状況にあります。</p> <p>また、現在、住民異動情報の入力業務及び証明書郵送交付業務の一部を民間委託により実施していますが、今後、窓口業務の委託化の可能性について検討する必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・各区役所区民課において実施する事務改善等の先進事例が他区にも波及するよう、区役所事務サービスシステムの再構築にあわせた業務フローの統一化等を推進します。 ・専門知識に関する人材育成や知識の継承などの課題を踏まえながら、窓口業務の委託化の可能性を検討します。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・事務改善等の先進事例についての7区と本庁での情報共有や他区における実施可否等の検討 ・住民基本台帳や戸籍などに関する業務フローについての、区役所事務サービスシステムの再構築にあわせた見直し ・窓口業務の委託化について、専門知識に関する人材育成や知識の継承など、委託化による将来的な影響を十分に考慮した上での可能性の検討 			
指標	各区役所区民課利用者のサービス満足度	現状値	目標値 (平成33(2021)年度)
		なし	90%以上

取組 2 - (13) 内部の業務改善による事務執行の効率化

No.・課題名	7	都市景観審議会と屋外広告物審議会の統合等による事務の効率化に向けた取組	所管	まちづくり局
現状				
<p>屋外広告物法により、屋外広告物条例は、「景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画に即して定めるものとする。」とされているため、景観行政と屋外広告物行政が連携して、取り組む仕組みとなっています。</p> <p>現在、景観施策に関する事項は、「屋外広告物審議会（建設緑政局所管）」、「都市景観審議会（まちづくり局所管）」及び「都市計画審議会（まちづくり局所管）」への諮問が必要となっており、手続の長期化や事務作業の重複が生じています。</p>				
取組の方向性				
<p>社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対して、迅速かつ適切な対応を図るため、「屋外広告物審議会」と「都市景観審議会」の統合等による事務の効率化に向けた検討を行います。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の運営方法や事務局体制の見直しの検討 ・ 「屋外広告物審議会」と「都市景観審議会」の統合に向けた検討 				

No.・課題名	8	区役所の有効活用に向けた取組の推進	所管	中原区役所
現状				
<p>中原区は、武蔵小杉駅周辺の再開発等により人口が増加しており、平成 28（2016）年 5 月には 25 万人を突破しました。また、本市将来人口推計では、中原区の総人口がピークとなる平成 52（2040）年の 296,200 人まで更に 5 万人近く増加する予測となっています。</p> <p>人口増による来庁者の増加に伴い、受付窓口や面接室を増やす必要があり、そのための執務スペースを適正に確保する必要があります。</p> <p>また、築 45 年となる区役所別館の老朽化が進んでおり、快適な市民サービスを継続的に提供するためには、旧休日急患診療所跡地利用なども踏まえて、中長期的な視点に立った敷地の有効活用を検討する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>築 28 年が経過している区役所本館の長寿命化を図るとともに、建物の老朽化が進んでいる区役所別館と旧休日急患診療所跡地の活用による建替えを検討するなど、中長期的な視点に立った敷地の有効活用の検討を進めながら、当面の取組として、食堂や会議室を活用し、執務室や待合スペース等の適切な市民サービスを提供する上で必要な「区役所機能」を確保するなど現庁舎と周辺施設の有効活用を行います。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現庁舎と周辺施設の有効活用に向けた、所属の枠を超えた職員からの改善に関する提案制度の創設 ・ 区役所内の各課職員で構成する「中原区役所業務改善・庁舎レイアウト検討委員会」における、上記制度による提案を活かした現庁舎と周辺施設の有効活用の検討 				
指標	区役所の有効活用につながる業務改善に関する提案件数	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		なし	30 件以上	

取組 2 - (13) 内部の業務改善による事務執行の効率化

No.・課題名	9 就学援助事務の見直し	所管	教育委員会事務局
現状			
<p>「就学援助」は、子どもの貧困対策として重要な制度ですが、各市立小・中学校を通じて行う申請書の配布・回収、認定、援助費の請求、支給及び報告の作業は紙による手作業の部分が多いことから、保護者への支給の迅速化や、職員の事務負担の軽減に向け、改善を図る必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>平成 29 (2017) 年 1 月から稼動した「就学事務システム」と連携し、一連の事務の流れをシステム化することで、保護者への直接支給や事前支給などの市民サービスの向上とともに、事務の効率化を図るため、就学援助事務システムの構築に向けた取組を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助事務システムの構築、制度改正の実施（平成 30 (2018) 年度） ・就学援助事務システムによる就学援助事務の実施（平成 31 (2019) 年度） 			

No.・課題名	10 事務執行の改善に向けた取組の強化	所管	監査事務局
現状			
<p>法律に基づき定期（財務、工事）監査等を実施し、結果については、事例研修会や意見交換会などを通じて財務事務に従事する職員へ詳細に説明することにより事務処理等の改善に努めています。</p> <p>また、公営企業会計の決算審査及び財政援助団体等監査においては、公認会計士の知見を活用するだけでなく、公認会計士との討議を通じて監査事務局職員の能力向上にも努めています。</p> <p>今後も、監査の質の向上に努めるとともに、財務・経営に関する事務が適正かつ効率的に行われるよう、職員への支援を行っていく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>監査結果を分析し、事例・解説集の改訂を行うとともに、研修会や意見交換会を実施するなど、監査結果を活用した業務改善や、地方自治法の一部改正に伴う内部統制体制の整備・運用を見据えた自己点検に向けた各局区等への取組支援を進めます。</p> <p>また、監査事務局職員について、事例・解説集改訂の過程や、研修での講師経験、関係職員との意見交換等を通じた自身の知識の定着を図るとともに、総務省が進める公会計制度への対応も含め、監査等の実施に必要な能力や専門性の向上を主眼とした職員の育成に努めます。</p>			
具体的な取組内容			
<p>■ 監査結果を活用した各局区等での業務改善に向けた取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例・解説集の改訂 ・事例研修会、意見交換会の開催 ・出前講座の実施 <p>■ 内部統制体制の整備・運用を見据えた各局区等での自己点検に向けた取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法一部改正の施行前準備段階としての、監査を通じた各局区等におけるリスク管理等のための自己点検の取組支援（平成 30 (2018)・31 (2019) 年度） ・新たな制度運用の定着期間としての取組の適宜改善の実施（平成 32 (2020)・33 (2021) 年度） 			
指標	研修等達成度	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)
	①「業務知識が習得できた」と回答した参加者の割合 ②「事務処理ミスや法令違反等の未然防止や事務改善に活かす「きっかけ」となった」と回答した参加者の割合		
		①なし ②なし	①80%以上 ②80%以上

取組 2 - (13) 内部の業務改善による事務執行の効率化

No.・課題名	11 地方自治法の改正を踏まえた監査制度の見直し	所管	監査事務局
現状			
<p>「第 31 次地方制度調査会」からの「適切な役割分担によるガバナンス」等に関する答申を受け、地方自治法が一部改正されました。</p> <p>この改正では、監査制度の充実・強化とあわせて、内部統制に関する方針の策定等も義務付けられたことから、その実施に向け、監査事務局がこれまでに蓄積してきた財務事務に関するリスク情報などを共有しながら、関係局と連携して検討を進める必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>監査制度の見直しにおいては、総務省令で示される指針を踏まえて川崎市監査基準を施行期日までに策定するとともに、勧告制度など新たな制度に対応するため、各種規程の見直しを行います。</p> <p>また、内部統制機能の構築にも参画しながら、内部統制評価報告書の監査委員審査について、総務省から示されるモデルを参考にあり方の検討を進め、平成 33 (2021) 年度から審査を実施します。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ■平成 30 (2018)・31 (2019) 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市監査基準の検討、策定、公表 ・市長に作成が義務付けられる内部統制評価報告書に対する監査委員審査の検討 ■平成 32 (2020) 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市監査基準による監査等の実施 ■平成 33 (2021) 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに市長に作成が義務付けられた内部統制評価報告書に対する監査委員審査の実施 			

取組の方向性

- 社会経済環境や市民ニーズの変化に的確に対応し、将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供していくため、将来を見据えた市民サービス等の再構築に取り組みます。
- 必要性や効果等の検証による補助・助成金の見直しや、受益と負担の適正化の観点による使用料・手数料の見直しを進めるとともに、市民サービス等全般については、必要性や市場性、将来を見据えた持続可能性等の見直しの視点（図表 10）に基づき、事業の洗い出しを行った上での改善や見直しを進めます。

図表 10 市民サービス等の見直しの視点

必要性	サービス等の目的が社会のニーズ等に照らして妥当か。日常生活を営む上で欠くことのできないサービス等か。効果が特定の市民等に限定されないサービス等か。市が実施すべきか。
市場性	委託契約等の行政の直接的な関与無しで、民間により同種のサービスが実施されているか、又は、実施可能か。特に、民間が成熟している東京都・横浜市に隣接する立地の優位性を活かさないか。
効率性	コスト等に見合った効果が得られているか。より少ないコスト等で、より大きな効果が得られないか。
有効性	サービス等の実施により、期待される効果が得られているか。
公平性	サービス等の実施による受益と負担は適当か。
協働可能性	サービス等の提供に当たり、市民やNPOとの協働の可能性はないか。
類似性	サービス等が重複していないか。市民にとって分かりやすいか。
持続可能性	持続可能な制度となっているか。世代間における受益と負担は適当か。

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

改革課題

「将来を見据えた市民サービス等の再構築」において、「具体的な取組内容」の中で「検討」としたものについては、今後、さまざまな御意見を踏まえ、具体的な見直し内容や、実施時期の検討を行うとともに、広く市民に周知を図りながら、取組を進めます。

No.・課題名	1 全庁的な使用料・手数料の見直し	所管	財政局
現状			
<p>使用料・手数料について、「コストの見える化」を図るとともに、そのコストに対して公費（税金）を充てる範囲と受益者（利用者）が負担する範囲を明確にし、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、平成 26（2014）年度に、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを取りまとめ、「使用料・手数料の設定基準」を策定しました。</p> <p>この基準に基づき、平成 29（2017）年度までに、24 施設 8 手数料の改定を行ったところであり、今後も、サービスの公共・民間部門の役割分担、民間での提供状況、本市施策との整合性などを踏まえ、引き続き、使用料・手数料の見直しを行う必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>「使用料・手数料の設定基準」に基づき、個々のサービスの性質に応じた受益者負担と公費負担のあり方を見定めながら、サービス提供に要するコストと、その利用状況、さらには、消費税の適正な転嫁等の検討を進めるとともに、平成 29（2017）年度川崎市包括外部監査の結果も踏まえ、引き続き、使用料・手数料の見直しを行います。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 市民サービスの受益と負担の適正化及び消費税の適正な転嫁等の検討に基づく使用料・手数料の必要な見直しの実施 			

No.・課題名	2 全庁的な補助・助成金の見直し	所管	財政局
現状			
<ul style="list-style-type: none"> 平成 17（2005）年度に策定した「補助・助成金見直し方針」に基づき、補助目的や補助対象を明確にし、執行状況等を精査した上で、客観的な視点から必要性や効果等について検証を行い、補助・助成金の必要な見直しを進めています。 社会経済環境の変化を踏まえ、より効果的に補助・助成金を執行するため、「補助・助成金見直し方針」における類型について継続的に見直しを行う必要があります。 			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> 時代の変遷とともに移り変わる市民ニーズに的確に対応するため、次に掲げる事項について、継続的な見直しを実施します。 <ol style="list-style-type: none"> 市の政策目標に合致しているのか <ol style="list-style-type: none"> 「川崎市総合計画」での位置付け 市民ニーズの変化 政策目標実現のための手段として補助事業が適正な執行方法か <ol style="list-style-type: none"> 費用対効果及び市の直接執行との比較 公益性・公平性の確保 昨今の社会状況を踏まえ、「補助・助成金見直し方針」における補助・助成金の類型の見直しを検討します。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 「補助・助成金見直し方針」に基づく取組の推進 「補助・助成金見直し方針」における補助・助成金の類型の見直しに向けた検討と、その結果に基づく取組の継続的な実施 			

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

No.・課題名	3	区役所と支所・出張所等の機能再編に向けた取組の推進	所管	市民文化局
現状				
<p>平成 21 (2009) 年 3 月に「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」を策定し、効率的で利便性の高いサービスの提供をめざして、届出受付窓口の区役所への集約や、地域振興・市民活動支援機能の整備・充実などの取組を進めてきました。この間、「区役所改革の基本方針」の策定や、マイナンバー制度の開始、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組など、区役所等を取り巻く状況に変化が生じていることから、現在の状況に即した内容となるよう見直しを行い、平成 30 (2018) 年 3 月に「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定しました。</p> <p>今後も引き続き、同実施方針改定版に基づき、共に支え合う地域づくりに向けて、区役所等の窓口サービス機能や体制を見直し、市民目線に立った利便性の高いサービスを提供していく必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・「区役所」については、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていきます。 ・「支所・地区健康福祉ステーション」については、支所を含めた川崎区全体として機能・体制を再編・強化し、さまざまな状況の変化や困難な課題に的確に対応した取組を推進します。 ・「出張所」については、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、出張所に求められる各機能について、地域の実情に即した取組を推進します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムにおける地域づくりと地域振興業務の連携・推進 ・地域防災機能の検討 ・川崎区役所庁舎の移転・整備の見直し ・大師・田島支所及び大師・田島地区健康福祉ステーションを含めた川崎区全体の機能・体制の検討 ・支所・出張所の「身近な活動の場」等としての活用策の検討 ・支所庁舎等の整備の検討 ・生田出張所の建替整備 				

No.・課題名	4	マイナンバーカードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方の検討	所管	市民文化局
現状				
<p>平成 28 (2016) 年 1 月からマイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付が開始されたことに伴い、平成 29 (2017) 年 12 月に行政サービス端末を廃止しました。今後も、マイナンバーカードの更なる普及促進に向けた普及啓発活動を推進するとともに、その利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方について引き続き検討する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの取得率向上に向けて、更なる普及促進に取り組むとともに、利便性の向上の取組を進めます。 ・証明書発行体制のあり方について検討を進めます。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの普及促進に向けた広報等の実施 ・本市に戸籍のある市外在住者の方に対する戸籍関係証明のコンビニ交付等の検討 ・マイナンバーカードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方の検討 				
指標	マイナンバーカードの交付率	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		10%	20%以上	

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

No.・課題名		5	市民農園の管理運営形態の見直し	所管	経済労働局
現状					
<p>現在、本市にある市民農園には、市が管理運営を直接行う従来型の市民農園のほかに、管理運営を管理組合が行う地域交流農園があります。</p> <p>利用者の自主性を重んじ、利用者間の交流を促すため、管理運営形態を見直し、従来型の市民農園から地域交流農園への移行に向けた取組を進めています。</p>					
取組の方向性					
<p>従来型の市民農園の地域交流農園への移行に向けて、関係者との調整を進め、条件が整う農園から段階的に手続を行います。</p> <p>あわせて、平成 33 (2021) 年度までに、地域交流農園 (1 農園) の新規開設に向けて取組を進めます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 従来型の市民農園 5 農園について、農地所有者等関係者との調整による、2 年毎の利用者入替えにあわせた地域交流農園への移行の取組推進 地域交流農園 (1 農園) の新規開設 					
指標	地域交流農園の数	現状値		目標値	
		(平成 29(2017)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		1 農園		4 農園	

No.・課題名		6	環境配慮機器導入促進補助金のあり方の検討	所管	環境局
現状					
<p>地球温暖化対策の推進及び低炭素社会の構築を目的に、住宅における太陽光発電、蓄電池、家庭用燃料電池等の創エネ・省エネ・蓄エネ機器の導入、中小規模事業者が実施する再生可能エネルギー設備、省エネルギー型設備の導入に対して、補助金を交付しています。</p> <p>住宅用補助については、建物全体でエネルギーを効率的に管理することが重要であるため、平成 28 (2016) 年度から HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム) の導入を補助条件に追加するとともに、平成 29 (2017) 年度からは ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) を補助対象に追加するなど、国や技術開発等の動向を踏まえながら、適宜、見直しを行ってきました。</p> <p>今後についても、国や他都市における状況なども踏まえ、補助内容や金額の適正化について見直しに向けた検討を進めていく必要があります。</p>					
取組の方向性					
<p>国等の動向を踏まえるとともに、創エネ・省エネ・蓄エネ機器の技術開発状況等を注視しながら、引き続き、環境配慮機器の導入促進に向けたより効果的な補助内容や金額の適正化について検討を進めます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮機器の導入促進に向けたより効果的な補助内容や金額の適正化の検討 					

No.・課題名		7	高齢者外出支援乗車事業制度のあり方の検討	所管	健康福祉局
現状					
<p>市内運行のバス路線に優待乗車可能な「高齢者特別乗車証明書」を、70 歳に到達する誕生日の前月に郵送で交付することにより、高齢者の社会的活動の参加の促進を図っています。</p> <p>大人運賃の半額で乗車可能な「コイン式」と、1 か月当たり 1,000 円の負担で期間中は何度でも乗車可能な「フリーパス式」がありますが、高齢者人口の急増等の制度開始以降の社会状況の変化に対応するため、平成 29 (2017) 年度に「コイン式」の利用実態調査を実施するなど、持続可能な制度の運営に向けた検討を行っています。</p>					
取組の方向性					
<p>今後実施する「フリーパス式」の利用実態調査及び平成 29 (2017) 年度に実施した「コイン式」の利用実態調査の結果等を踏まえながら、持続可能な運営に向けた制度のあり方について検討を進めます。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 利用実態調査の結果等を踏まえた持続可能な運営に向けた制度のあり方の検討 					

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

No.・課題名	8 高齢者に対する市単独事業のあり方の検討	所管	健康福祉局
現状			
<p>要介護者が継続して在宅生活を送れるように、利用者及びその家族等を支援するため、介護保険外の市単独事業として各種サービス（日常生活用具給付事業、寝具乾燥事業、高齢者音楽療法事業、緊急通報システム事業等）を提供しています。</p> <p>こうした中、高齢者人口の増加や介護保険制度の改正など、制度開始以降の社会状況の変化等に対応するため、緊急通報システム事業について、平成 28（2016）年 10 月から外出先でも利用可能な携帯型端末を導入したほか、小学校ふれあいデイサービス事業・デイセントー事業を平成 29（2017）年度末に廃止するなど、必要な見直しを進めてきました。</p>			
取組の方向性			
<p>今後も民間サービスの提供状況等を踏まえ、必要性や市単独事業としての適正性、持続可能性の観点から制度のあり方について検討を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 各事業の継続的な見直しの検討 			
No.・課題名	9 障害者施設運営費補助のあり方の検討	所管	健康福祉局
現状			
<p>平成 18（2006）年に障害者自立支援法が施行されたことで、障害者施設を運営する事業者の収入が減ることになったため、本市では独自にさまざまな加算を行ってきていますが、法施行後の国の報酬改善を踏まえ、平成 27（2015）年 4 月に市独自の加算の一部見直しを実施しました。</p> <p>この見直しの影響等の調査を、監査法人への委託により平成 27（2015）年度に実施しており、その報告書において、「本市は、障害者施設の運営に対して、20 政令指定都市の中で相当に手厚い支援を実施していること」、また、「赤字施設は、開所からの稼働年数が短い、利用率が低いなどの運営面での課題があること」等が明らかとなったところであり、これらを踏まえ、引き続き持続可能な障害者施設運営費補助制度のあり方について検討を行っていく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>障害者の高齢化や重度化への対応や持続可能で安定的な制度の構築の観点から、障害者施設運営費補助制度のあり方について、引き続き検討を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 持続可能で安定的な障害者施設運営費補助制度のあり方の検討 			
No.・課題名	10 重度障害者医療費助成制度のあり方の検討	所管	健康福祉局
現状			
<p>重度障害者医療費助成制度は、重度の障害がある人が必要な医療を安心して受けられるための制度ですが、高齢化に伴う対象者の増加や、神奈川県補助制度の見直し等による財政負担の増大が課題となっているため、政令指定都市とその他の県内市町村に対する補助率の格差是正や、国による医療費助成制度の設立等の要望とともに、他都市の動向や、制度の見直しによる影響額の把握など制度のあり方の検討を行ってきましたが、現時点で結論に達していないことから、引き続き検討を行っていく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>障害者の増加に対応し、持続可能で安定的な給付制度の構築に向けた検討を行います。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 持続可能で安定的な重度障害者医療費助成制度のあり方の検討 			
No.・課題名	11 市立葬祭場使用料の見直し	所管	健康福祉局
現状			
<p>北部・南部斎苑の 2 か所の葬祭場使用料については、これまで、かわさき北部斎苑の火葬炉の入替工事に伴う経費や他都市の状況等を踏まえ、平成 28（2016）年 4 月に火葬料の改定を行うとともに、平成 30（2018）年 4 月からの管理棟の供用開始にあわせ使用料を新たに設定するなど見直し等を実施してきました。</p> <p>今後も、他都市の状況や北部斎苑の大規模改修費等を踏まえ、改修工事の進捗状況にあわせた見直しに向けて、検討・調整を進める必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>葬祭場使用料の見直しについて、引き続き、検討・調整を行い、かわさき北部斎苑において平成 30（2018）年度から実施する休憩棟・火葬棟改修工事等の進捗状況にあわせて見直しを実施します。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> かわさき北部斎苑大規模改修工事の進捗状況にあわせた使用料の見直しに向けた取組の推進 			

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

No.・課題名	12 成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方の検討	所管	健康福祉局
現状			
<p>本市では、気管支ぜん息患者の健康の回復及び福祉の増進を図ることを目的に、市独自のアレルギー対策として、平成 19 (2007) 年 1 月から「成人ぜん息患者医療費助成条例」を施行し、20 歳以上の気管支ぜん息患者に医療費の一部を助成していますが、条例の施行から 10 年が経過する中で、市単独事業である本制度の受給者数及び助成額の増加や、他のアレルギー疾患との公平性等が課題となっています。また、平成 27 (2015) 年 12 月にアレルギー疾患対策の総合的な推進を図るために施行された「アレルギー疾患対策基本法」及び同法に基づき平成 29 (2017) 年 3 月に策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」においては、予防や標準化治療が重要であり、これらの普及・啓発の推進が地方公共団体の役割として掲げられています。さらに、平成 30 (2018) 年 3 月には「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」が策定され、県域のアレルギー疾患対策のめざすべき方向と、取り組むべき施策が示されたところです。</p> <p>これらを踏まえ、アレルギー対策として実施している本制度をどのようにシフトしていくべきか、医療費助成制度としての持続可能性も含めたあり方の検討が必要です。</p>			
取組の方向性			
<p>成人ぜん息患者医療費助成制度の受給者数・助成額の増加や、医療制度・公費負担制度全体の枠組みにおける他のアレルギー疾患を含めた他の疾患との整合性・公平性・適正性等を踏まえ、成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方の検討を継続して行うとともに、「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」との整合を図りながら、本市のアレルギー疾患対策の方向性について検討を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性・適正性等を踏まえた、今後の制度のあり方の検討 			

No.・課題名	13 歯科保健センター等診療事業の運営体制の見直しの検討	所管	健康福祉局
現状			
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健センター及び歯科医師会館診療所においては、年末年始等における急患歯科診療や、重度障害者等に対する歯科診療を実施しています。 ・高齢化の進展や歯科診療への市民ニーズなどを踏まえ、これまでも公的事业としての必要性の観点から、事業の見直しや再編を行ってきましたが、引き続き、誰もが身近な地域で適切な歯科診療を受診できる歯科医療提供体制の構築に向け、施設の老朽化対策も踏まえ、歯科保健センター等の今後のあり方について検討する必要があります。 			
取組の方向性			
<p>歯科保健センター等の今後の歯科医療提供体制や、施設の老朽化対策、地域における歯科診療の対応力向上の取組について、市民ニーズを踏まえながら、事業主体である川崎市歯科医師会及び関係局と連携して検討を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歯科医療提供体制における歯科保健センター等のあり方の検討 ・歯科保健センター等の施設の老朽化対策の検討 			

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

No.・課題名	14 看護人材確保策の再構築	所管	健康福祉局
現状			
<ul style="list-style-type: none"> ・市立看護短期大学については、深刻な看護人材不足に対応するため、これまで量的な対応を優先し、短期間（3年間）で看護師を養成してきましたが、今後は、地域包括ケアシステムを構築していく中、医療の高度化、多様化への的確な対応や、地域における「医療と介護の繋ぎ役」としての役割が求められるため、質的向上を図る養成も重要です。 ・公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団が運営する川崎看護専門学校においても、准看護師を正看護師に2年間で養成し、看護人材不足に対応していますが、平成28（2016）年度末に神奈川県が准看護師養成事業に対する補助を廃止したことにより、県内の准看護師養成学校が順次閉校したため、学生の確保が困難になっています。 			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師の養成に向けて、国が検討を進めている看護職員需給見通し、カリキュラム編成、本市の財政状況等を総合的に勘案しながら、市民ニーズに対応した魅力的な養成機関となるよう、平成34（2022）年4月開学をめざし、市立看護短期大学の4年制大学化の取組を進めます。 ・川崎看護専門学校について、本専門学校に対する市民ニーズが今後一層低くなると見込まれることを踏まえ、運営法人への補助金廃止に向けた取組を進めます。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成34（2022）年4月開学をめざした市立看護短期大学の4年制大学化の取組の推進 ・川崎看護専門学校の今後のニーズが低くなることを踏まえた、運営法人への補助金廃止に向けた取組の推進 			

No.・課題名	15 地域子育て支援センター事業のあり方の検討	所管	こども未来局
現状			
<p>親子の交流と遊び場の提供とともに、保護者の子育てに関する相談等のため、民間保育所内で実施しているものも含め、市内53か所に地域子育て支援センターを設置しています。</p> <p>地域子育て支援センターは保育所併設型で21か所、こども文化センター内で実施する児童館型で26か所運営していますが、旧幼稚園園舎を活用した単独型の施設6か所については、直営で事業を実施しており、そのあり方について検討を進めています。</p>			
取組の方向性			
<p>単独型地域子育て支援センターは、「新たな公立保育所」の地域の子ども・子育て支援機能の実践場所としても活用しており、「(仮称)保育・子育て総合支援センター」の設置に向けた検討を踏まえ、引き続き、地域子育て支援センター事業のあり方や、資産の有効活用の検討を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・「地域子育て支援センターむかい」と大島・大島乳児保育園の複合化による地域の子育て支援事業の充実（平成31（2019）年度中） ・「(仮称)保育・子育て総合支援センター」の設置に向けた検討を踏まえた、地域子育て支援センター事業のあり方や、単独型地域子育て支援センターの資産の有効活用の検討 			
指標	地域子育て支援センターの利用者満足度（10点満点）	現状値 (平成29(2017)年度)	目標値 (平成33(2021)年度)
		9.0点	9.0点以上

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

No.・課題名 16 わくわくプラザ事業の充実に向けた取組の検討		所管 こども未来局	
現状			
「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、共働き世帯の多様化するニーズへの対応や、子どもの成長や発達に応じた支援の充実、子どもが過ごす環境の充実など、事業の充実に向けた取組が求められています。			
取組の方向性			
開設時間の延長や、事業内容の充実、学校施設の積極的な活用による環境充実など、「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえながら、わくわくプラザにおける子どもの放課後活動の充実に向けた検討・取組を進めるとともに、保護者の負担のあり方の検討を行います。			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズを踏まえた、開設時間の延長や事業内容の充実に向けた検討・取組の推進 ・学校施設の積極的な活用による環境充実に向けた取組の推進 ・事業の充実に向けた取組とあわせた保護者の負担のあり方の検討 			
指標	①わくわくプラザの登録率 ②わくわくプラザの利用者満足度（10点満点）	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)
		①48.1% (平成 28(2016)年度) ②7.3点 (平成 29(2017)年度)	①49%以上 ②7.7点以上

No.・課題名 17 ひとり親家庭支援の効果的な推進に向けた施策全体の再構築		所管 こども未来局	
現状			
ひとり親家庭は経済的に厳しい状況に置かれることが多いことから、親と子の自立を支援するため、ひとり親家庭の支援ニーズ等を踏まえ、現在の支援施策を点検し、総合的・効果的に取組を推進していく必要があります。			
取組の方向性			
ひとり親家庭の現状と課題に対応し、親と子の将来の自立に向けた支援の充実を図るため、昭和 42(1967)年から実施している児童扶養手当受給者を対象とした市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討も含め、施策全体を再構築します。			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の支援ニーズ等を踏まえた、ひとり親家庭支援施策の再構築 ・事業効果の検証に基づく、市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討（平成 30(2018)年度）及び検討結果を踏まえた事業推進（平成 31(2019)年度～） 			

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

No.・課題名	18 都市計画道路網の見直し	所管	まちづくり局
現状			
<p>都市計画道路の多くが昭和 20～30 年代に都市計画決定されており、社会経済情勢が大きく転換する中で、未着手路線を中心に都市計画道路のあり方について検討を進め、平成 20 (2008) 年 6 月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定するとともに、同方針において見直し候補路線として選定された 7 路線 (11 区間) の内、南武線連続立体交差事業との関連性が強い大田神奈川線を除く路線について、平成 25 (2013) 年度までに都市計画変更等の対応を完了しました。</p> <p>あわせて、平成 20 (2008) 年度の見直し方針策定から一定の年月が経過しているため、その効果検証を踏まえながら、今後の見直しの考え方や方針の整理を進めてきました。</p>			
取組の方向性			
<p>都市構造や社会情勢等の変化により、都市計画道路に求められる機能や役割にも影響が生じていることから、平成 29 (2017) 年度改定の「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、完成済や事業中の区間も含めた都市計画変更の手続きや、路線バス等の走行環境改善に向けた取組を進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 (2017) 年度改定の「都市計画道路網の見直し方針」に基づく取組の推進 ・都市計画道路野川柿生線の平成 32 (2020) 年度の都市計画変更手続きに向けた、関連する用途地域等のあり方の検討や関係機関との調整等の実施 ・都市計画道路南幸町渡田線の都市計画変更手続き及び都市計画道路中瀬線の都市計画廃止手続きに向けた、関連する用途地域等のあり方の検討や関係機関との調整等の実施 ・モデル路線における交差点改良やバスベイ設置等による路線バス等の走行環境改善に向けた関係機関との調整等の実施 			

No.・課題名	19 市内駐輪場施設の見直し	所管	建設緑政局
現状			
<p>地権者や企業等から借地している一部駐輪場においては、利用台数が少ないことから、利用者からの利用料金収入と借地料に差が生じています。</p>			
取組の方向性			
<p>駐輪場サービスの提供については、費用対効果の観点から踏まえた効率的・効果的な運営が求められることから、借地している駐輪場の利用率などを踏まえ、駐輪場の統廃合も含めた見直しを進めます。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・利用率や利用実態などの調査を踏まえた駐輪場の統廃合等の検討 ・駐輪場を管理している指定管理者との調整を行った上での駐輪場の統廃合等に向けた地権者との調整 			

No.・課題名	20 市営霊園における有縁合葬型墓所等を活用した循環利用の仕組みづくりに向けた取組の推進	所管	建設緑政局
現状			
<p>市営霊園については、高い墓所需要に対して継続した安定供給が求められる一方で、墓所に対する市民意識の変化や、核家族化・高齢化、墓所の無縁化の進行への対策が求められています。</p>			
取組の方向性			
<p>核家族化や高齢化を背景とし、個人での管理が不要な有縁合葬型墓所への需要が高まっており、また、墓所の承継者が途絶えることによる無縁化も進行していることから、限られた土地の中で、これらの課題に対応し公平で安定した墓所の供給を続けるため、有縁合葬型墓所の整備や、利用期間を有期限とし、従来墓所よりも区画が小さい小区画墓所の整備等による、墓所の循環利用の促進や無縁化の防止を図ります。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・緑ヶ丘霊園における、墓所の承継や個人での管理が不要で墓じまい後の遺骨の最終的な埋葬先として利用できる有縁合葬型墓所の整備 (平成 30 (2018) 年度～) ・早野聖地公園における、利用期間を有期限とする小区画墓所の段階的な整備 (平成 30 (2018) 年度～) ・緑ヶ丘霊園における、小区画墓所の整備 (平成 32 (2020) 年度～) 			
指標	①緑ヶ丘霊園における有縁合葬型墓所の整備箇所数 ②緑ヶ丘霊園における小区画墓所の整備基数	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		① 0 か所 ② 0 基	① 1 か所 ② 200 基

取組 3

「育て、チャレンジする」

質的改革の推進に向けた人材育成や意識改革、多様な人材が活躍できる職場づくり

改革の視点

- ・前例や固定観念等に捉われることなく、課題解決に向け自ら行動し、常にチャレンジするよう、「川崎市人材育成基本方針」に基づく計画的な人材育成や職員の意識改革に取り組むとともに、日常的に各職場起点の改善・改革を実践する組織風土の醸成に取り組むことなどにより、市役所内部の「質的改革」を推進します。
- ・また、将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供していくため、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実現でき、多様な人材が活躍できる職場づくりに向けて、職員の働く環境の整備や意識改革、多様な働き方の推進に取り組めます。



これまでの主な取組と課題

- ✓ 平成 28（2016）年 3 月に策定した「川崎市人材育成基本方針」に基づき、管理職のマネジメント研修や階層別研修、OJTを通じた行動指針、チーム原則の浸透に向けた取組を推進しました。今後も、市役所内部の「質的改革」の推進に向けて、職員の改革意識やコスト意識の更なる醸成を図るため、計画的・効果的な人材育成を進めていく必要があります。
- ✓ 業務改善の推進に向けて、業務改善事例発表会の取組等を通じた情報発信等を進めるとともに、管理職のマネジメント力の強化や、人事評価制度における「改善・改革」の取組に対する加点制度の新設（平成 29（2017）年度から運用開始）等に取り組ましました。今後は、平成 28（2016）年度にスタートした働き方・仕事の進め方改革の推進とあわせた、職員の改革意識・意欲の一層の向上等に取り組む必要があります。

改革項目一覧

取組3「育て、チャレンジする」	ページ番号
(1) 計画的な人材育成・有為な人材確保	96
(2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	107
(3) 職場起点の業務改善の推進に向けた職員の改革意識・意欲の向上	110

取組の方向性

- 職員一人ひとりが「職場のチーム原則」と「職員の行動指針」に基づく行動を徹底するよう取組を進めることで、市職員としての高い倫理観と責任感を有し、コスト意識、スピード感を持って職務を遂行することができる人材や、専門性の高い人材、効率的・効果的なマネジメントを行う人材、地域の多様な主体をコーディネートすることができる人材等、行政のプロフェッショナルの育成を推進します。
- 専門職種の専門性・技術力の向上や技術・技能の継承の視点も含め、きめ細やかな人材育成を推進するため、効率的・効果的なOJTや研修、民間企業等への派遣、各局区等の人材育成計画に基づく取組を推進します。
- 職員の専門的知識や能力の活用、向上を図るため、複線型人事制度や人事異動サイクルの検証を行うことなどにより、効果的な職員の配置を推進します。また、再任用職員がこれまで培ってきた知識と経験を効果的に活用する取組を推進します。
- 事務・技術の分野にかかわらず、市職員としてより高い資質と志を持った人材を確保するため、効果的な職員採用に向けた取組を推進します。

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

改革課題

No.・課題名	1 効率的・効果的なOJTの推進や研修の実施等による計画的な人材育成の推進	所管	総務企画局
現状			
<p>これまで「川崎市人材育成基本方針」及び「人材育成アクションプラン」に基づき、OJT（職場における職務遂行を通じた人材育成）、研修、人事制度等による人材育成の取組を効果的に実施し、職員的能力開発及び意識改革を推進してきました。</p> <p>川崎市総合計画を着実に推進するとともに、働き方・仕事の進め方改革を実現するためには、引き続き職員の意識改革や日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成を進めて行くことが必要になっていることから、管理・監督者のマネジメント力の向上、市民目線でチャレンジをする職員の意識改革、行政のプロフェッショナルとして自分の役割を果たすための能力開発等、人材育成の取組を充実していく必要があります。</p> <p>平成 29（2017）年度に実施した職員に対する「働き方についてのアンケート調査」においては、研修やOJTに対する取組が有効であると考えている職員の割合は 56.9%にとどまっており、また、各局区等からもこれらの取組の効率化等の必要性が指摘されていることから、より効率的・効果的な取組を検討し、推進していく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<p>効率的・効果的なOJTの推進や研修の実施、各局区等の人材育成計画に基づく取組の推進等により、職員の意識・意欲の向上や、職員の専門的知識や能力の向上を図り、コスト意識、スピード感を持って職務を遂行することができる人材や、効率的・効果的なマネジメントを行う人材、積極的に地域の課題解決を図ることができる人材、日常的に改善・改革を実践する職員等の育成を推進します。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的なOJTを支援する取組の検討、推進 ・ 効率的・効果的な研修の内容、手法等の検討、整備 ・ 各局区等の人材育成計画に基づく取組の推進とその支援 ・ 人事・育成部門の連携等による組織横断的な取組の充実・強化 			
指標	①研修やOJTに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っていると考えられる職員の割合（働き方についてのアンケート調査） ②市職員が市民とともに地域の課題に取り組もうとしていると考えている市民の割合（市民アンケート）	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		①56.9% ②24.1%	①80%以上 ②32%以上

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

No.・課題名	2	技術職員等の専門職種の人材育成の推進	所管	総務企画局ほか関係局
現状				
<p>これまで、各局区等の人材育成計画に基づく取組を中心として、技術職員等の専門職種の専門性や技術力等の向上を図ってきました。</p> <p>今後、本市を取り巻く社会経済環境の変化や多様化・増大化する市民ニーズに、常に迅速かつ柔軟に対応していくためには、専門性や技術力等の更なる向上を図る必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・局区横断的な推進体制による取組を進めるとともに、各局区等の人材育成計画などに基づく取組に対する支援の充実を図ります。 ・局区横断的な取組や各局区等の人材育成計画に基づく取組により、技術職員等の専門職種の専門性や技術力等の向上を図ります。 				
具体的な取組内容				
<p>■局区横断的な取組等の推進（総務企画局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成推進管理者連絡会等を通じた情報の共有化の促進、効果的な局区横断的な取組の検討 ・民間企業への派遣研修の実施 ・各局区等の人材育成計画などに基づく取組に対する支援の充実 <p>■保健・医療・福祉分野における人材育成の取組の推進（健康福祉局、こども未来局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉行政職人材育成専門部会における情報共有や、課題解決に向けた協議、ニーズにあわせた効果的な多職種連携の検討 ・各職種の人材育成プロジェクトにおける、職種ごとの専門性の向上や行政職としての役割を踏まえた育成体制等の検討 <p>※その他各局の人材育成計画に基づく取組の推進</p> <p>■建築職、土木職等の人材育成の取組の推進（環境局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局の枠を超えた定期的な研修の開催、人材育成のあり方の検討等、人材育成を視野に入れた局間の連携強化 <p>※その他各局の人材育成計画に基づく取組の推進</p>				

No.・課題名	3	職員の専門的知識や能力の活用及び向上を図る人事管理の推進	所管	総務企画局
現状				
<p>これまで「川崎市人材育成基本方針」等に基づき、複線型人事制度の見直し、再任用職員の配置等による、職員の専門的知識の活用や能力の向上を図ってきました。</p> <p>今後、本市を取り巻く社会経済環境の変化や多様化・増大化する市民ニーズに、常に迅速かつ柔軟に対応していくためには、更なる職員の専門的知識や能力の活用及び向上を図り、効果的に職務を進める必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の専門的知識や能力の向上に向けて、より効果的な複線型人事制度や、人事配置の検討などを進めます。 ・再任用職員がこれまで培ってきた知識・経験を活用するための取組を推進します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員個々のキャリアプランを踏まえた、職員の専門的知識や能力の向上に向けた人事配置の実施や専門性の高い職務分野ごとの人事異動サイクルの検討 ・より効果的な複線型人事制度の検討及び専門職、専任職を効果的に活用できる人事配置の実施 ・再任用職員の知識・経験をより効果的に活用するための人事配置及び役職者への任用 				

取組3－(1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

No.・課題名	4 不祥事防止の取組推進	所管	総務企画局
現状			
<p>職員による不祥事を防止するため、服務に関する研修や依命通達の発出、不祥事防止委員会、自主考査などを継続的に実施し、職員に対して必要な意識啓発や注意喚起等を行うなど、職員の高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に努めているところですが、依然として不祥事がなくなるという状況には至っていません。</p> <p>そのため、今後も引き続き、不祥事ゼロに向けて、高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に向けた取組を効果的に実施していく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の汚職、非行及び事故を未然に防止するため、依命通達による注意喚起を行うとともに、個々の職員が服務上の問題点に気付く機会を得ることを目的とした自己点検を実施します。 ・ 階層別研修等における公務員倫理等をテーマにした研修や各職場単位での自主考査を行い、公務員倫理や服務規律などの職員の規範意識の向上を図ります。 ・ 自らの職場で想定される不祥事について問題意識を持ち、それらを防止するための対策を継続的に実施するため、定期的に不祥事に対する危機意識の共有を図るとともに、不祥事防止に向けた取組状況等を調査し、是正指導することで防止対策の推進を図ります。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 依命通達による注意喚起及び自主考査、サービスチェックシートによる自己点検の実施 ・ 階層別研修等における公務員倫理研修の実施による職員の規範意識の向上 ・ 不祥事防止委員会及び早朝管理職会議による管理職を通じた不祥事防止の意識啓発の推進 ・ 監察指導による不祥事防止の取組状況の調査、是正指導 			

No.・課題名	5 区役所における行政のプロフェッショナルの育成	所管	市民文化局
現状			
<p>戸籍・住民基本台帳・国民健康保険・保健・医療・福祉・土木・公園等の各分野における制度や仕組み、市民ニーズなどが複雑化・増大化する中で、専門知識や技術・技能の継承に向けた計画的な人材育成の必要性が高まっています。また、一層の住民自治を促進する観点からは、自治基本条例に規定する自治運営の基本原則である情報共有・参加・協働の促進や、市民との信頼関係の構築を目的としたサービス向上に向けた人材育成なども課題となっています。</p>			
取組の方向性			
<p>■ 高い意識と専門性を持つ職員の育成 高い意識と専門性を持つ人材育成の推進に向けて、政策分野ごとの専門性を高めるためのジョブローテーション等のあり方について、局区長の人事権との関係を含め、関係局区と検討を進めます。</p> <p>■ 地域をコーディネートする職員の育成 地域での「顔の見える関係づくり」や地域包括ケアシステムにおける地域支援を行うため、研修や多様な主体との協働の実践などを通じて、地域のことをよく知り、かつ地域をコーディネートする能力や協働のマインドを持つ職員の育成を図ります。</p> <p>■ 自ら課題を発見しチームで解決できる職員の育成 職場での改善運動を含む区役所サービス向上の取組を通じて、自ら課題を発見しチームで解決することのできる職員の育成を推進します。</p> <p>■ 局区間調整に関する職員の意識改革 区役所職員と局職員との連携による地域の課題解決や市民目線に立った行政サービスの提供を推進するため、双方の課題認識や役割意識などに関するギャップの解消と意識改革を図ります。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高い専門性を持つ職員の育成のための業務所管局による当該分野の業務研修の実施 ・ 地域をコーディネートする職員や、自ら課題を発見し課題解決できる職員の育成に向けた地域づくり研修の実施 			
指標	地域づくりにかかわる区役所職員の地域づくり研修参加率	現状値	目標値
		(平成 29(2017)年度)	(平成 33(2021)年度)
		15%	30%以上

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

No.・課題名	6	農業職職員の計画的な人材育成の推進	所管	経済労働局
現状				
<p>本市都市農業は、都市化の潮流の中にあっても、新鮮な農産物の供給、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な機能を発揮しています。</p> <p>これまでも、農業職職員が専門性を発揮し、都市化に対応した営農指導に努めてきましたが、都市に残された貴重な農地を今後も維持保全していくためには、認定農業者等に対する「高度な技術指導による生産性の向上」を図り、「地域特性にあわせた経営指導」を行うことができる人材の育成が必要です。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> 本市農業施策を推進するために必要な技術指導力、経営指導力等の職員の専門性を高めるとともに、農業を取り巻く環境の変化に適切に対応できる専門職人材を育成します。 職員の各職位（職員、主任、係長、課長補佐、課長など）に応じたスキルの向上を図り、計画的に人材を育成します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 経済労働局人材育成計画への「農業職職員の人材育成計画」の位置付けと、それに基づく計画的な人材育成の推進 環境の変化に対応できる、より幅広い視野を持った専門職員の育成に向けた、適切な人事配置及び人事異動サイクルの設定 農業職職員の専門的な技術・知識の継承と、新技術の導入や新たな経営形態等に対応するスキル向上のための職場内研修等の実施 				

No.・課題名	7	地域包括ケアシステムの推進及び区役所サービス向上に向けた人材育成の取組	所管	川崎区役所
現状				
<p>ひとり暮らし高齢者や、介護、支援が必要な高齢者等が区内に多数生活されており、高齢化などの影響により、今後も増加が見込まれることから、高齢者等に適切に対応できるよう、区役所職員の接遇力の向上や意識改革等が不可欠となっています。</p>				
取組の方向性				
<p>地域包括ケアシステムの推進や区役所サービスの更なる向上を図るため、地域の課題を積極的に把握する意識の醸成や、課題解決に向けた関係機関との情報共有、地域の多様な主体との協働・連携を図るためのコーディネートの向上に向けた取組を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 区役所サービスの更なる向上に向けた認知症サポーター養成講座や接遇研修の実施 地域包括ケアシステムの推進に向けた研修等の実施 				
指標	川崎区役所利用者のサービス満足度	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		95.3%	98.0%以上	

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

No.・課題名 8 地域防災力の強化に向けた区役所職員の育成		所管 川崎区役所	
現状			
<ul style="list-style-type: none"> 区役所職員は、災害発生時には、各部署に分担された役割に基づき、さまざまな災害対応業務に従事することとなります。 川崎区においては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定がないことから、台風や大雨に伴い避難所を開設する回数が少なく、災害対応業務に従事する機会が他区よりも少ないため、訓練等を通じて、より効果的に区役所職員の災害対応業務に関する知識や意識を高める必要があります。 			
取組の方向性			
川崎区内に 33 か所ある各避難所の避難所運営会議や開設訓練などへの区役所職員の参加を通じ、地域との連携に向けた顔の見える関係を構築し、地域防災力の向上とともに、区役所職員の災害対応力強化を図ります。			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 区総合防災訓練等への区役所職員の参加の促進 災害時に各部署が担う役割を明確にしたマニュアルの整備等の実施 			
指標	区の担当職員が参加した避難所運営会議・開設訓練の割合	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		0%	100%

No.・課題名 9 更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進		所管 幸区役所	
現状			
<p>幸区役所では、人材育成推進管理者及び人材育成推進主任を中心にさまざまな研修を行い、職員の質の向上に努めています。また、人材育成管理者と区部長級職員を中心に構成する「幸区役所人材育成推進委員会」を組織し、人材育成計画の進捗管理、人材育成に関する情報共有、状況に応じた新たな取組等の検討・実施を行っています。</p>			
取組の方向性			
<p>市の人材育成基本方針をもとに策定した「幸区役所人材育成計画」により、引き続き各種研修を実施するとともに、多様な主体と協働して課題解決を進めていくために必要となる職員のコーディネート能力の向上に取り組みます。</p> <p>また、区役所が担う災害対策の役割や自所属の役割等についての研修を行うなど、全職員の危機管理に対する意識の向上を図ります。</p>			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 新たな区役所職員人材育成計画に基づく研修の実施や区役所サービス向上研修等の実施 「幸区役所働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に基づく、意識改革・業務改善につながる研修の実施 研修アンケート等からの課題の抽出・検証による人材育成計画等の見直し 			
指標	幸区役所利用者のサービス満足度	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		95.8%	98.0%以上

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

No.・課題名		10 更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進	所管	中原区役所
現状				
<p>中原区役所では、人材育成・意識改革の取組をより一層推進し、これまで以上に市民目線に立った柔軟な発想や、チャレンジ精神、徹底したコスト意識、スピード感を持って課題解決に取り組むことを目的として、「中原区役所人材育成計画」を策定し、人材育成を推進してきました。</p> <p>今後は、多様化・増大化する市民ニーズや高齢化への対応、さらには、地域包括ケアシステムの推進に向けた専門職の人材育成等を行っていく必要があります。</p> <p>また、職員の約6割を占め重要な役割を担っている中堅（30歳から係長昇任前）職員の意識醸成や士気の高揚が重要な課題となっており、区として重点的に取り組む必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの推進に当たり、多様化・増大化する市民ニーズに対応できる専門職を育てるため、行政課題を理解し、課題解決に向けた多職種連携などに積極的に取り組むことができるよう、人材育成プロジェクトを開催し、より効果的な人材育成の取組を実施するとともに、各職場でのOJTを推進します。 今後の中原区役所を担う新規採用職員に対する研修の更なる充実を図ります。 中堅職員の仕事のやりがいや、仕事に対する意識の向上を図るため、外部講師を活用した研修の実施や、市内企業における人材育成の取組内容の見学など、研修内容を工夫することにより、研修受講者を増やす取組を実施します。 これらの研修を企画実施することにより、組織の活性化を促し、区役所職員全体のスキルアップを図ります。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステム推進に関する職員向け研修の実施 新規採用職員向け研修の実施 中堅職員向け研修の実施 研修実施内容の見直しに向けた検討 「川崎市人材育成基本方針」、「中原区役所人材育成計画」の内容・方針の区役所職員への浸透 				
指標	研修達成度 (研修受講者へのアンケートにおいて「研修を受講したことが業務の役に立つと思う」と答えた職員の割合)	現状値	目標値 (平成33(2021)年度)	
		なし	90%以上	

No.・課題名		11 区役所サービスを支える人材の計画的な育成	所管	高津区役所
現状				
<p>高津区役所では、「高津区役所人材育成計画」に基づき、職員の年齢や入庁年数等に応じた研修を実施し、職員の能力や意識の向上を図るとともに、区役所サービス向上に取り組んでいます。地域の課題が複雑化・多様化する中で、市民感覚を持ち、市民と協働して、柔軟な発想で課題の解決に取り組むことのできる職員を育成する必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>「高津区役所人材育成計画」に基づき、社会状況の変化を見据えながら、区役所サービス向上の取組と連携した人材育成の取組を推進します。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> 新任職員・初任職員研修の実施 接遇研修の実施 コミュニケーション能力向上研修の実施 各種業務研修の実施 				
指標	高津区役所利用者のサービス満足度	現状値	目標値 (平成33(2021)年度)	
		96.9%	98.0%以上	

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

No.・課題名	12	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進に向けた人材育成	所管	宮前区役所
現状				
<p>多様化・増大化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応し、地域の資源や人材等を活かしたまちづくりを推進していくためには、行政と区民、地域、関係団体等がこれまで以上に効果的・効率的に連携・協働して取り組んで行く必要があります。</p> <p>こうした中、市民サービス提供の最前線である区役所が担うべき機能や区役所職員として求められる役割等も複雑化・多様化しているため、職員一人ひとりの更なる意識改革や、業務遂行能力の向上に取り組みながら、各部署が連携し対応していく必要があります。</p> <p>さらに、地域包括ケアシステムの必要性や考え方が地域全体で共有され、町内会・自治会、地域団体、住民などの各主体が、それぞれの役割に応じて主体的に活動し、互いに支え合える仕組みを作っていくことが求められています。</p>				
取組の方向性				
<p>区役所職員としての専門性や課題解決力の向上とともに、多様な主体の横断的、柔軟な連携により、身近な課題を解決できるよう、地域コミュニティの活性化による区民の主体的な取組を促す仕組みづくりに向け、地域をコーディネートできる能力等の向上に取り組んでいきます。</p> <p>また、地域包括ケアシステムを推進するに当たり、各部署が連携して地域の課題に耳を傾け、区民と共に課題解決を図るため、若手職員も参加し、区役所が一体となって「我が事」として課題に取り組めるオール区役所体制を構築するとともに、職員の改善意識の醸成に取り組めます。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・関係局とも連携した職員の業務知識取得及び専門性向上に関する研修の開催 ・多様な主体をコーディネートできる能力の育成等に向けた地域コーディネート力向上研修の開催 ・区役所サービス向上、地域包括ケアシステム推進、区政情報発信等の各分野における課題解決に向けた、若手職員を含むワーキンググループの設置 ・ワーキンググループを通じた、若手職員の課題解決力の向上や若手職員を牽引する中堅職員のファシリテーション能力の向上 				
指標	若手職員(入庁5年以内の職員)のワーキンググループ参加率	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		14.8%	15%以上	

No.・課題名	13	災害対応力の向上に向けた区役所職員の人材育成	所管	宮前区役所
現状				
<p>首都直下地震等の地震災害、近年の異常気象に伴い多発する豪雨災害等に対し、住民、自主防災組織、行政等が連携し、効果的な災害対策を講じるためには、まずは、行政がその役割を確実に果たすことが不可欠です。</p> <p>そのため、災害情報を正確に把握し、被災者の状況や要望に応じて迅速かつ的確に対応できる職員の育成が必要となっています。</p>				
取組の方向性				
<p>区役所における災害対応訓練・研修等の実施や、地域で行う避難所開設運営訓練等への区役所職員の参加などにより、防災意識や災害対応力の向上を図ります。</p> <p>地域での円滑な災害対策を講じるため、宮前区地域防災連絡会議の各部会において、地域団体、事業者、医療・教育・ライフライン関係者、行政機関等が意見交換・情報共有を行うことで、顔の見える関係を構築しながら、地域防災力の向上を図ります。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の防災意識や災害対応力の向上に向けた訓練・研修等の実施や避難所開設運営訓練への区役所職員の参加 ・よりの確な災害対応業務の実施に向けたマニュアル等の改訂 ・宮前区地域防災連絡会議等における関係機関の連携による課題抽出及びその解決に向けた検討・取組の推進 ・防災ニュース、防災フェアなど各種啓発活動を通じた、子育て世代・学生等の防災意識向上の取組 				
指標	区内全指定避難所(25か所)のうち、区役所職員が参加した避難所開設運営訓練を実施した避難所数	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		0か所(0%)	25か所(100%)	

取組3－(1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

No.・課題名		14 更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進	所管	多摩区役所
現状				
<p>多摩区役所では、これまで「多摩区役所人材育成計画」に基づき、職員の能力を最大限に発揮させ、市民に便利で快適な区役所サービスを提供できるよう人材育成に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、社会状況の変化などにより、区役所が果たすべき役割が変化し、従来からの区役所サービスの提供に加え、地域の課題解決や自助・共助（互助）の促進に向けた地域づくりなども求められています。そのため、職員一人ひとりの意識改革が必要であり、また、より高度な業務遂行能力も求められていることから、更なる職員の育成に取り組んでいく必要があります。</p>				
取組の方向性				
<p>従来からの業務研修や接遇研修などを、効果の検証や内容の見直しを行いながら、引き続き実施するとともに、地域の課題解決や自助・共助（互助）の促進に向けた地域づくりを進めることができるよう、協働の意識を持ち、コーディネート力のある人材の育成を推進します。また、専門職についても、各種知識・能力の向上が図られるよう関係局と連携しながら研修等を実施します。</p> <p>さらに、より広い視野に立った職員の育成に向け、区役所の所管業務研修や市の施策に関する研修などを実施することにより、区役所全体で地域との協働意識の醸成を図ります。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・業務研修・接遇研修の実施 ・関係局と連携した各種専門職に対する研修の実施 ・区役所の所管業務研修の実施 ・市の施策に関する研修の実施 				
指標	研修達成度 (研修受講者へのアンケートにおいて「研修を今後の業務に役立てることができる」旨の回答をした職員の割合)	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		なし	96%以上	

No.・課題名		15 ワーキンググループを活用した課題解決の取組と人材育成	所管	麻生区役所
現状				
<ul style="list-style-type: none"> ・麻生区役所では、地域の課題解決に向け、迅速かつ機動的な対応を図るため、既存の組織体制を越えたワーキンググループを活用してきました。 ・また、区の魅力発信やサービス向上などについて、各ワーキンググループのメンバーが課題を見つけ、その解決策の提案や具現化を経験することにより、職員の企画立案やプレゼンテーションの能力を培ってきました。 ・今後も、より柔軟な発想で区役所サービスの向上に向けた取組を推進していく必要があります。 				
取組の方向性				
<p>新たに設置するワーキンググループのもと、区民感覚に近い若手職員をはじめ、多様な職種の職員が参加し、区課題の共有化を図るとともに、その課題解決や区役所サービスの向上に向け、既存の枠にとられない発想や、能力を活かした取組を進め、さらには、個々の人材育成にもつなげます。</p> <p>また、指導者等として係長級や中堅職員などもかかわり課題解決に取り組むことで、職員全体の意識の醸成を図ります。</p>				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループに所属する若手職員を中心とした区課題の共有化と、課題解決に向けた取組の推進 ・区役所職員の意識改革に向けた、ワーキンググループの活動内容の区役所全職員への周知 				
指標	若手職員(入庁5年以内の職員)のワーキンググループ参加率	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)	
		31.8%	50%以上	

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

No.・課題名	16	災害対応力強化のための区災害対策本部職員の人材育成	所管	麻生区役所
現状				
災害が発生した場合、住民、自主防災組織等の団体、公的機関等が連携し、効果的な対応を行う必要がある中、被災者の状況や要望に対して迅速かつ的確に対応できる職員の育成が求められています。				
取組の方向性				
地域の自助、共助（互助）の活動が円滑に行われるためには、公助が適切に機能する必要があります。そのため、発災時に区災害対策本部が迅速かつ的確に機能するように、区役所職員の意識・対応力を向上させる取組を推進します。				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の防災意識や有事における対応力の向上に向けた区災害対策本部の立上訓練、運営訓練等の実施 ・ 職員がより理解・活用できるよう、訓練結果を反映した「麻生区地域防災計画」、職員行動マニュアル、業務継続計画等の作成・修正 				
指標	訓練等への職員参加率	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		19%	100%	

No.・課題名	17	適正な会計事務の執行に向けた人材育成	所管	会計室
現状				
適正な会計事務の執行を確保し、市民の信頼に添えていくためには、職員が正しい会計知識を修得し、法令等に基づいた公正で適正な事務執行を行っていく必要があります。				
また、会計機関として内部牽制機能を発揮し、公正な行政運営を確保していくためには、会計室職員の一人ひとりが職責の重大性を認識し、会計、金融等の専門性を高め、チェック機能の強化に取り組んでいく必要があります。				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修、指導等の充実強化により、職員の会計知識の向上とコンプライアンス意識の醸成に取り組みます。 ・ 会計事務に関する各種手引の整備やeラーニングの充実などにより職員が自ら学べる環境の整備を推進します。 ・ 会計、金融等にかかわる業務に精通し、会計事務において指導的な役割を担える会計室職員の育成に取り組みます。 ・ 会計室職員の災害対応能力の強化に取り組みます。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会計事務研修の実施 ・ 手引等の整備 ・ 研修参加やOJT実施による会計室職員の育成 ・ 災害時における会計事務執行訓練の実施 				
指標	研修達成度 (各種研修の受講者アンケート)	現状値	目標値	
			(平成 33(2021)年度)	
		なし	4.0点以上	

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

No.・課題名		18 多様な有為の人材の確保		所管	人事委員会事務局
現状					
<p>平成 29 (2017) 年度に、筆記試験の出題分野の軽減や面談試験実施区分の拡大を内容とする試験制度の見直しを行うなど人物重視の採用試験制度構築に取り組むとともに、人材獲得が困難な技術系職種を対象とした職場見学会の開催や、本市技術職員の仕事の魅力を P R する動画を作成するなど受験者確保の取組を進めてきました。</p> <p>今後も、多様な有為の人材の確保に向けて、採用試験の実施状況や社会動向等の環境変化を踏まえながら、試験制度の調査研究や効果的な広報手法の検討等を継続的に行っていく必要があります。</p>					
取組の方向性					
<ul style="list-style-type: none"> ・人物重視を基本とした採用試験をより公正かつ効果的に実施するため、引き続き、有効な試験制度についての調査研究を行います。 ・安定的に受験者を確保するため、引き続き、SNS 等の活用など費用対効果を踏まえた広報の取組を進めるとともに、採用困難職種に特化した広報の実施など効果的な取組について検討を進めます。 					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 (2017) 年度に導入した新たな試験制度の検証を踏まえた、より有効な試験制度についての調査研究 ・人物重視の採用試験を効果的に実施するための面接員のスキルの標準化 ・SNS を活用した試験情報、職場情報発信等の充実 ・採用困難職種の受験者確保に向けた広報事業の検討実施 					
指標	①大学卒程度等採用試験の受験者数 ②大学卒程度等採用試験の採用予定者数と受験者数の比率が 3 倍未満の試験区分数	現状値		目標値	
		(平成 28(2016)年度)		(平成 33(2021)年度)	
		①1,648 人 ② 4 試験区分 (社会福祉、土木、電気、機械)		①1,743 人以上 ② 0 試験区分 (全試験区分で 3 倍以上)	

取組 3-(2)

職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

取組の方向性

- 職員が能力を最大限に発揮できるよう、個人・組織間のコミュニケーションを活発化し、互いに助け合う組織風土を醸成すること等により、心の健康増進とメンタルヘルス不調の予防、体の健康の保持・増進に向けた取組を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を推進します。
- 女性活躍の推進、障害者雇用の拡大、再任用職員の活用のほか、地方公務員法等の改正による非常勤嘱託員及び臨時的任用職員の制度変更への対応を進め、全ての職員が能力を十分に発揮し、活躍できる職場環境づくりに取り組みます。

改革課題

No.・課題名	1	メンタルヘルス対策の充実	所管	総務企画局
現状				
<p>平成 26 (2014) 年度から 5 か年計画の「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づき、心の健康増進から再発予防までの取組等を実施しています。</p> <p>しかしながら、平成 28 (2016) 年度の「精神及び行動の障害」での長期療養者 (165 人) は、全長期療養者の 60% 以上を占めており、また、その全職員に占める割合は、ここ数年横ばいとなっています。</p> <p>改正労働安全衛生法により、平成 28 (2016) 年度から全職員を対象としたストレスチェックを実施しているところですが、今後ストレスチェック制度を全職員に浸透させるとともに、実施結果を個人のセルフケアや職場環境改善に活用するよう普及啓発を行う必要があります。</p>				
取組の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づき、メンタルヘルス不調者を出さないための 1 次予防に重点を置き、「セルフケア」「ラインによるケア」「産業保健スタッフ等によるケア」「事業場外資源によるケア」の 4 つのメンタルヘルスケアの充実を図る取組を行います。 ・全職員を対象とするストレスチェック制度を浸透させ、職員自身のストレスへの気付きを促しセルフケアの意識を高めるとともに、組織分析の結果を職場環境改善に活かすことで、「職員参加型の職場環境改善の取組」を推進します。 				
具体的な取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・職員のセルフケア能力を高めるための研修の実施やストレスチェック制度の浸透による、心の健康増進や予防対策の取組の推進 ・職場巡視や産業医面談等の実施、ストレスチェックの組織分析結果の活用、職員の安全・健康の確保や公務災害防止等に向けた研修の実施、各安全衛生委員会や職場における職場環境改善に向けた取組の支援等を通じた、安全衛生水準の向上による、健康で働きやすい職場環境づくりの推進 ・管理監督者のラインケア能力を高めるための研修の実施 ・業務に起因する健康障害防止及び健康の保持・増進に向けた取組の推進 				
指標	①ストレスチェック受検率 ②メンタルヘルス不調による長期療養者の割合	現状値	目標値	
		(平成 28(2016)年度)	(平成 33(2021)年度)	
		①84.4%	①90%以上	
		②1.61%	②1.61%以下	

取組 3 - (2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

No.・課題名	2 職員個々の状況に応じた働く環境の整備	所管	総務企画局
現状			
<p>障害のある職員については、採用や異動後の職員の状況を確認し、人的及び物的な環境整備や適正な配置に努めてきました。</p> <p>また、女性職員については、能力・実績に基づく適材適所の人事配置、新たな仕組みとして導入したメンター制度や研修を通じたキャリア形成支援等、登用の拡大に取り組むとともに、再任用職員については、希望や経験・能力を踏まえた効果的な配置による活用等を実施してきました。</p> <p>今後、年金の支給開始年齢の引上げに伴い再任用職員が増えることや、障害の有無や性別にかかわらず、広く職員の活躍が期待されることから、これまでの取組を国や他の自治体の動向も踏まえ、充実していく必要があります。</p> <p>あわせて、非常勤嘱託員及び臨時的任用職員については、地方公務員法に基づき、適正かつ効果的な活用に努めてきました。今後、地方公務員法及び地方自治法の改正を受け、新たな制度の創設や運用の見直しを実施していく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある職員一人ひとりの状況に配慮した人事配置や職域の拡大等、引き続き働きやすい職場環境を整備するとともに、精神障害者も含めた障害者雇用の拡大について検討を行います。 ・ 女性職員の意欲を向上させ、能力や適性を活かして更に活躍できる環境を整備します。 ・ 再任用職員が意欲を持って知識・経験を効果的に活用できる環境を整備します。 ・ 非常勤嘱託員及び臨時的任用職員を適正かつ効果的に活用するため、地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨を踏まえた制度の創設や運用の見直しを実施します。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある職員の更なる活躍に向けた採用や異動後の状況確認を行った上での人的及び物的な環境整備や、精神障害者も含めた障害者雇用の拡大の検討 ・ 「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画（平成 28（2016）～30（2018）年度）」及び平成 30（2018）年度策定の「（仮称）第 2 期川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画（平成 31（2019）～33（2021）年度）」の取組の推進による、女性職員が更に活躍できるための職域の拡大や、研修の充実、計画的・継続的な人事管理、管理職による適切な指導・助言等の支援の実施 ・ 再任用職員の役割・活用方法の検討による、キャリアの有効活用に向けた役職者の配置など、再任用職員の意欲向上に向けた取組の推進 ・ 非常勤嘱託員及び臨時的任用職員に関する地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨を踏まえた、会計年度任用職員制度の創設及び現行制度の運用の見直し 			
指標	①障害者雇用率 ②管理職（課長級）に占める女性比率 ③川崎市職員として今の働き方に満足している職員の割合（働き方についてのアンケート調査） ④職員 1 人当たりの年間総時間外勤務時間数の対前年度縮減率 （※いずれも他任命を含む。）	現状値	目標値
		①2.34% （平成 29(2017)年度） ②23.3% （平成 29(2017)年 4 月 1 日） ③75.1% （平成 29(2017)年度） ④3.24% （平成 28(2016)年度）	①2.6%以上 （平成 33(2021)年度） ②30%以上 （平成 34(2022)年 4 月 1 日） ③80%以上 （平成 30(2018)年度） ④5%以上 （平成 30(2018)年度）

取組 3 - (2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

No.・課題名		3 ワーク・ライフ・バランスの推進		所管	総務企画局
現状					
<p>これまで「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）」に基づき、全ての職員がそれぞれのライフステージで仕事と生活の調和が取れた働き方を実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めてきました。</p> <p>今後も職員が安心して子育てや介護、地域活動などを行いながら、職場で能力を最大限に発揮できるように、行動計画や子育て等にかかわる各種制度の情報提供等を実施し、職場環境や職員意識を更に醸成していく必要があります。</p>					
取組の方向性					
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27（2015）年 3 月策定の第 4 期の行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に推進するとともに、これまでの取組内容を踏まえ、次期行動計画の策定を行います。 全職員を対象に理解を深める研修等を実施します。 育児休業等に関する情報共有ができる機会を毎年設けます。 					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスデーの実施等による仕事と生活の調和の確保及びその考え方の普及 子育てガイドブックのイントラネットホームページへの掲載等による制度周知 管理職向け研修及び全職員向け研修の実施による職場環境や職員意識の醸成 育児休業を取得した職員による体験談聴講の場の設置 第 5 期の行動計画の策定（平成 31（2019）年度） 					
指標	<ul style="list-style-type: none"> ①職員の配偶者の出産特別休暇完全取得率 ②男性職員の育児参加特別休暇完全取得率 ③男性職員の育児休業等取得率 ④年次休暇取得日数割合（※いずれも他任命を含む。） 	現状値	目標値		
		(平成 28(2016)年度)	(平成 31(2019)年度)		
		①59.0%	①70%以上		
		②25.6%	②30%以上		
		③12.5%	③12%以上		
		④66.1%（13.2日）	④80%（16日）以上		

No.・課題名		4 学校教職員の働き方改革に向けた取組		所管	教育委員会事務局
現状					
<p>学校に求められる役割が拡大する状況において、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童・生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる体制の整備が必要となっています。</p> <p>また、文部科学省による教員勤務実態調査により、教員の長時間勤務が指摘されています。</p>					
取組の方向性					
<p>本市学校教職員の勤務実態を調査・分析し、専門性に基づく学校運営体制の再構築、教員が担うべき業務に専念できる時間の確保策の検討を進めるとともに、教育委員会事務局として学校運営支援体制の見直しに向けた検討・整理を行います。</p>					
具体的な取組内容					
<ul style="list-style-type: none"> 部活動の適正運営、教職員の業務領域の見直し等の取組の順次実施 調査結果の分析や教職員へのヒアリング等の実施（平成 30（2018）年度） 調査結果の分析等に基づくモデル校での取組実施（平成 31（2019）年度～） 					

取組 3-(3)

職場起点の業務改善の推進に向けた職員の改革意識・意欲の向上

取組の方向性

- 全ての職員が、法令等に基づき適正に事務を執行するとともに、市民サービスの向上や、事務量の軽減、コストの縮減に向けて、市民目線に立ち、各職場を起点とした業務改善を主体的に実践するよう、職員の改革意識・意欲の向上に取り組みます。
- 職員提案制度や業務改善事例発表会（チャレンジ☆かわさきカイゼン発表会）など、職員の意欲的な行動の奨励と、その庁内での共有により、他部署への改善意識の波及を図るための取組を推進します。
- 職員がやる気と働きがいを持って職務に取り組めるよう、人事評価制度の公正かつ効果的な運用を引き続き進めます。

改革課題

No.・課題名	1 職員の改善意識・意欲の向上と職場改善運動の推進	所管	総務企画局
現状			
<p>これまで職員の改善意欲の向上や意識の波及を図る取組として、職員提案制度や業務改善事例発表会（チャレンジ☆かわさきカイゼン発表会）などの取組を実施し、着実に効果が出ている一方で、効果が一部の部署や職員にとどまっているところもあり、より効果的な取組となるよう見直しに向けた検討が必要な状況です。</p> <p>今後は、働き方・仕事の進め方改革の推進とあわせて、市役所の全ての職場・職員がより効率的な仕事の進め方について意識し、改善・改革意識をもって業務改善に取り組むよう、意識向上の取組及び自発的な職場改善運動を一層推進していく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての職員が市民目線での改善を主体的に実践し、事務量の軽減やコストの縮減にもつながらう、職場での改善運動の推進に取り組みます。 ・庁内の業務改善事例を全ての職場で共有し、他の職場の改善事例を積極的に取り入れることで市役所全体の業務改善効果を高めるため、改善事例の情報発信・情報共有を強化します。 ・職員一人ひとりの改善意識・意欲を向上させるため、職員間のコミュニケーションの活性化や、管理職の更なる意識改革・役割発揮の促進などにより、改善・改革にチャレンジする職場風土の醸成に取り組みます。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・各局区等の主体的な改善運動の推進に向けた職員提案制度の効果的な活用 ・庁内の業務改善事例の情報発信・情報共有方法の見直し及び強化による改善事例の庁内水平展開の推進 ・業務改善事例発表会等による職場や職員の改善意欲を高める取組の推進 ・職員プロジェクトチームによる業務改善の取組推進、体系的な意識改革研修の実施 ・職場の活性化や改善・改革意識の波及に向けた組織横断的な庁内コミュニケーションの更なる推進 			
指標	問題意識を持って積極的に業務改善に取り組んでいると考える職員の割合（働き方についてのアンケート調査）	現状値 (平成 29(2017)年度)	目標値 (平成 33(2021)年度)
		71.2%	80%以上

取組 3 - (3) 職場起点の業務改善の推進に向けた職員の改革意識・意欲の向上

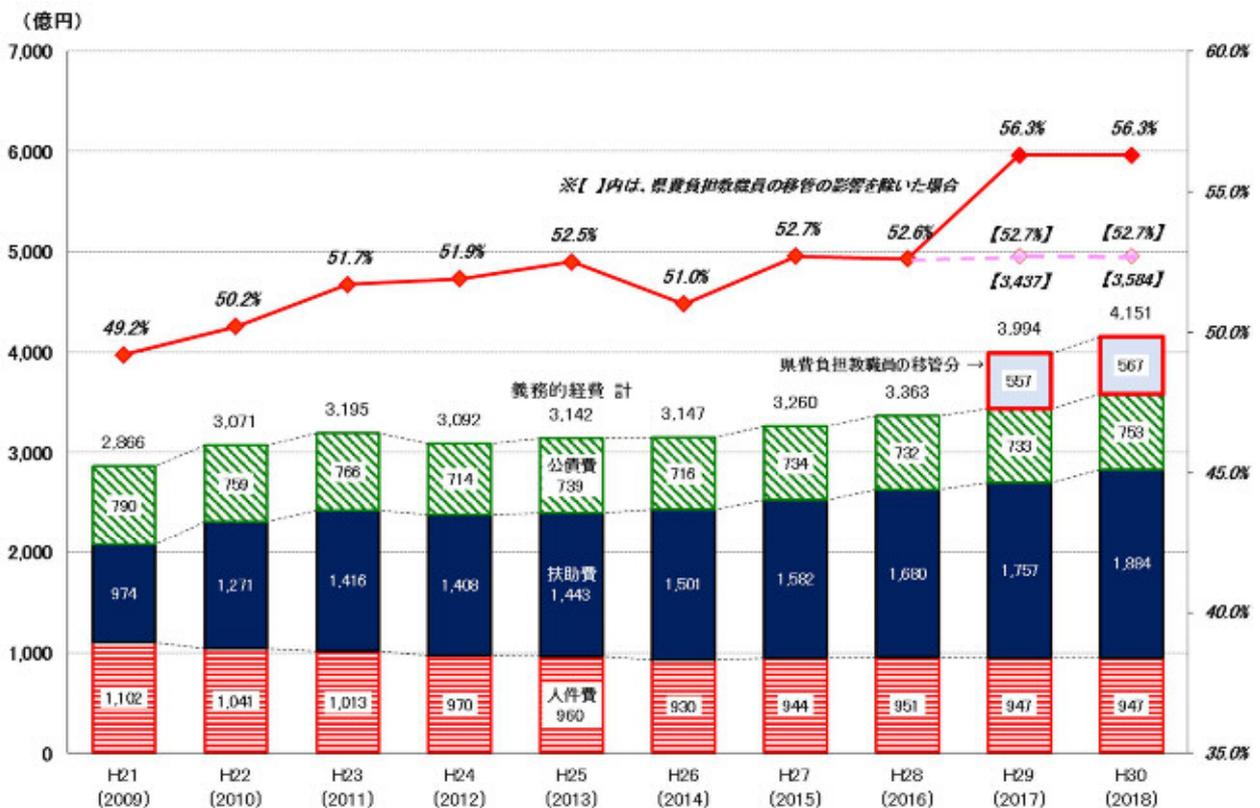
No.・課題名	2 人事評価制度の適正な運用に向けた取組の推進	所管	総務企画局
現状			
<p>人事評価制度については、これまで、適宜見直しを行いながら、評価結果を任用、給与へ反映することなどにより職員のやる気と働きがいを引き出してきました。また、平成 29 (2017) 年度には、「能力評価」の評価項目を「標準職務遂行能力」に基づいたものに変更し、それぞれの職位に応じて求められる能力や役割について明確に示すことで、職員一人ひとりの自覚を促し、職務に対する意欲の向上を図ったほか、身近な改善・改革の取組に対して加点評価できるよう、新たな加点制度を導入し、チャレンジ精神の醸成を図ってきたところです。</p> <p>今後も、職員がやる気と働きがいを持って職務に取り組めるよう、人事評価制度の公正かつ効果的な運用に努めていく必要があります。</p>			
取組の方向性			
<ul style="list-style-type: none"> ・標準職務遂行能力に基づいた能力評価の実施や、身近な改善・改革に取り組む行動の促進等、平成 29 (2017) 年度制度改正に伴う取組を推進します。 ・適正な制度運用が図られるよう、引き続き、評価者研修を実施します。 ・公正かつ効果的な制度運用の方法等について検討します。 			
具体的な取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 (2017) 年度制度改正に伴う取組の推進（周知の徹底等） ・評価者の能力向上を図るための外部講師を活用した評価者研修等の実施 ・公正かつ効果的な制度運用の方法等の検討 			

第4章 今後の財政運営の基本的な考え方

1 現状認識

新たな行政課題への対応によって財政需要が更に拡大する中、近い将来には、本市においても少子高齢化の進展と人口減少への転換、生産年齢人口の減少が想定されていることから、義務的経費の比率が高い本市の財政状況は今後、極めて厳しい状況になることが見込まれます（図表11）。

図表11 義務的経費の予算額と当初予算に占める割合の推移



2 基本的な考え方

このような厳しい社会経済状況においても、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要であることから、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

1 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やPPP・PFIなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の最適化を図るとともに、交通・流通の利便性や先端産業・研究開発機関の集積等の、川崎の優れたポテンシャルを活かした取組を通して、市内経済の活性化を図るなど、税財源の充実につながる取組を進めます。

2 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付けや広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

3 将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス¹⁸の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理します。

また、減債基金からの借入金についても、計画的に返済を行います。

4 「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財政運営を行います。

5 財政運営の「取組目標」

当面の財政運営の取組目標を次のとおり定めるとともに、財政状況を的確に把握するための指標を設定します。

(1) 取組目標

① 継続的な収支の均衡

平成 36 (2024) 年度には、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行い、その後においても、継続的な収支均衡を図ります。

¹⁸ 基礎的財政収支のことで、過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支

② プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

市債を適切に活用しながら、あわせて市債残高を適正に管理し、中長期的にプライマリーバランスの安定的な黒字を確保します。

③ 減債基金借入金の計画的な返済

減債基金借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、借入れはあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。

＊ 「収支フレーム」においては、財政状況を勘案して、平成 37（2025）年度以降 20 億円の返済額を仮計上していますが、毎年度の予算編成や決算の中で、可能な限り借入額の圧縮と返済額の増額に努めていきます。

（2）財政指標

持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組状況や財政状況を的確に把握するための財政指標を、これまでの推移等も踏まえ、次のとおり設定します。

なお、財政指標については、その結果の分析・評価を行うことや、その内容を施策判断等に活用することが重要であるとともに、適宜、指標自体の見直しや新たに設定を行うことも必要であることから、今後も、その検討等を継続して行っていきます。

① 収支状況

各会計の単年度の収支が、赤字とならないように設定するもの

- ・ **実質赤字比率** 【普通会計】赤字とならないこと
(H28 (2016) 決算 赤字となっていない)
- ・ **連結実質赤字比率** 【全会計】赤字とならないこと
(H28 (2016) 決算 赤字となっていない)

② 財政構造の弾力性

- ・ **経常収支比率** 【普通会計】 97%以下 (H28 (2016) 決算 100.4%)

市税等の経常的な一般財源が、経常的な歳出にどの程度使われているかを表すもので、臨時的な歳出に使える歳入の余力・財政の弾力的な対応力を示すもの

- ＊ 現状の財政構造においては、社会保障関連経費などの対人サービスが増加し、大きな割合を占めていることが特徴となっています。このため、率が高い状況が続いていますが、本市では、自立支援や就労支援などに取り組み、社会保障関連経費の増加ペースの低減に努めています。
- ＊ 減債基金からの借入れを行っていなかった平成 23（2011）年度（96.9%）程度の数値を、当面の目標として設定します。

- ・ **市税収入に対する義務的経費の割合** 【普通会計】 100%以下
(H28 (2016) 決算 110.0%)

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を、どの程度市税で賄えるかを表すもの

③ 将来負担

- ・ **プライマリーバランス** 【一般会計】 中長期的に安定的な黒字の確保
(H17 (2005) 決算以降 黒字)

過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支を表すもの

* プライマリーバランスが、一定の黒字幅を持って安定的に推移する場合には、市債残高の抑制や縮減につながります。

- ・ **市民一人あたり市債残高** 【普通会計】 指定都市平均以下
(H28 (2016) 決算 563,353 円、指定都市平均 664,992 円)

将来の人口減少局面も見据えた公債費負担の推移を表すもの

- ・ **実質公債費比率** 【普通会計】 18%未満 (H28 (2016) 決算 7.2%)

将来負担すべき公債費、あるいはこれに準ずる経費の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

- ・ **将来負担比率** 【普通会計】 400%未満 (H28 (2016) 決算 118.3%)

市債残高や職員の退職手当など、将来負担すべき実質的な負債の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

- ・ **将来負担返済年数** 【普通会計】 中長期的に低減 (H28 (2016) 決算 19.0 年)

将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、将来負債の返済に充当可能な単年度収入の何年分に相当するかを表すもの

④ 企業会計等の経営健全化

- ・ **基準外繰出金** 【普通会計】 縮減・規律の確保 (H28 (2016) 決算 前年から縮減)

各会計の健全な財政運営を促す観点から、法令等に基づかない繰出金について、縮減等を図るために設定するもの

- ・ **資金不足比率** 【企業会計】 資金不足を生じないこと
(H28 (2016) 決算 資金不足となっていない)

企業会計ごとの資金不足額の大きさを、事業規模を基準に表すもの

- ・ **負債比率** 【全会計・出資法人】 中長期的に低減 (H28 (2016) 決算 44.4%)

連結バランスシートにおいて、資産形成のために生じた負債合計の大きさを、資産合計を基準に表すもの

6 今後の予算計上（歳出）の考え方

今後の予算計上（歳出）に当たっては、次の考え方を基本的な姿勢として進めることとします。

（１）計画的に進める大規模な投資的経費（新規分）

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、次期以降の実施計画の策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。

（２）計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

（３）基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

（４）一部の社会保障関連経費（投資的経費を含む。）

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

（５）公債費（諸費を除く。）

投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還にかかる所要額を計上するとともに、あわせてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

（６）管理的経費

庁用経費、施設管理経費などの管理的経費については、所要額を計上するとともに、あわせて効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るほか、引き続き人件費の抑制に努めます。

（７）政策的経費（一部の社会保障関連経費を除く。）

直接、市民生活への影響がある事業等の政策的経費については、所期の目的を達成できるよう所要額を計上するとともに、あわせて事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

7 行財政改革の取組

「総合計画」に掲げる施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続的な行財政基盤の構築の両立に向け、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営に寄与するため、切れ目のない行財政改革の取組を推進します。

行財政改革の取組について、「収支フレーム」に反映したものは、次のとおりです。(各年度の改革の取組の効果を、翌年度予算に反映します。)

<改革の取組 一般会計分>

(単位 億円)

	H30予算 (2018)	H31見込 (2019)	H32見込 (2020)	H33見込 (2021)	H34見込 (2022)
①債権確保策の強化	7	7	7	7	7
②財産の有効活用	4	4	4	4	4
③組織の最適化(人件費の見直し)	9	9	9	9	9
④その他(市役所内部改革や市民サービスの再構築等)	6	6	6	6	6
合 計	26	26	26	26	26

* ②・③・④については、次年度以降も効果が継続するものとして算定しています。

＜資料＞ 収支フレーム【一般財源ベース】

「収支フレーム」は、持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針であり、今後5年間は、この「収支フレーム」に沿った財政運営を行っていきませんが、市民ニーズや社会経済状況など、本市を取り巻く環境変化等に的確に対応するため、実施計画の策定時などにおいて、必要な見直しを行うとともに、具体的な取組については、毎年度の予算において、適切に対応していきます。

この「収支フレーム」は、平成30(2018)年度当初予算をベースに、「川崎市将来人口推計」や国の「中長期の経済財政に関する試算」等を基礎データとして活用し、「総合計画第2期実施計画」や「行財政改革第2期プログラム」の平成30(2018)年度以降の取組を反映して算定しています。

○川崎市将来人口推計【H29(2017)年5月】

(単位 人)

10月1日現在	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)
総数	1,475,200	1,537,000	1,572,700	1,586,900	1,583,200
0～14歳	187,700	195,600	200,100	201,900	193,200
(うち0～4歳)	66,200	73,600	71,700	69,600	64,900
15～64歳	1,000,100	1,019,100	1,028,100	1,009,900	974,900
65歳以上	287,300	322,200	344,600	375,100	415,100
(うち75歳以上)	132,100	168,800	205,200	218,700	222,800

※それぞれの数値を十の位で四捨五入しているため、区分の合計が総数と合わない場合があります。

○中長期の経済財政に関する試算【H29(2017)年7月・内閣府】

(単位 %程度)

年度		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)
ベースライン ケース	名目成長率	1.1	2.5	2.5	1.9	1.6	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2
	消費者物価	0.0	1.1	1.3	1.8	1.8	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
(参考) 経済再生 ケース	名目成長率	1.1	2.5	2.5	3.6	3.9	3.7	3.9	3.8	3.8	3.9
	消費者物価	0.0	1.1	1.3	2.3	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

※H28(2016)は実績値

※収支フレームの歳入は、上記のベースラインケースを基本に算定していますが、参考に経済再生ケースも掲載しています。

【収支フレーム算定の前提条件】

平成30(2018)年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しています。

1 歳入

- ・市税等(市税・地方譲与税・県交付金)は、過去の推移や経済動向等を踏まえて算定しています。
- ・地方消費税交付金は、平成31(2019)年10月の消費税率10%への引上げと軽減税率の導入を前提として算定しています。

2 歳出

原則として、平成30(2018)年度予算で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上しましたが、今後、具体的に検討される予定の事業についても、一定の条件で計上しています。

- ・投資的経費 「計画的に進める大規模な投資的経費」については、事業の熟度や進捗状況を踏まえて、所要額や現時点での仮の事業費を計上したほか、公共施設の維持補修など経常的なものについては、原則として平成30(2018)年度予算と同額で計上しています。
- ・公債費 投資的経費の動向等を踏まえ、市債償還にかかる所要額を計上しています。
- ・管理的経費 原則として平成30(2018)年度予算と同額で計上しています。
- ・政策的経費 これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

収支フレーム（平成 30（2018）～34（2022）年度）【一般財源ベース】

収支均衡に向けて、平成 30(2018)～34(2022)年度の5年間で「収支フレーム」と位置付け、その後の平成 35(2023)～39(2027)年度の5年間の「収支見通し」も視野に置きながら、財政運営を行います。

*歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。

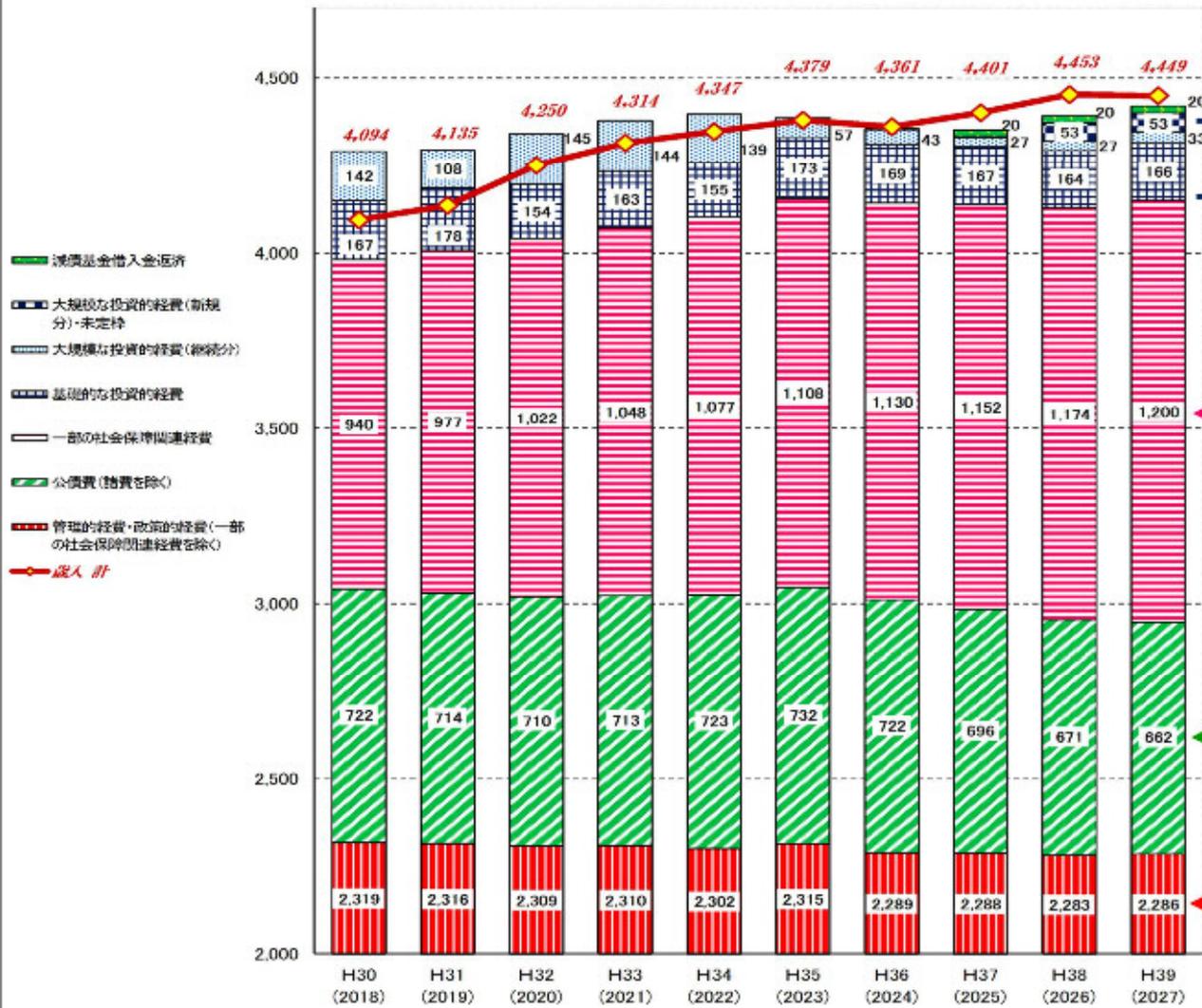
*歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。

(単位 億円)

	収 支 フ レ ー ム					収 支 見 通 し				
	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)
市税	3,536	3,591	3,614	3,645	3,689	3,731	3,749	3,799	3,833	3,845
地方消費税交付金	250	242	321	343	331	334	320	342	364	350
地方譲与税・その他の県交付金	122	114	127	137	137	136	136	136	135	135
普通交付税・臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通交付税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他一般財源	106	108	108	109	110	108	106	104	101	99
退職手当債	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0
行政改革推進債	70	70	70	70	70	70	50	20	20	20
歳 入 合 計	4,094	4,135	4,250	4,314	4,347	4,379	4,361	4,401	4,453	4,449
減債基金借入金 返済	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20
投資的経費	309	286	299	307	294	231	214	196	244	252
未定枠	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50
大規模な投資的経費(新規分)	0	0	0	0	0	1	2	2	3	3
大規模な投資的経費(継続分)	142	108	145	144	139	57	43	27	27	33
基礎的な投資的経費	167	178	154	163	155	173	169	167	164	166
一部の社会保障関連経費	940	977	1,022	1,048	1,077	1,108	1,130	1,152	1,174	1,200
高齢者福祉	283	295	309	320	333	345	358	373	388	405
障害者福祉	202	208	223	220	225	229	234	238	243	248
生活保護	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155
保育事業(待機児童対策)	268	286	301	318	328	342	345	347	348	351
小児医療費助成	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
公債費(諸費を除く)	722	714	710	713	723	732	722	696	671	662
管理的経費・政策的経費	2,319	2,316	2,309	2,310	2,302	2,315	2,289	2,288	2,283	2,286
職員給与費	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238	1,238
管理的経費	429	428	437	436	433	438	415	415	415	414
中学校給食(PFI分)	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
政策的経費	630	628	612	614	609	617	614	613	608	612
歳 出 合 計	4,290	4,293	4,340	4,378	4,396	4,386	4,355	4,352	4,392	4,420
収 支	▲ 196	▲ 158	▲ 90	▲ 64	▲ 49	▲ 7	6	49	61	29
減債基金からの新規借入 想定額	196	158	90	64	49	7	0	0	0	0
減債基金からの借入残高 想定額	550	708	798	862	911	918	918	898	878	858

収支フレーム(一般財源ベース)

(億円)



*ここでは、退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

(単位: 億円)

	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)
歳 出	4,290	4,293	4,340	4,378	4,396	4,386	4,355	4,352	4,392	4,420
減債基金借入金返済									20	20
投資的経費	0	0	0	0	0	1	2	2	53	53
計画的に定める大規模な投資的経費(新規分・未定枠)										
計画的に定める大規模な投資的経費(継続分)	142	108	145	144	139	57	43	27	27	33
基礎的な投資的経費	167	178	154	163	155	173	169	167	164	166
一部の社会保障関連経費(投資的経費を含む)	940	977	1,022	1,048	1,077	1,108	1,130	1,152	1,174	1,200
公債費(賄費を除く)	722	714	710	713	723	732	722	696	671	662
管理的経費・政策的経費(一部の社会保障関連経費を除く)	2,319	2,316	2,309	2,310	2,302	2,315	2,289	2,288	2,283	2,286
歳 入	4,094	4,135	4,250	4,314	4,347	4,379	4,361	4,401	4,453	4,449
収 支	▲ 196	▲ 158	▲ 90	▲ 64	▲ 49	▲ 7	6	49	61	29
減債基金からの借入残高 想定額	550	708	798	862	911	918	918	898	878	858

平成36(2024)年度には、収支均衡が見込まれますが、経済成長等により歳入が現在の見込みを上回るなど堅調に推移した場合でも、当面は、収支不足への対応として減債基金からの借入れが想定されること、社会経済環境の変化が市税等の歳入にも大きな影響を及ぼすことなどから、本市の財政は、決して楽観視できる状況にはありません。

◎減債基金借入金の返済について

減債基金借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、借入れはあくまでも臨時的な対応であり、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、可能な限り早期の返済に努めます。

(「収支フレーム」においては、財政状況を踏まえ、平成37(2025)年度以降20億円を仮計上しています。)

計上の考え方

(1) 計画的に進める大規模な投資的経費(新規分)・未定枠

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、次期以降の実施計画の策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。

*平成38(2026)年度以降、現時点では使途を決定していない50億円程度/年の「未定枠」を計上

(2) 計画的に進める大規模な投資的経費(継続分)

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

(3) 基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

(4) 一部の社会保障関連経費

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

<内訳>

高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、保育事業(待機児童対策)、小児医療費助成

*投資的経費に分類される保育所整備補助金等を含む。

(5) 公債費(諸費を除く。)

投資的経費((1)~(3))の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還にかかる所要額を計上するとともに、あわせてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

(6)(7) 管理的経費・政策的経費

管理的経費について、効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るとともに、政策的経費についても、事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

<内訳>

職員給与費、施設管理運営費、防災・教育・環境・産業振興・スポーツ振興・文化振興等のソフト系事業、中学校給食推進事業(PFI分)など

改革の取組

【歳入】

- ・債権確保策の強化
- ・受益者負担の適正化
- ・財産の有効活用など

【投資的経費】

- ・施設の長寿命化
- ・資産保有の最適化
- ・効率的・効果的な整備手法の活用など

【社会保障関連経費】

- ・自立支援・学習支援
- ・サービスの再構築
- ・社会保障関連施設の民間譲渡など

【公債費】

- ・適正な市債残高管理
- ・プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

【管理的経費・政策的経費】

- ・民間活用
- ・協働・連携
- ・組織の最適化
- ・ICTの活用など

第5章 推進体制と取組評価

1 推進体制

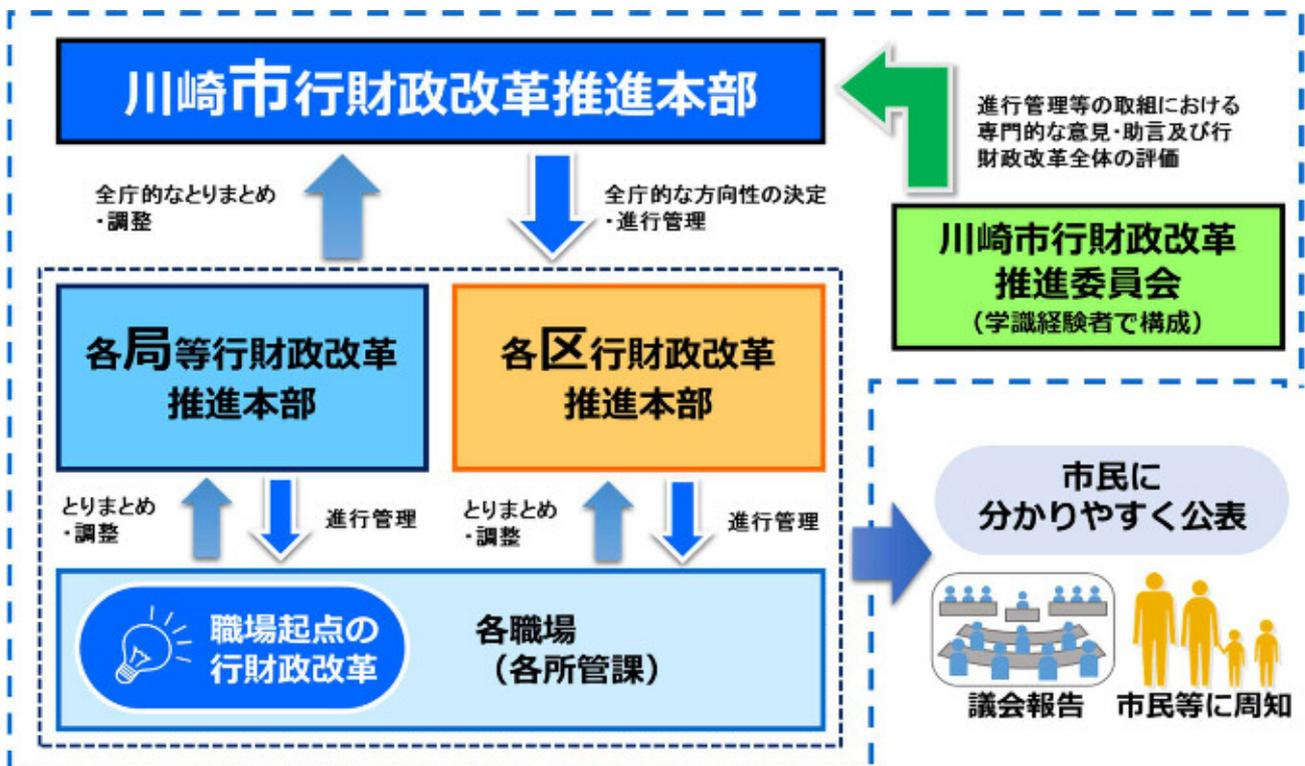
「3D改革」のもと日々の業務改善に市民目線で取り組むため、各職場の職員一人ひとりのアイデアを基本とする、職場起点の行財政改革を推進します（図表12）。

各局区等の行財政改革推進本部は、各職場内での十分な議論を促しながら、職場起点の取組の取りまとめ、調整、進行管理を行います。

市長を本部長とする川崎市行財政改革推進本部は、行財政改革の推進における全庁的な意思決定機関として、全体的な方向性の決定・進行管理を行い、各局区等の行財政改革推進本部に周知するなど、情報や意識の共有の徹底を図るとともに、全庁を通じた取組の取りまとめ・調整を行います。

また、改革の推進に当たっては、学識経験者で構成する「川崎市行財政改革推進委員会」による専門的な意見・助言を反映するとともに、多様な機会を通じて、市民や議会をはじめとする多くの方々の意見を取り入れます。

図表12 行財政改革の推進体制

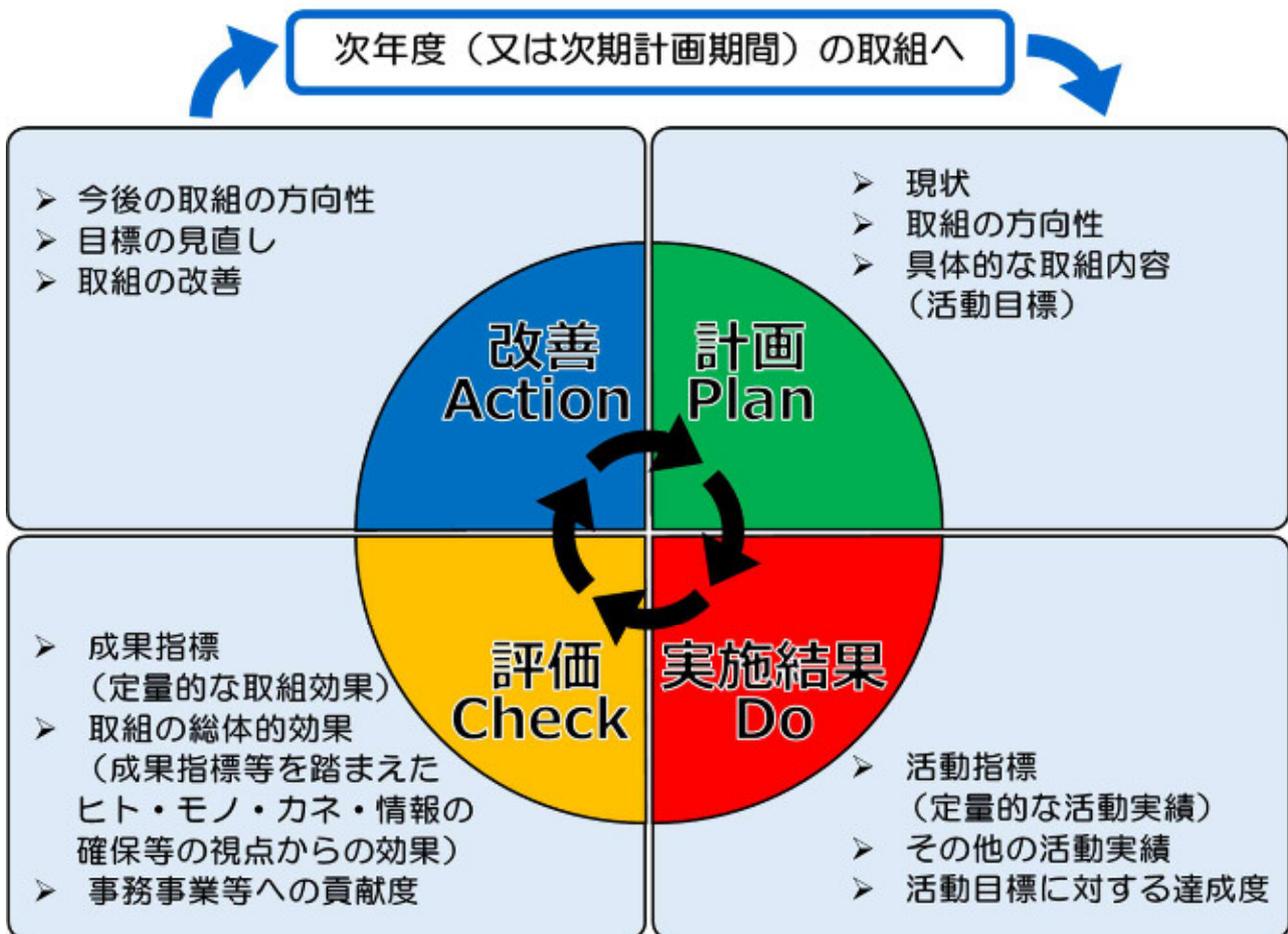


2 取組評価

各改革課題の取組について、活動指標・成果指標を活用したPDC Aサイクルにより、年度当初に設定した活動目標のもとでの活動実績のみならず、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等の視点による取組の効果についても評価を行います（図表 13）。なお、評価に当たっては、「川崎市行財政改革推進委員会」において審議を行うことにより、その客観性を確保するとともに、結果については適切に公表します。

また、取組評価や、取組内容の見直し、新たな課題把握等においては、「川崎市総合計画」における評価の仕組みとも連携を図ります。

図表 13 取組評価の概略



参考資料

1 計画の策定経過

(1) 計画策定までのスケジュール概要

年	月日	内容
平成 29 (2017) 年	2月7日	「次期行財政改革プログラム策定作業方針」の庁内への通知
	4月13日	「川崎市行財政改革第2期プログラム策定方針」の公表
	8月29日	「川崎市行財政改革第2期プログラム基本的な考え方」の公表
	11月27日	「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」の公表
	11月28日	パブリックコメント手続の実施（～12月27日）
	12月16日	市民車座集会の開催
平成 30 (2018) 年	2月6日	「川崎市行財政改革第2期プログラム案」の公表
	3月20日	「川崎市行財政改革第2期プログラム」の策定・公表

(2) 市民等への説明経過

ア 市民車座集会の開催

市民車座集会では、「川崎市総合計画 第2期実施計画 素案」及び「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」の内容を説明し、御意見を伺いました。

●市民車座集会の実施状況

開催日	会場	参加者数 (人)	意見数 (件)	発言者数 (人)
平成 29 (2017) 年 12月16日(土)	10:00～ 麻生市民館 15:00～ 中原区役所	約 150	42	21

イ パブリックコメント手続の実施

平成 29 (2017) 年 11 月 28 日 (火) から 12 月 27 日 (水) まで、「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に関する意見募集を実施し、広く市民の皆様からの御意見を募集しました。

● 「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に関する意見募集の実施結果

意見提出方法	意見提出数（意見件数）
インターネット・電子メール	10通（16件）
F A X	10通（16件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）
市民車座集会当日に提出されたもの	7通（9件）
合計	27通（41件）

(3) 川崎市行財政改革推進委員会の開催

「川崎市行財政改革第2期プログラム」の策定に向けて、専門的な意見・助言をいただく場として、学識経験者5名を委員とする「川崎市行財政改革推進委員会」を開催しました。

● 平成29（2017）年度川崎市行財政改革推進委員会委員

氏名 （敬称略・五十音順）	役職等
出石 稔	関東学院大学副学長・法学部地域創生学科長・法学部教授
伊藤 正次（会長）	首都大学東京大学院社会科学部研究科教授
藏田 幸三	（一財）地方自治体公民連携研究財団企画開発部長
黒石 匡昭	新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
谷本 有美子	法政大学人間環境学部兼任講師

● 平成29（2017）年度川崎市行財政改革推進委員会の開催状況

回数	開催日	主な議題
第1回	6月30日	・「川崎市行財政改革プログラム」平成28（2016）年度の取組の実施結果について ・「川崎市行財政改革第2期プログラム策定方針」について
第2回	7月13日	・「川崎市行財政改革プログラム」平成28（2016）年度の取組の実施結果について
第3回	10月24日	・「川崎市行財政改革第2期プログラム基本的な考え方」について
第4回	12月27日	・「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」について

2 市民アンケート

(1) 調査目的

市民満足度の高い行政運営に向けた行財政改革の推進に当たり、「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」の現状を把握し、今後の取組の参考とするため、以下のとおり、市民アンケートを実施しました。

(2) 調査の概要

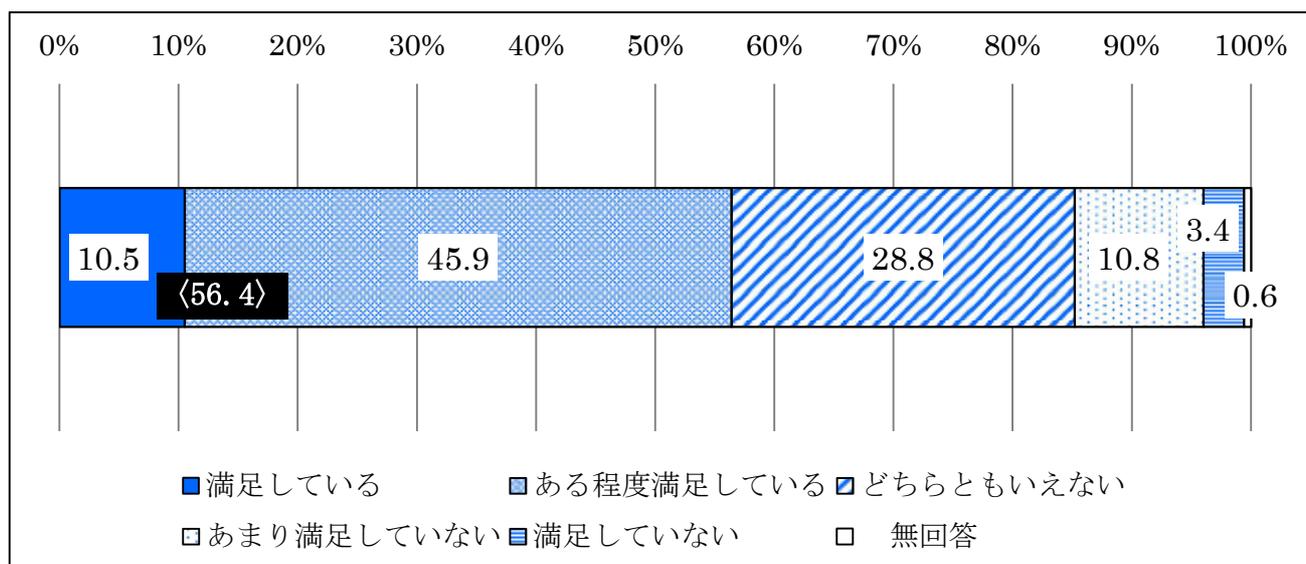
- 期 間 平成 28 (2016) 年 12 月 15 日 (木) ～平成 29 (2017) 年 1 月 16 日 (月)
- 対 象 住民基本台帳に登録されている満 18 歳以上の方から無作為に抽出した 3,000 人
- 調査方法 郵送法 (ただし、回答は郵送又はインターネットによる。)
- 回 収 率 35.9% (1,076 サンプル)

(3) 調査結果

【問】川崎市では、日々の生活に身近な行政サービスとして、さまざまなものを提供しています。あなたは、こうした日頃受けている行政サービスについて、どのように感じていますか。

※市が提供する日々の生活に身近な行政サービスとは…

保育などの子育てサービス、小・中学校などでの教育、高齢者などへの福祉サービス、ごみの収集、区役所などの窓口サービス、市民館・図書館などの施設サービスなど



3 川崎市「働き方についてのアンケート調査」

(1) 調査目的

職員の働き方に対する意識や課題認識を把握し、職員の働き方に対する満足度向上につなげるため、以下のとおり、職員アンケートを実施しました。

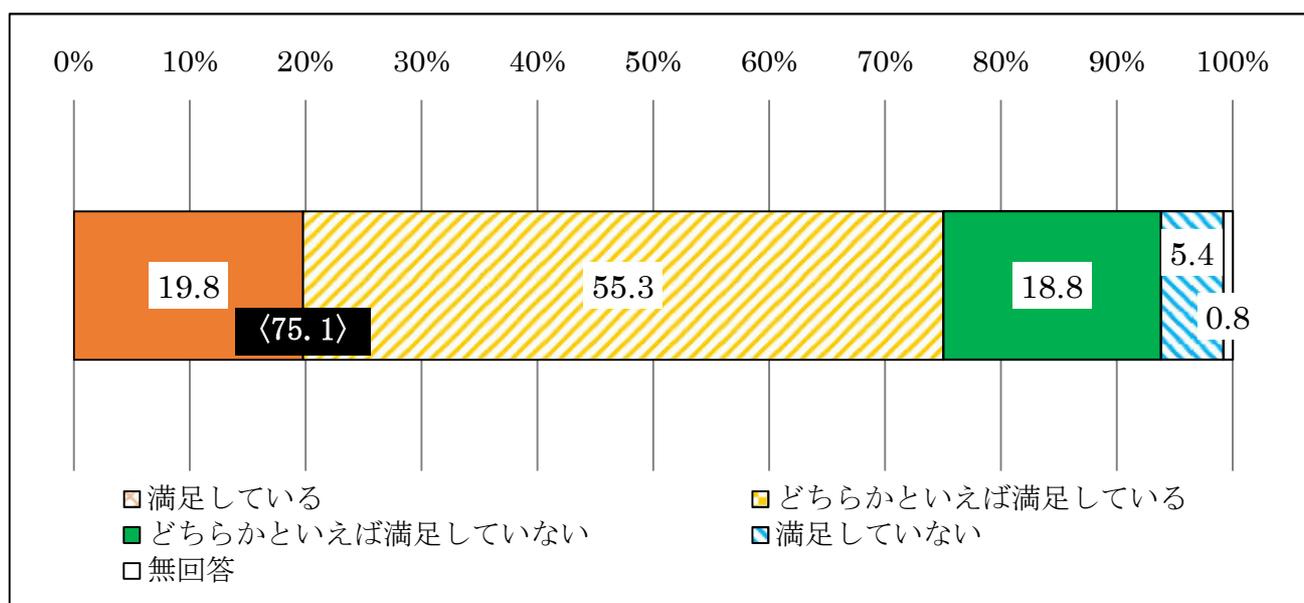
(2) 調査の概要

- 期 間 平成 29 (2017) 年 7 月 18 日 (火) ～ 8 月 4 日 (金)
- 対 象 平成 29 (2017) 年 6 月 1 日時点で在職している全職員（一般職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員及び臨時的任用職員）からランダム関数により無作為抽出した 3,000 人
- 調査方法 庁内便による配付・回収
- 回 収 率 73.2% (2,195 サンプル)

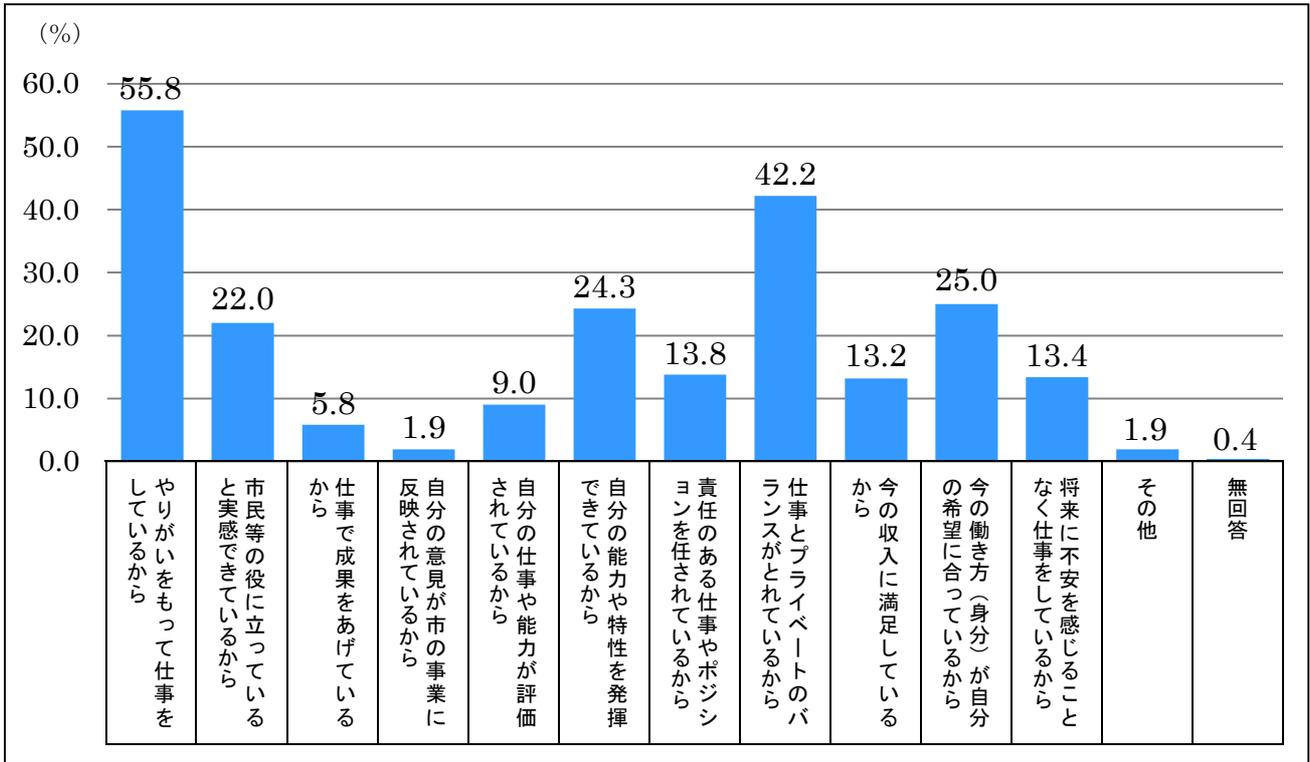
(3) 調査結果（抜粋）

全調査項目のうち、行財政改革第 2 期プログラムの取組の推進に当たり、特に注視すべき質問項目である【問 1】～【問 3】、【問 21】～【問 25】を抜粋して掲載します。

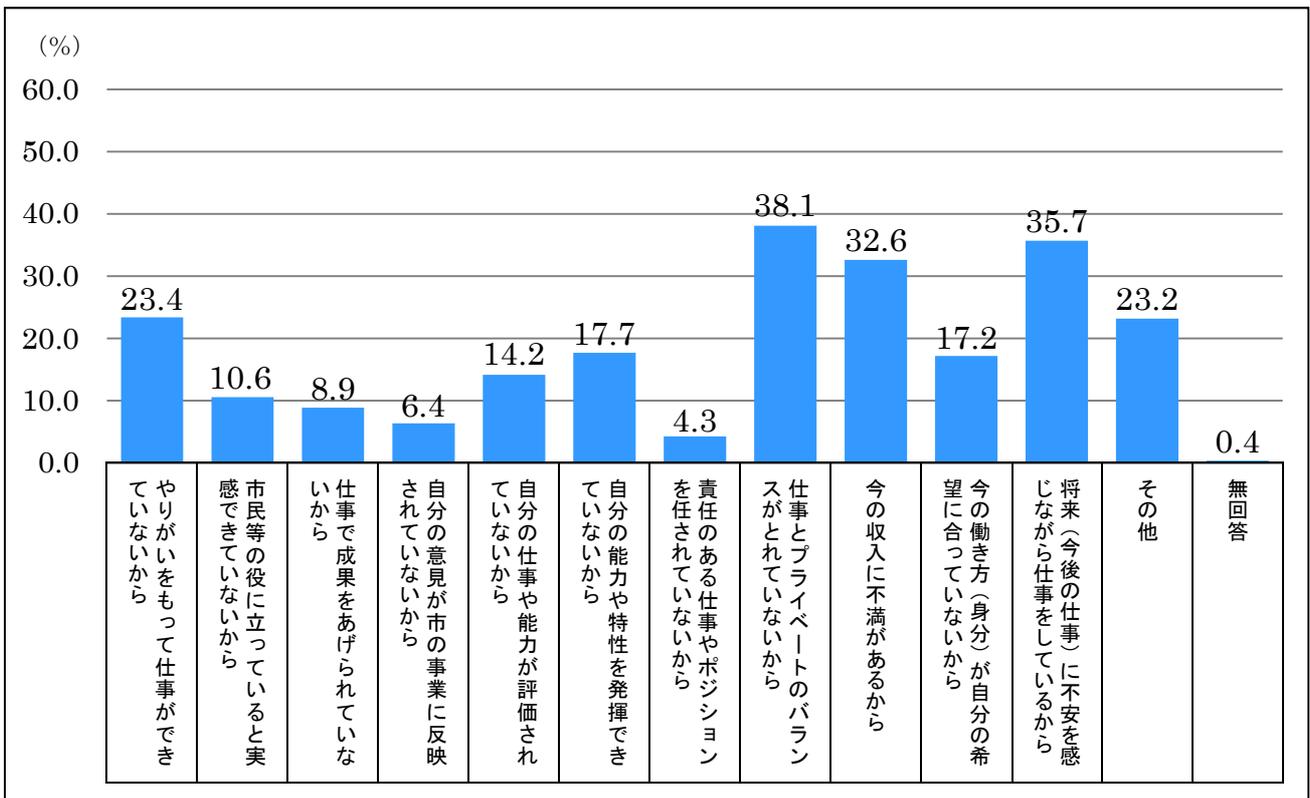
【問 1】あなたは、川崎市職員として今の働き方に満足していますか。



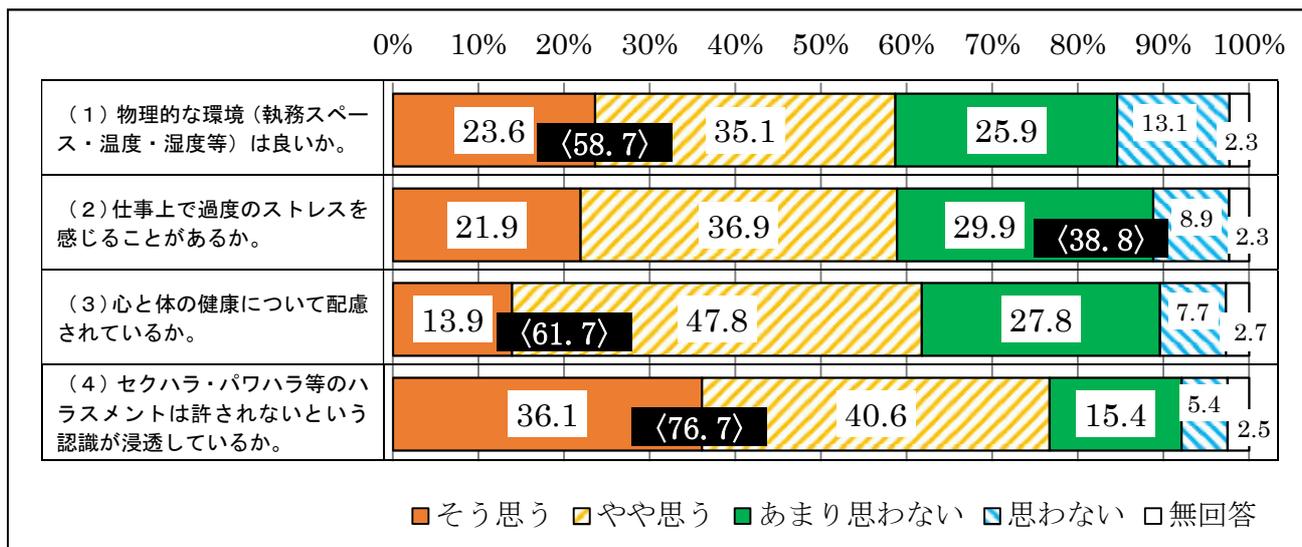
【問2】問1で「満足している」・「どちらかといえば満足している」を選択した方へ伺います。満足している理由をお聞かせください。（複数回答可）



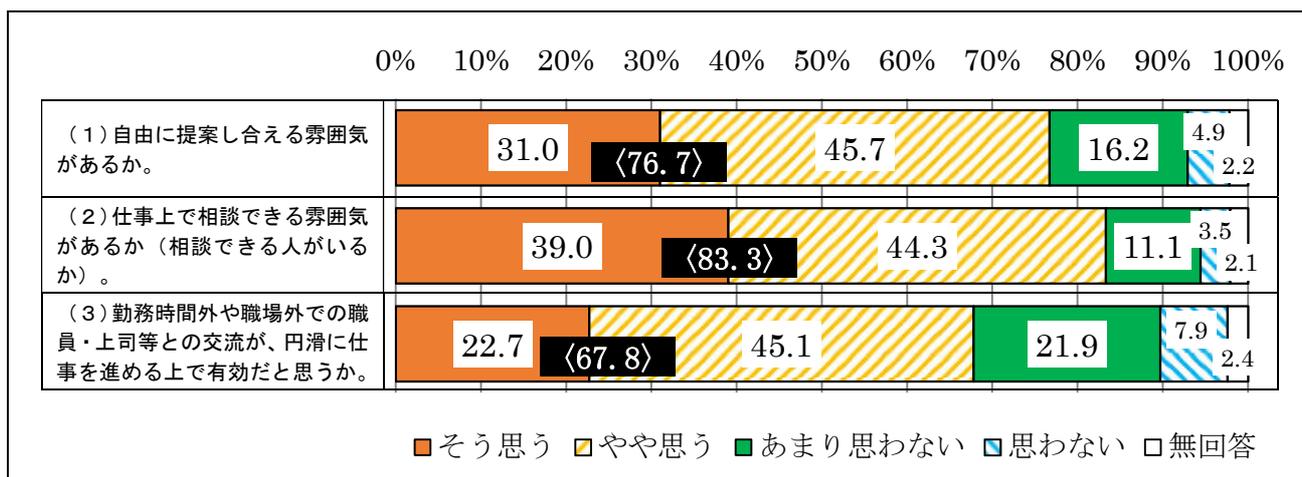
【問3】問1で「どちらかといえば満足していない」・「満足していない」を選択した方へ伺います。なぜ満足していないと思いますか。（複数回答可）



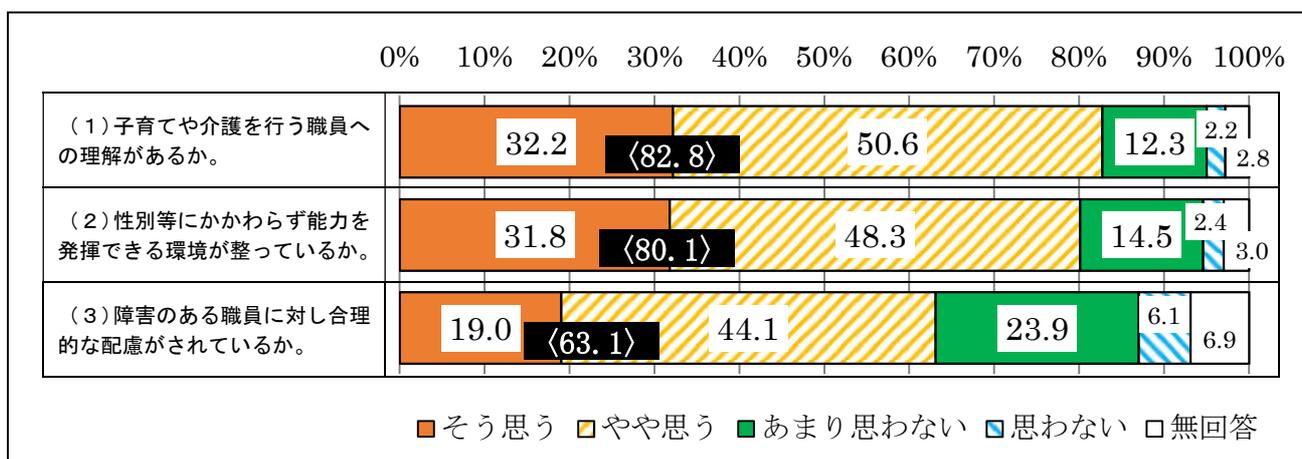
【問 2 1】あなたや、あなたの職場の『安全管理・精神衛生』についてお答えください。



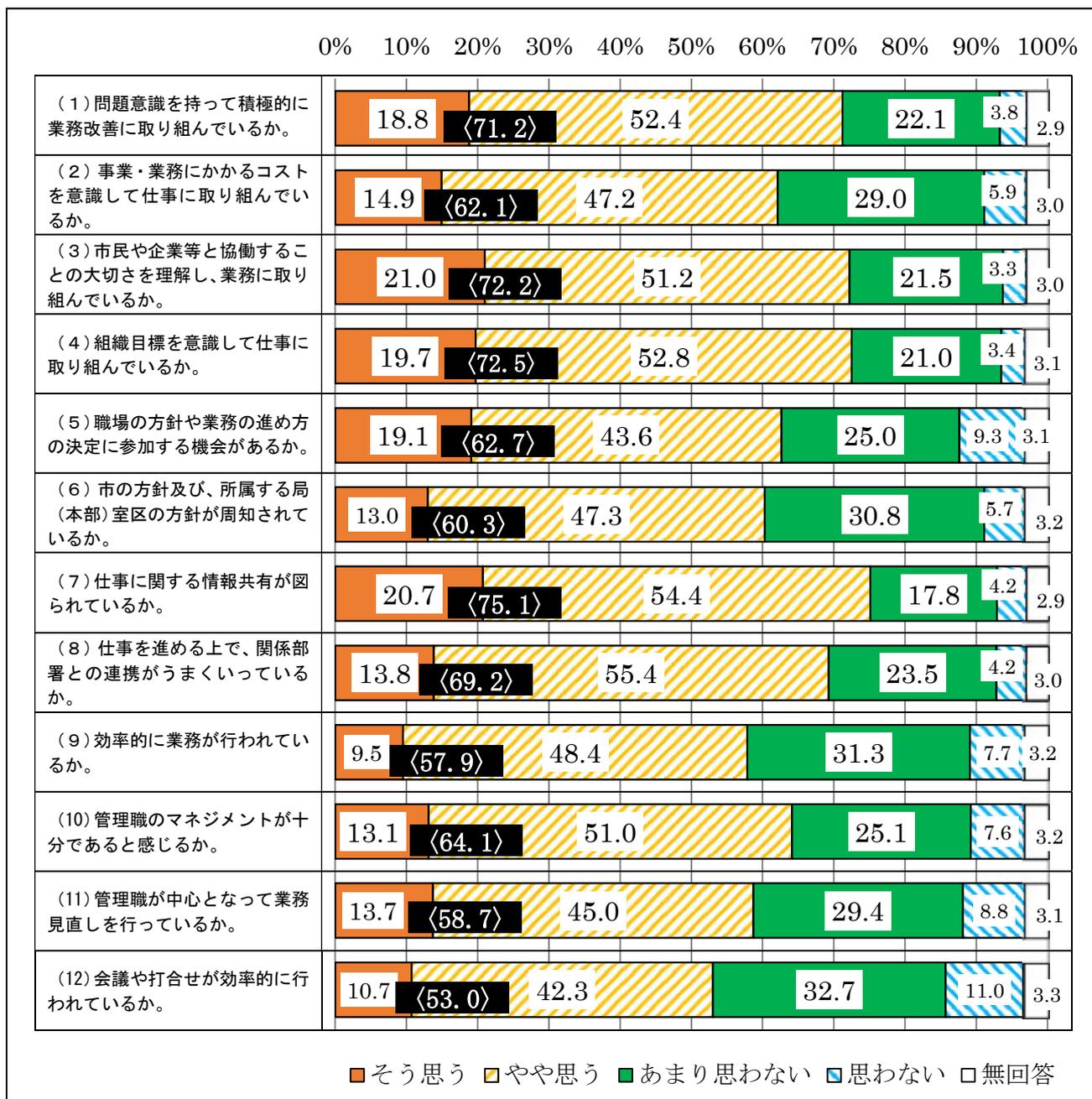
【問 2 2】あなたや、あなたの職場の『人間関係』についてお答えください。



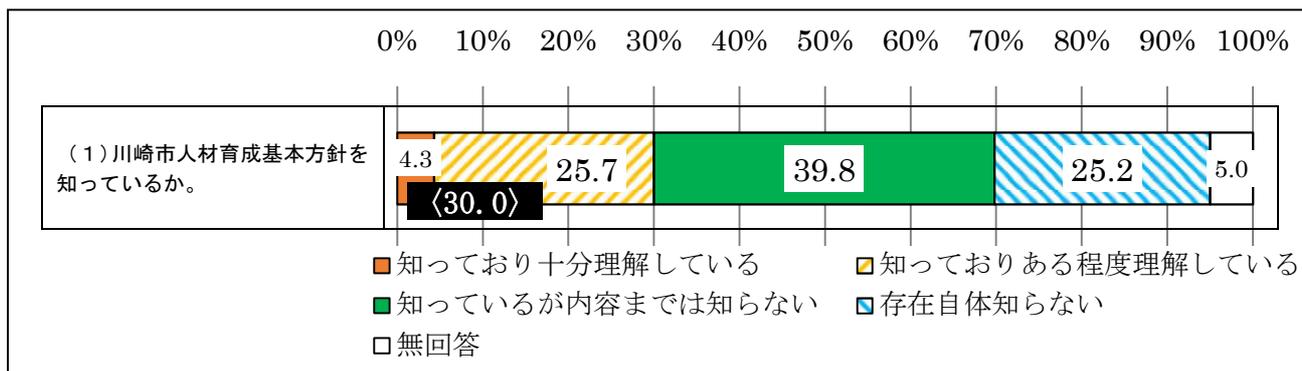
【問 2 3】あなたや、あなたの職場の女性活躍支援、次世代育成支援、障害者雇用の拡大などの『多様な働き方に関する職場環境等』についてお答えください。

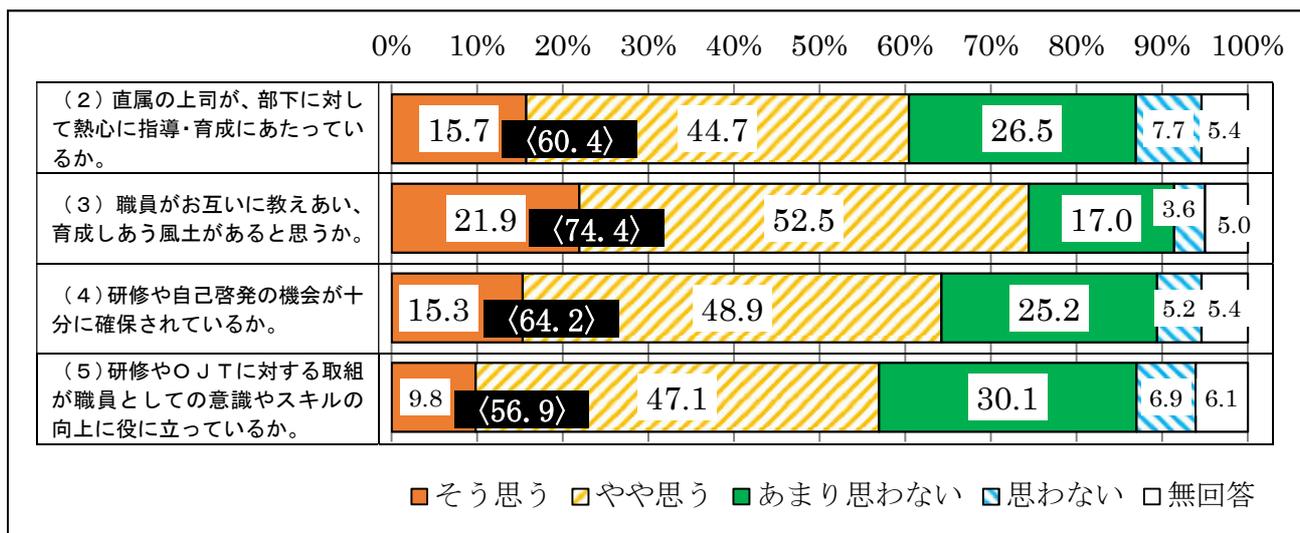


【問 2 4】あなたや、あなたの職場の『業務管理・組織管理』についてお答えください。



【問 2 5】あなたや、あなたの職場の『人材育成』についてお答えください。





【各調査項目の職位別の結果】

各調査項目の回答のうち、「そう思う」と「やや思う」をあわせた割合を職位毎に示します。ただし、【問1】、【問21(2)】、【問25(1)】は回答項目が異なります。

※問1：「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

※問21(2)：「あまり思わない」と「思わない」の合計

※問25(1)：「知っており十分理解している」と「知っておりある程度理解している」の合計

	問1	問21(1)	問21(2)	問21(3)	問21(4)	問22(1)	問22(2)	問22(3)	問23(1)	問23(2)
管理職	81.3	59.7	39.6	67.9	91.8	88.8	90.3	74.6	91.8	86.6
課長補佐・係長・総括教諭	71.3	52.5	29.8	58.5	78.5	78.5	80.0	68.3	83.4	79.6
主任・職員・教諭	74.7	59.6	35.1	60.7	75.1	76.0	83.7	66.9	82.5	81.7
非常勤職員・臨時的任用職員	76.4	60.1	59.2	66.7	77.9	74.4	82.5	67.8	83.3	75.0

	問23(3)	問24(1)	問24(2)	問24(3)	問24(4)	問24(5)	問24(6)	問24(7)	問24(8)	問24(9)
管理職	66.4	78.4	61.9	77.6	79.9	90.3	79.9	93.3	85.1	64.9
課長補佐・係長・総括教諭	59.6	67.5	64.2	70.6	76.6	77.0	66.0	79.2	70.6	55.1
主任・職員・教諭	63.2	71.6	60.5	72.6	72.0	63.3	60.1	75.8	69.5	55.6
非常勤職員・臨時的任用職員	66.4	67.8	66.7	71.6	68.4	38.8	51.1	62.1	64.1	65.5

	問24(10)	問24(11)	問24(12)	問25(1)	問25(2)	問25(3)	問25(4)	問25(5)
管理職	74.6	74.6	67.9	78.4	80.6	91.0	75.4	79.9
課長補佐・係長・総括教諭	66.4	55.8	46.0	55.8	58.5	80.0	69.1	61.1
主任・職員・教諭	63.1	57.2	51.3	26.4	63.5	76.9	68.3	59.0
非常勤職員・臨時的任用職員	63.2	61.2	60.1	13.8	56.3	71.8	55.7	50.6

(3) 調査の分析結果

①【問1】～【問3】について

○【問1】あなたは、川崎市職員として今の働き方に満足していますか。

- ・「満足している」と「どちらかといえば満足している」をあわせた割合は、全体では、75.1%となっています。また、職位別にみると、「管理職」が81.3%と最も高く、「課長補佐・係長・総括教諭」が71.3%と最も低くなっています。

○【問2】満足している理由をお聞かせください。

- ・「満足している」又は「どちらかといえば満足している」を選択した理由としては、「やりがいをもって仕事をしているから」が55.8%と最も高く、続いて、「仕事とプライベートのバランスがとれているから」が42.2%、「今の働き方（身分）が自分の希望に合っているから」が25.0%となっています。

○【問3】なぜ満足していないと思いますか。

- ・「どちらかといえば満足していない」又は「満足していない」を選択した理由としては、「仕事とプライベートのバランスがとれていないから」が38.1%と最も高く、続いて、「将来（今後の仕事）に不安を感じながら仕事をしているから」が35.7%、「今の収入に不満があるから」が32.6%となっています。

②【問21】～【問25】のうち、「そう思う」と「やや思う」をあわせた割合が特に低い項目（ただし、【問21(2)】及び【問25(1)】を除く。）

- ・「【問24(12)】会議や打合せが効率的に行われているか。」が53.0%と最も低く、続いて、「【問25(5)】研修やOJTに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っているか。」が56.9%、「【問24(9)】効率的に業務が行われているか。」が57.9%となっています。

4 改革課題における指標一覧

取組1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成33(2021)年度)	目標値の考え方
1 今後のコミュニティ施策の基本的考え方の検討 (市民文化局)					
地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合 (市民アンケート)		市民自治のまちづくりには、地域にかかわりを持つさまざまな主体が協力して地域を支える仕組みが必要であるため、市民活動団体、町内会・自治会、企業、大学などが身近な場所で行っている社会貢献活動にかかわったことがある市民の割合を指標とします。	15.3% (平成28(2016)年度)	23%以上	平成27(2015)年度に実施した市民アンケートに基づき、平成37(2025)年度に全国の政令指定都市トップとなる25%以上とすることを目標とした上で、平成33(2021)年度までに23%以上とすることを経過目標とします。
算出方法	市民アンケート(無作為抽出3,000人)で「地域貢献活動を知っており、活動にかかわったことがある」と答えた人の割合				
2 スポーツ大会を通じた多様な主体の連携 (市民文化局)					
①ボランティア全体に占める障害のある方の割合 ②ボランティア全体に占めるボランティアリーダーの割合		①障害者の方々のスポーツ参加を更に推進するため、大会を支えるボランティアスタッフとしての参加を推進し、「さまざまな人が混ざり合ってスポーツを支える」取組を推進しており、市民スポーツ室で主催している大規模スポーツ大会におけるボランティア全体に占める障害のある方の割合の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができます。 ②ボランティアや各種団体向け研修の実施により、ボランティア参加者の裾野の拡充や、ボランティアリーダーの育成に取り組みしており、ボランティア全体に占めるボランティアリーダーの割合の推移を見ることができ、取組の成果を測ることができます。	①5.7% ②8.6% (平成28(2016)年度)	①6.0%以上 ②10%以上	①多様な人々が混ざり合い、にぎわいのあるダイバーシティ(多様性)のまちづくりの推進として、スポーツボランティアへの障害者の参加率を、国民のうちの障害者の割合である6.0%以上に向上することをめざします。 ②オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツにかかわる人材育成として、ボランティア参加者の裾野を拡充するため、ボランティアを統括できるリーダーの育成を図り、ボランティア全体に占めるボランティアリーダーの割合を1割以上とすることを目標とします。
算出方法	①市民スポーツ室で開催している大規模スポーツ大会(マラソン大会など)で、一般募集しているボランティアの人数に占める障害のある方の人数 障害者ボランティア数/ボランティア数×100(%) ②同上のスポーツ大会で、一般募集しているボランティアの人数に対するボランティアリーダーの人数 ボランティアリーダー数/ボランティア数×100(%)				
3 「「音楽のまち・かわさき」推進協議会」及び「「映像のまち・かわさき」推進フォーラム」の機能強化に向けた取組 (市民文化局)					
「「音楽のまち・かわさき」推進協議会」のWEBサイトに掲載された、市内で行われる音楽イベント・コンサートの年間件数		広く市民団体から掲出依頼を受けており、市内での音楽の裾野の広がりを把握できる、WEBサイトに掲載件数を指標とします。	2,216件 (平成28(2016)年度)	2,300件以上	過去5年間は2,200件付近で推移しており、過去最高値である平成28(2016)年度の2,216件を超え、2,300件台に到達することをめざします。
算出方法	「「音楽のまち・かわさき」推進協議会」のWEBサイトに掲載された、市内でのイベント・コンサートの年間件数				
4 文化イベントを通じた地域人材の育成 (市民文化局)					
各種イベントに参加・従事するボランティアの人数		各イベントにおけるボランティアへの参加の促進等による、地域人材の発掘・育成に取り組んでおり、各種イベントに参加・従事するボランティアの人数の推移を見ることができ、その取組の成果を測ることができます。	241人 (平成29(2017)年度)	300人以上	平成29(2017)年度の実績値とこれまでの傾向を勘案し、約25%の増を目標とします。
算出方法	各種イベント(川崎・しんゆり芸術祭、かわさきジャズ、音楽のまち・かわさき アジア交流音楽祭等)に参加・従事するボランティアの合計人数				

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
5 国際交流センターを活用したグローバル人材の育成支援 (市民文化局)					
ボランティア登録総数 (川崎市国際交流協会事業報告)		市内在住及び訪日外国人が増加する中、国際交流拠点としての機能を強化するため、ボランティアの育成支援に取り組み、ボランティアの登録総数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	1100 個人・家庭 (平成 28(2016)年度)	1155 個人・家庭 以上	オリンピック・パラリンピックを契機として、ボランティアの育成・活動支援を更に推進し、平成 33 (2021) 年度までに、現状値から 5%増とすることを目標とします。
算出方法	毎年度末 (3月 31 日) 時点での川崎市国際交流協会におけるボランティアの登録総数				
6 川崎駅周辺の魅力あるまちづくりの推進に向けたかわさき TMO 等の民間団体との協力・連携 (経済労働局)					
川崎駅周辺イベント等における協力団体数		川崎駅周辺におけるにぎわいの創出につながるイベントなどの取組において、より多くの民間団体が協力していくことで、川崎駅周辺の魅力あるまちづくりの推進に寄与する関係が醸成されることが期待されるため、協力団体数を指標とします。	延べ 123 団体 (平成 29(2017)年 10 月末時点)	延べ 131 団体 以上	川崎駅周辺のまちづくりの取組は多種多様にあり、現状においても、多くの協力団体が存在しているところですが、更に協力団体数を増やしていくことで、民間団体との連携によるまちづくりを推進していくため、毎年 2 団体程度の増を目標とします。
算出方法	「TMOの加盟団体数」、「カワサキハロウインの主催・協賛・協力団体数」、「アジアンフェスタの主催・協賛・協力団体数」、「商店街パトロールの協力団体数」の合計				
7 動物愛護センターにおける多様な主体と連携した効果的な取組の推進 (健康福祉局)					
①多様な主体との連携による動物愛護等の普及啓発等の実施回数 ②動物愛護活動等へ参加したボランティア等の人数		①多様な主体と連携した普及啓発等の取組が、動物愛護センターの事業推進において特に重要であることから、その実施回数を指標とします。 ②多様な主体と連携した普及啓発等の取組をより効果的に実施するため、ボランティア等の活動支援を推進しており、動物愛護活動等へ参加したボランティア等の人数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができます。	①51 回 ②99 人 (平成 28(2016)年度)	①66 回以上 ②198 人以上	①平成 28 (2016) 年度に多様な主体との連携を大きく強化したことを踏まえ、平成 29 (2017) ~33 (2021) 年度までの各年度については、比較的緩やかな上昇 (各年度 3 回) を見込み、66 回以上を目標とします。 ②これまでの取組を進めることで、平成 30 (2018) 年度までは各年度 5%程度の増加を見込みます。また、新センターへの移行とあわせてボランティア団体等との協働・連携を更に進め、平成 31 (2019) 年度以降は各年度 10%程度の増加を目標とします。
算出方法	①多様な主体との連携による動物愛護等の普及啓発等の実施回数 ②イベントや研修、動物愛護センターの業務支援などの活動に参加したボランティア等の人数				
8 緑のまちづくりの推進に向けた市民活動団体の設立・活動支援 (建設緑政局)					
緑のボランティア活動の累計箇所数		管理運営協議会等が設立されている公園緑地等の数は、緑のまちづくりの推進に向けた市民活動団体の設立・活動支援の直接的な指標となるものであり、取組の成果を測ることができます。	2, 321 か所 (平成 28(2016)年度)	2, 420 か所以上	ボランティア団体種別毎に近年の活動実績から年間の増加数を予測し、平成 33 (2021) 年度の目標値を設定した総合計画の成果指標と整合を図るため、同じ目標値とします。
算出方法	管理運営協議会又は公園緑地愛護会が設立されている「公園緑地等の数」、街路樹愛護会が設立され活動が行われている「街路樹ブロック数」及び川崎市公園緑地協会の「緑の活動団体の登録団体数」の合計				
9 夢見ヶ崎動物公園の効率的・効果的な管理運営体制の構築 (建設緑政局)					
サポーター制度に基づき受け入れる寄附の件数		平成 29 (2017) 年度から導入したサポーター制度により、市民や企業等から寄附や動物公園事業への支援を広く受け入れることで、園内の環境整備等を進めることができるとともに、多様な主体との連携にもつながるため、寄附の件数を指標とします。	20 件 (平成 29(2017)年 11 月末時点)	20 件以上	平成 29 (2017) 年 11 月末時点で 20 件の寄附をいただいております。今後は、より多くの方に夢見ヶ崎動物公園サポーターとして支援をいただけるよう取組を進め、現状値以上の寄附件数を継続的に確保することを目標とします。
算出方法	年度内に市民や企業等から寄せられた寄附の件数				

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
10 キングスカイフロントにおける立地企業等による拠点マネジメント機能の構築 (臨海部国際戦略本部)					
<p>①立地機関等によるマネジメント組織などが主催する研究者、技術者等の交流会、セミナーなどの開催回数(本市が主催するものは除く。)</p> <p>②キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合 (市民アンケート)</p>		<p>①キングスカイフロントの立地機関等の連携促進を図るために交流会等を開催しており、今後は、立地機関等によるマネジメント組織が主体となっており、継続・拡充していくことが重要であることから、立地機関等によるマネジメント組織などが主催する交流会、セミナーなどの開催回数を指標とします。</p> <p>②がんや認知症の治療法などライフサイエンスに関する最先端の研究を行う機関等を誘致し、国際戦略拠点の形成を進めているキングスカイフロントにおける市の取組に対する評価を測ることができます。</p>	<p>①なし</p> <p>②9.6% (平成 29(2017)年度)</p>	<p>①16 回以上</p> <p>②14%以上</p>	<p>①平成 28 (2016) 年度は、交流会を 2 回、研究者向けセミナーを 3 回開催していますが、今後は、立地機関等によるマネジメント組織が主体となり、交流会を 4 半期に 1 回程度、研究者向けセミナーを毎月 1 回程度開催することが適当であると考えられることから 16 回以上の開催を目標とします。</p> <p>②キングスカイフロントにおける拠点形成を進めるに当たっては、キングスカイフロントでの取組が認知され、そこで行われている研究等に理解を得られることが重要であることから、「取組を知っていて、評価できる」と回答した人の割合を、毎年 1%以上増加させることを目標とします。</p>
算出方法	<p>①主催者からの開催の報告に基づき集計する開催回数</p> <p>②市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)において、「取組を知っており、取組を評価できる」と回答した人の割合</p>				
11 多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組 (川崎区役所)					
地域包括ケアシステムに関する情報発信への協力営業施設数		<p>協力営業施設の拡大に取り組んでおり、地域包括ケアシステムに関する情報をコンパクトにまとめたカードを配架する協力営業施設数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。</p>	<p>5 店舗 (平成 29(2017)年 10 月末時点)</p>	<p>9 店舗以上</p>	<p>平成 33 (2021) 年度までにおいて、毎年度 1 店舗ずつ拠点を拡大していくことを目標とします。</p>
算出方法	<p>地域包括ケアシステムに関する情報をコンパクトにまとめたカードを配架する協力営業施設数</p>				
12 区内在住外国人の防災意識の向上 (川崎区役所)					
外国人市民を対象とした防災講座・訓練への参加者数		<p>多くの外国人市民の方に対し、行政からの支援のみに頼ることなく、自助・共助(互助)の必要性を理解していただくために開催する防災講座・訓練に参加した人数を指標とすることで、外国人市民の防災意識の向上に向けた取組の成果を測ることができます。</p>	<p>80 人 (平成 28(2016)年度)</p>	<p>160 人以上</p>	<p>外国人市民向けの防災講座・訓練等の充実を図ることにより、現状値の 2 倍の 160 人以上を目標とします。</p>
算出方法	<p>外国人市民を対象とした防災啓発講座や各種防災訓練への参加者数</p>				
13 「御幸公園梅香事業」の推進 (幸区役所)					
「うめかおる寄附・募金」で受け付けた寄附の累計金額		<p>「御幸公園梅香事業」では、市民協働により梅林を再生させることが求められており、当該寄附金を用いて梅の植樹事業を進めています。したがって寄附受付額を指標とすることにより、市民や企業からの支援、参画といった協働の状況や、梅林再生の状況を把握することができます。</p>	<p>1,313 千円 (平成 29(2017)年 8 月 28 日時点)</p>	<p>2,500 千円以上</p>	<p>梅の木 50 本分の購入費用を目標とします(50 千円/1 本)。</p>
算出方法	<p>「うめかおる寄附・募金」で受け付けた寄附の累計金額</p>				
14 幸区ご近所支え愛事業の実施 (幸区役所)					
幸区ご近所支え愛事業の町内会ごとに設置する部会の会員等の人数		<p>幸区ご近所支え愛事業実施地区の拡大をめざす中、町内会ごとに設置している部会の会員等の人数を指標とすることで取組の成果を測ることができます。</p>	<p>341 人 (平成 29(2017)年度)</p>	<p>1,000 人以上</p>	<p>平成 29 (2017) 年度は 16 部会で実施しており、平成 33 (2021) 年度には 3 倍に相当する 48 部会での実施を目標とすることから、部会の会員等の人数もそれに応じ、概ね 3 倍の 1,000 人以上を目標とします。</p>
算出方法	<p>幸区ご近所支え愛事業の町内会ごとに設置する部会の会員等の人数</p>				

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
15 避難所における訓練の充実による地域防災力の強化 (幸区役所)					
区内全避難所 (23 か所) のうち、避難所運営訓練を実施した避難所数		より迅速かつ円滑に避難所の開設、運営を行えるよう訓練の充実に取り組んでおり、避難所運営訓練を実施した避難所数を指標とすることで、取組の成果を測ることができます。	9 か所 (39%) (平成 29(2017)年 9月1日時点)	23 か所 (100%)	平成 33 (2021) 年度までに区内全避難所 23 か所において、避難所運営訓練が実施されることを目標とします。
算出方法	区内全避難所 (23 か所) のうち、避難所運営訓練を実施した避難所数				
16 多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組の推進 (中原区役所)					
地域マネジメント推進ワークショップ等の 5 地区での合計実施回数		それぞれのエリアの実情にあわせて地域をコーディネートできるよう、地域との顔の見える関係づくりを強化しており、中原区役所が支援し地域で開催される地域マネジメント推進ワークショップ等の 5 地区での合計実施回数を指標とすることで、取組の進捗状況を測ることができます。	5 回 (平成 28(2016)年度)	10 回以上	地域との顔の見える関係づくりを強化するため、現状値の 2 倍となる 10 回以上の開催を目標とします。
算出方法	各年度ごとの、中原区役所が支援し地域で開催される地域マネジメント推進ワークショップ等の 5 地区での合計実施回数				
17 総合的な地域防災力の向上 (中原区役所)					
中原区防災連携協議会の構成団体数		さまざまな危機事象に柔軟かつ迅速に対応するためには、地域の多様な主体が協力・連携しあう総合的な防災体制の構築が必要であることから、区内の防災関係機関、団体等で構成する中原区防災連携協議会の構成団体数を指標とします。	105 団体 (平成 28(2016)年度末)	110 団体以上 (平成 33(2021)年度末)	現状においても既に構成団体は区内のほぼすべての地域団体、病院、施設、企業等を網羅している状況ですが、更なる総合的な防災体制の構築に向けて、毎年度 1 団体の増をめざします。
算出方法	毎年度末 3 月 31 日時点での中原区防災連携協議会の構成団体数 (中原区役所を除く。)				
18 多様な主体による地域コミュニティ活性化の推進 (高津区役所)					
町内会・自治会等の存在や活動内容についての認知度		区民の地域活動への参加を促し、地域コミュニティを活性化するため、町内会・自治会等の活動内容の広範な周知に取り組んでおり、区民の町内会・自治会等の存在や活動内容についての認知度の推移を見ることができま。	40% (平成 28(2016)年度)	80%以上	町内会・自治会等の活動内容の広範な周知に取り組むことで、現状値の 2 倍となる 80%以上とすることを目標とします。
算出方法	イベント開催時に実施する区民に対する町内会等に関するアンケートで、町内会・自治会等の存在及び活動内容を知っていると答えた人の割合				
19 地域防災力向上に向けた取組の推進 (高津区役所)					
①各種防災訓練に参加した区内中学校数 ②職員向け研修・訓練の年間参加率		①地域の高齢化が進む中、地域の担い手として中学生の活躍が期待されており、各種防災訓練に参加した中学校数の推移を見ることができま。 ②避難所開設や区災害対策本部各班の所管事務に円滑に取り組めるよう、職員の対応スキル・意識の向上に取り組んでおり、研修・訓練への職員参加率の推移を見ることができま。	① 2 校 ② 25% (平成 28(2016)年度)	① 5 校 (区内全中学校) ② 50%以上	①各種防災訓練への中学校の参加校数を現状値の 2 校から全校となる 5 校とすることを目標とします。 ②平常時から防災意識を高め、災害対応に必要な知識、スキル等を身につけておくことが不可欠であるため、区役所在籍中に訓練等に必ず参加するよう年間の参加率 50%以上を目標値とします。
算出方法	①各種防災訓練に参加した区内中学校数 ②高津区役所職員のうち、研修や訓練に参加した職員の割合				
20 多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組の推進 (多摩区役所)					
多摩区市民提案型協働事業の取組継続団体数		多摩区市民提案型協働事業に選定された事業はいずれも公益性の高い取組であり、これらの取組が継続して行われることにより、区民主体の地域課題解決や地域活性化が図られていると考えられることから、取組継続団体数を指標とします。	13 団体 (平成 27(2015)年度)	19 団体以上	多摩区市民提案型協働事業は平成 18 (2006) 年度に開始しており、これまでの取組継続団体数が 13 団体であることから、今後も毎年度 1 件の増をめざし、19 団体以上を目標値として設定します。
算出方法	これまでの多摩区市民提案型協働事業の選定事業者に対するアンケート調査において、「継続して取組を行っている」と回答した団体数				

取組 1 - (1) 参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
2 1 総合的な地域防災力の向上 (多摩区役所)					
区内全指定避難所 (21 か所) のうち、訓練を実施した避難所数		自助・共助 (互助) による地域防災力の向上に向けて、避難所運営会議が主体となった訓練の実施を促進しており、指定避難所における訓練実施箇所数を指標とすることで取組の成果を測ることができます。	10 か所 (47.6%) (平成 28(2016)年度)	21 か所 (100%)	平成 33 (2021) 年度までに区内の全指定避難所 21 か所において、訓練が実施されることを目標とします。
算出方法	区内全指定避難所 (21 か所) のうち、訓練を実施した避難所数				
2 2 多様な主体の参加と協働による地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組の推進 (麻生区役所)					
麻生区市民活動団体検索サイトの掲載団体数		掲載団体は、会員募集などを目的に登録した団体であり、団体数の増加は区民の市民活動への参加の機会拡大につながるため、掲載団体数を指標とします。	286 団体 (平成 29(2017)年 10月1日時点)	350 団体以上	区内対象団体 (サイト運用開始当初にサイトへの掲載案内を送付した約 500 団体) の 70% 以上の掲載をめざします。
算出方法	麻生区市民活動団体検索サイトの掲載団体数				
2 3 消防団を中核とした地域防災力の充実・強化 (消防局)					
消防団員数の充足率		地域防災力の充実を図り、住民の安全確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数 (1,345 人) に対する充足率を指標とすることで目標を具体化します。 なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となります。	86.5% (平成 29(2017)年 4月1日)	90.8%以上 (平成 34(2022)年 4月1日)	平成 25(2013)年 12 月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、本市においても消防団員の確保対策の取組を強化した実績を踏まえ、継続した取組により平成 26 (2014) 年度の政令指定都市平均値を上回る 90.8% 以上を目標値とします。
算出方法	取組年度の翌年度 4 月 1 日時点の消防団員数 / 条例定数 (1,345 人) × 100 (%)				
2 4 地域の寺子屋事業を担う人材の確保 (教育委員会事務局)					
地域の寺子屋の運営への参加人数		地域の寺子屋の運営への参加人数を指標とすることで、寺子屋先生養成講座、寺子屋コーディネーター養成講座の実施や、地域への呼びかけなどによる人材の確保等の取組の成果を測ることができます。	578 人 (平成 28(2016)年度)	2,500 人以上	地域の寺子屋は、平成 30 (2018) 年 3 月までに 38 か所を実施しており、今後、平成 33 (2021) 年度における全小・中学校での実施をめざす中、2,500 人以上の参加を目標とします。
算出方法	寺子屋先生や寺子屋コーディネーターとして地域の寺子屋の運営に参加した市民の数				

取組 1 - (2) 区役所改革の推進

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 「めざすべき区役所像」の実現に向けた区役所機能の強化 (市民文化局)					
区役所利用者のサービス満足度		市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、区役所サービス向上指針に基づき、PDCAサイクルを用いた区役所が主体となったより一層のサービス向上を図っており、区役所利用者のサービス満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	96.9% (平成 28(2016)年度)	98.0%以上	区役所利用者に対する一層のサービス向上をめざし、平成 28 (2016) 年度の満足度調査結果を踏まえ、目標値を 98.0%以上とします。
算出方法	各区役所利用者への聞き取り調査(年 1 回実施、1 回に各区 300 人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」と答えた人の割合				
2 中原区役所窓口混雑緩和・サービス環境改善の推進 (中原区役所)					
混雑期における区役所窓口の最長待ち時間		最長待ち時間を指標とすることで、窓口混雑の緩和とともに、サービス環境改善の成果を測ることができます。	1 時間 55 分 (平成 28(2016)年度)	1 時間 55 分以下	中原区は今後も人口の増加が見込まれ、更に窓口が混雑することが想定される中、来庁者の待ち時間の有効活用を可能とする取組とあわせ、待ち時間を現状値以下とすることを目標とします。
算出方法	年間を通じ区役所窓口が最も混雑する 3 月末において、受付番号札を取ってから窓口へ呼ばれるまでの時間のうち、最長のもの				
3 区役所サービスの向上に向けた取組の推進 (高津区役所)					
高津区役所利用者のサービス満足度		市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、区役所サービス向上指針に基づき、PDCAサイクルを用いた区役所が主体となったより一層のサービス向上を図っており、高津区役所利用者のサービス満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	96.9% (平成 28(2016)年度)	98.0%以上	高津区役所利用者に対する一層のサービス向上をめざし、平成 28 (2016) 年度の満足度調査結果を踏まえ、目標値を 98.0%以上とします。
算出方法	高津区役所利用者への聞き取り調査(年 1 回実施、1 回に 300 人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」と答えた人の割合				
4 市民目線に立った区役所サービスの推進 (宮前区役所)					
宮前区役所利用者のサービス満足度		市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、区役所サービス向上指針に基づき、PDCAサイクルを用いた区役所が主体となったより一層のサービス向上を図っており、宮前区役所利用者のサービス満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	95.8% (平成 28(2016)年度)	98.0%以上	宮前区役所利用者に対する一層のサービス向上をめざし、平成 28 (2016) 年度の満足度調査結果を踏まえ、目標値を 98.0%以上とします。
算出方法	宮前区役所利用者への聞き取り調査(年 1 回実施、1 回に 300 人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」と答えた人の割合				
5 より利用しやすい区役所に向けた取組の推進 (多摩区役所)					
多摩区役所利用者のサービス満足度		市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、区役所サービス向上指針に基づき、PDCAサイクルを用いた区役所が主体となったより一層のサービス向上を図っており、多摩区役所利用者のサービス満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	96.6% (平成 28(2016)年度)	98.0%以上	多摩区役所利用者に対する一層のサービス向上をめざし、平成 28 (2016) 年度の満足度調査結果を踏まえ、目標値を 98.0%以上とします。
算出方法	多摩区役所利用者への聞き取り調査(年 1 回実施、1 回に 300 人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」と答えた人の割合				

取組 1 - (3) 市民との積極的な情報共有の推進

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 効果的な情報発信の取組推進 (総務企画局)					
シビックプライド指標(市民の川崎への「愛着」、「誇り」)		<p>「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標である「市民の川崎への愛着・誇り」の醸成度を測る指標として、川崎市独自の「シビックプライド指標」を使用しています。</p> <p>本市に「愛着を持っているか」、「誇りを持っているか」等の、複数の設問に回答を求め、それを指標とすることで、取組の成果を測ることができます。</p>	<p>【愛着】5.9点 【誇り】4.9点 (平成 28(2016)年度)</p>	<p>【愛着】6.5点以上 【誇り】5.5点以上</p>	<p>隣接都市※(平均:愛着6.3誇り5.3)と比較し、下回っている現状があるため、それを上回ることを平成 33(2021)年度までの目標とします。</p> <p>シビックプライドの醸成に向けた取組が市民に浸透するまでには時間を要することから、本プログラム期間においては、短期的な目標として、毎年約 0.1 点上昇させることをめざします。(シティプロモーション戦略プランでは、平成 36(2024)年度に【愛着】7.0点、【誇り】6.0点を目標としています。)</p> <p>※隣接都市とは、東京都大田区、世田谷区、狛江市、調布市、稲城市、多摩市、町田市、横浜市青葉区、都筑区、港北区、鶴見区のことを指します。</p>
算出方法	<p>都市イメージ調査(地域別インターネット調査4,000人)において、「愛着」、「誇り」に関してそれぞれ3つの質問項目を設け、その評価を1点(最低点)~10点(最高点)とし、各項目の平均値を「愛着」、「誇り」それぞれの得点として算出</p>				
2 広聴機能の強化に向けた取組の推進 (総務企画局)					
研修達成度 (研修参加者アンケート)		<p>当該研修に参加した職員の意識向上やスキルアップが図られることにより、より戦略的・効果的な市民意見の聴取と施策への反映の取組が推進されるため、研修達成度を指標とします。</p>	なし	80%以上	<p>新たに設定した指標であり現状値がないため、参加した職員の8割以上が意識やスキルの向上に役立つと思える研修を目標とします。</p>
算出方法	<p>研修参加者へのアンケートにおいて「意識が深まった」又は「スキルアップに役立った」と答えた職員の割合</p>				

取組 2 - (1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
10 待機児童対策の推進に向けた効果的・効率的な執行体制の検討 (こども未来局)					
算出方法	保育所等利用待機児童数	認可保育所の整備等の待機児童対策の推進に向けて、効果的・効率的な執行体制の整備に取り組んでおり、保育所等利用申請者のうちの待機児童数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	0 人 (平成 29(2017)年 4月1日)	0 人 (平成 34(2022)年 4月1日)	本市では平成 27 (2015) 年 4 月及び平成 29 (2017) 年 4 月において待機児童解消を達成しています。今後も認可保育所や川崎認定保育園等における保育受入枠の確保、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援の更なる充実等を行い、待機児童の解消に継続して取り組んでいくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定します。
	取組年度の翌年度 4 月 1 日時点において、厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した数値				
11 登戸土地区画整理事業補償業務等執行体制の見直し (まちづくり局)					
算出方法	宅地使用開始面積率	区画整理事業は、土地の整形化や公共施設の整備等を目的としており、宅地の使用開始面積の増加は事業の推進状況を示すものであることから、取組の成果を測ることができます。	56% (平成 28(2016)年度)	77%以上	登戸土地区画整理事業整備プログラムに基づく、集団移転を積極的に活用した事業推進における整備順序を踏まえ、平成 37 (2025) 年度事業完了に向け、平成 33 (2021) 年度までに整備をめざす宅地使用開始面積の割合を目標値とします。
	事業後の総宅地面積 (約 26 ヘクタール) のうち、事業の施行により宅地が整備され、権利者が土地を使用できる状態となった面積の割合				
12 救急隊の適正配置や救急車の適正利用に向けた取組の推進 (消防局)					
算出方法	救急車の平均現場到着時間	心肺機能停止から 10 分以内に救急隊員による救命処置が開始されることが 1 か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データから、救急車が救急現場に 10 分以内に到着し、いち早く傷病者を病院へ搬送できるよう指標を設定します。	8.4 分 (平成 28(2016)年中)	8.4 分以下 (平成 33(2021)年中)	高齢化の進展等に伴う救急件数の急速な増加が予測される中でも現場到着時間の維持・短縮に向けた取組を着実に進め、現状値以下の平均現場到着時間を目標値とします。
	各年中の全救急事案のうち、覚知 (※) から救急現場到着までの平均時間 (※) 119 番通報が指令センターに入電した時間				

取組 2 - (2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組 (総務企画局)					
全指定管理施設の年度評価における総合評価の平均点		更なる市民サービスの向上と、より適正な施設の管理運営を行うため、施設ごとに年度評価を行っており、その総合評価の平均点の推移を見ることができ、取組の成果を図ることができます。	70.6 点 (平成 28(2016)年度)	71.1 点以上	指定管理者制度活用事業評価シートの総合評価における「総合評価の結果、優れていると認められる基準 (70 点以上)」であるとともに、更なる市民サービスの向上に向けて、直近の伸び率を勘案して現状値から毎年度 0.1 点の上昇を目標とします。
算出方法	全指定管理施設の指定管理者制度活用事業評価シートによる年度評価における総合評価の平均点				
3 公設福祉施設の管理運営手法のあり方の検討 (健康福祉局)					
公設福祉施設の施設類型毎の民設民営化・民間移行施設数 ①特別養護老人ホーム ②老人デイサービスセンター ③障害者支援施設 ④障害者通所施設		高齢者・障害児者福祉施設の効率的・効果的かつ計画的な再編に向けて、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画」に基づく取組を推進しており、具体的な民設民営化・民間移行施設数を指標とすることで取組の成果を測ることができます。	—	① 8 施設 ② 4 施設 ③ 1 施設 ④ 6 施設 (平成 34(2022)年 4 月 1 日)	「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画」に基づき、公設施設の再編整備を進め、特別養護老人ホーム 8 施設、老人デイサービスセンター 4 施設、障害者支援施設 1 施設、障害者通所施設 6 施設について、平成 34 (2022) 年 4 月までに民設民営化・民間移行を実施することを目標とします。
算出方法	取組年度の翌年度 4 月 1 日時点における民設民営化又は民間移行した公設福祉施設の累計数				
4 公立保育所の民営化 (こども未来局)					
公立保育所の民営化箇所・園数		公立保育所を民営化することにより、限られた財源を有効に活用し、増大する保育需要や多様な保育サービスの提供に対応することができるため、具体的な民営化箇所・園数を指標とすることで成果を測ることができます。	44 か所・48 園 (平成 29(2017)年 4 月 1 日)	60 か所・65 園 (平成 33(2021)年 4 月 1 日)	「川崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「新たな公立保育所あり方基本方針」において民営化対象外としている施設以外の公立保育所 (60 か所・65 園) について、平成 33 (2021) 年 4 月を目途に民営化を完了することを目標とします。
算出方法	取組年度の翌年度 4 月 1 日時点における民設民営に移行した公設公営の保育所の累計数				
5 公設民営 (指定管理者制度導入) 保育所の民設民営化 (こども未来局)					
公設民営保育所の民設民営化箇所・園数		現在、公設民営 (指定管理者制度) で運営している保育所について、国庫負担金の対象である民設民営に移行することにより、より効率的な運営が可能になるため、具体的な移行園数を指標とすることで成果を測ることができます。	11 か所・12 園 (平成 29(2017)年 4 月 1 日)	14 か所・15 園 (平成 31(2019)年 4 月 1 日)	指定期間の終了にあわせて、民設民営に着実に移行し、平成 31 (2019) 年 4 月を目途に取組を完了することを目標とします。
算出方法	取組年度の翌年度 4 月 1 日時点における民設民営に移行した公設民営の保育所の累計数				
10 多摩川の利活用によるにぎわいの創出と地域活性化策の検討 (建設緑政局)					
多摩川に魅力を感じ、利用したことのある人の割合 (市民アンケート)		「新多摩川プラン」に基づき、多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高めるとともに、多摩川の利活用によるにぎわいの創出をめざしているため、多摩川に魅力を感じ、利用したことのある市民の割合を指標とします。	40.1% (平成 28(2016)年度)	41%以上	平成 27 (2015) 年度に実施した市民アンケートの郵送アンケートの結果を踏まえ、多摩川に魅力を感じ、利用する人の割合を着実に増やすことをめざします。
算出方法	市民アンケート (無作為抽出 3,000 人) において、多摩川を「利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合				

取組 2 - (2) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 1 生田緑地ばら苑の魅力の向上と管理運営手法のあり方の検討 (建設緑政局)					
年間来苑者数		ばら苑の魅力の向上や来苑者サービスの向上に向けた取組であり、入場者数の推移を見ることができると見られます。	102,529 人 (平成 28(2016)年度)	100,000 人以上	過去の入場者数の実績を踏まえ、10 万人を超えることを目標とします。
算出方法	年 2 回開苑しているばら苑の入場者数				
1 2 川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の見直し (港湾局)					
川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量		川崎港コンテナターミナルの運営について、効果的・効率的なターミナル運営と、貨物集貨、ポートセールス業務の成果をコンテナ取扱量により示します。	約 10 万 T E U (平成 28(2016)年度)	15 万 T E U 以上 (平成 32(2020)年度)	船会社に対する航路誘致や荷主等に対する貨物集貨活動のこれまでの実績や今後の見込み等を踏まえ、平成 29(2017)年 3 月に川崎港戦略港湾推進協議会において、「平成 32(2020)年度 15 万 T E U 達成」の目標を決定したことを受けて、目標値を設定しています。 なお、平成 33(2021)年度の目標値については、平成 32(2020)年度までの取組状況等を踏まえて定めます。
算出方法	コンテナターミナルにおけるコンテナ(20 フィートコンテナ換算)取扱量を統計法に基づく港湾調査により、調査集計し算出				
1 3 港湾緑地等の管理運営体制の見直し (港湾局)					
川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)利用者数(港湾振興イベント、スポーツ施設等の利用者を含む。)		平成 31(2019)年度から川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)と一体となった指定管理者制度の導入を検討していることから、東扇島中公園の活性化の度合いを川崎マリエンの利用者数により示します。	34.5 万人 (平成 28(2016)年度)	42 万人以上	東扇島中公園について川崎マリエンと一体的に管理することを検討し、連動したイベントを実施することなどにより川崎マリエン及び東扇島中公園の活性化を推進するため、川崎マリエンの利用者数の 20%以上の増を目標とします。
算出方法	川崎マリエン展望台利用者数、港湾振興イベント、スポーツ施設等の利用者を合算して算出				

取組 2 - (4) ICTの更なる活用

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 ICTを活用した取組の推進 (総務企画局)					
①提供しているオープンデータのデータセット数 ②提供しているオープンデータのダウンロード数 ③かわさきアプリのダウンロード数		①本市ホームページ上で提供するオープンデータのデータセット数を見ることで、行政の透明化等に向けた取組の成果を測ることができます。 ②本市ホームページからのダウンロード数を見ることで、企業等によるオープンデータの活用に向けた取組の成果を測ることができます。 ③ダウンロード数を見ることで、地域情報の効果的な発信に向けた取組の成果を図ることができます。	①69件 ②- ③64,633件 (平成 28(2016)年度)	①300件以上 ②5,000件以上 ③179,000件以上	①利用ニーズの高い情報から順次提供し、平成 29 (2017) 年度の目標値である 100 件以上から、年間 50 件の増加をめざします。 ②平成 29 (2017) 年度の目標値である 4,000 件以上から、暫時増加させ、年間で約 250 件の増加をめざします。 ③平成 28 (2016) 年度に運用開始したかわさきアプリ (ポータル、防災、子育て、ごみ分別) 及び平成 29 (2017) 年度に運用開始したかわさきイベントアプリについて、今後の増加率の低下も想定した上で、年間平均 3,000 件程度の増加をめざします。また、平成 30 (2018) 年 3 月運用開始の防犯アプリについても、先行アプリのダウンロード実績と同程度のダウンロード数の増加をめざします。
算出方法	本市ホームページ上で提供しているオープンデータの ①データセット数 ②月平均ダウンロード数 ③iOS、Androidの各アプリストア上で提供しているかわさきアプリの累計ダウンロード数				
3 電子申請システム等の利用促進 (総務企画局)					
電子申請システムの利用件数		システム利用件数を集計することにより、ニーズにあった電子行政サービスが提供できているかについて、取組の成果を測ることができます。	142,900件 (平成 28(2016)年度)	172,000件以上	電子申請手続のうち、主要 3 手続 (粗大ごみ、水道開栓、水道休止) と、その他の全手続について、過去 5 年間の総申請数 (電話、窓口等も含む。) の平均値を算出し、その平均値に対する電子申請届出数の割合を、年率 1 % 向上させることを目標とします。
算出方法	本市ホームページ上の電子申請システムで手続が行われた数の集計				

取組 2 - (5) 債権確保策の強化

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 一層の市税収入確保に向けた取組強化 (財政局)					
市税収入率		各年度の調定額(収入すべき額)に対する決算額(収入した額)の割合である市税収入率の推移を見ることで、市税収入確保に向けた取組の成果を測ることができます。	98.6% (平成 28(2016)年度)	99%以上 (平成 31(2019)年度)	収入率の現状値は政令指定都市の中で第3位となっており、今後は第1位をめざし、まずは、平成 31(2019)年度までに市税収入率 99%の大体に乗せることを目標とします。 なお、平成 33(2021)年度の目標値については、平成 31(2019)年度の実績を踏まえて定めます。
算出方法	市税収入決算額/市税収入調定額×100(%)				
2 市税以外の滞納債権徴収に向けた取組強化 (財政局)					
全ての市の債権(市税を除く。)の収入未済額		滞納債権の金額を示す収入未済額の推移を見ることで、滞納債権徴収に向けた取組の成果を図ることができます。	142 億円 (平成 28(2016)年度)	106 億円以下	全ての市の債権(市税を除く。)について、平成 29(2017)年度の目標値をもとに、債権対策の推進による効果を勘案し、目標値を設定します。
算出方法	全ての市の債権(市税を除く。)について、調定額から収入額及び不納欠損額を差し引いた収入未済額				
3 一層の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収入確保に向けた取組強化 (健康福祉局)					
①国民健康保険料の現年度分収入率 ②後期高齢者医療保険料の現年度分収入率 ③介護保険料の現年度分収入率		3 保険料を一体的に収納する体制において、特に重要な指標として 3 保険料の現年度分収入率を掲げます。	①94.12% ②99.39% ③98.67% (平成 28(2016)年度)	①95.00%以上 ②99.48%以上 ③99.00%以上	①国民健康保険料については、平成 29(2017)年度における目標を、収納指導の強化による影響を見込み 94.55%と高めに設定したところですが、平成 30(2018)～33(2021)年度までの各年度については、比較的緩やかな上昇(各年度 0.11～0.12%)を見込むこととし、95.00%を目標値として設定します。 ②後期高齢者医療保険料については、既に 99.4%に迫る高い収入率であり、単純に収入率を増加することが難しい水準となっていることから、99.48%を目標値として設定します。 ③介護保険料については、平成 29(2017)年度における目標を、収納指導の強化による収入率向上を見込み 98.75%としており、当面は同じ上昇率を見込むこととし、99.00%を目標値として設定します。
算出方法	収入率=収入金額/調定金額×100(%)				
4 一層の保育料収入確保に向けた取組強化 (こども未来局)					
保育料収入率		各年度の調定額(収入すべき額)に対する決算額(収入した額)の割合である保育料収入率の推移を見ることで、保育料収入確保に向けた取組の成果を図ることができます。	98.52% (平成 28(2016)年度)	99.18%以上	保育所等の利用者数推計から現年度分保育料の調定予定額を設定し、また、平成 28(2016)年度の収納実績から滞納繰越分保育料調定額を推定した上で、その金額に対して平成 28(2016)年度の収納実績から収納率の目標を設定します。
算出方法	収入率=徴収額/調定額×100(%)				
5 市営住宅使用料の収入率向上と効率的・効果的な執行体制の検討 (まちづくり局)					
市営住宅使用料の現年度分収入率		各年度の調定額(収入すべき額)に対する決算額(収入した額)の割合である市営住宅使用料の現年度分収入率の推移を見ることで、市営住宅使用料収入確保に向けた取組の成果を図ることができます。	99.18% (平成 28(2016)年度)	99.40%以上	滞納 3 か月未満の初期滞納者等に対する納付指導の強化や長期滞納者等に対する法的措置を行うことで、政令指定都市の中でも上位となる高い収入率を目標とします。
算出方法	収入率=収入額/調定額×100(%)				

取組 2 - (6) 戦略的な資産マネジメント

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
4 財産の有効活用 (財政局)					
財産有効活用の歳入額		財産有効活用の成果の一つとして、歳入確保が挙げられることから、その推移を見ることで、有効活用の取組の成果を図ることができます。	6.2 億円 (平成 28(2016)年度)	6.2 億円以上	全会計 (一般会計・特別会計・企業会計) の歳入決算額の直近の実績値以上を目標値とします。
算出方法	一般会計、特別会計、企業会計の貸付事業・広告事業により得られる歳入額				
9 道路・公園等を活用したにぎわいの創出 (建設緑政局)					
道路予定地等の有効活用(入札型占有) 数		整備までの間における道路予定地等の有効活用による、地域におけるにぎわいの創出、財源確保をめざした取組であることから、有効活用が図られている箇所数を指標とします。	3 か所 (平成 29(2017)年 10 月時点)	10 か所以上	道路整備等の推進を優先とした上で、これまでの有効活用の実績等を踏まえ、10 か所以上とすることを目標とします。
算出方法	道路予定地等のうち有効活用(入札型占有) が図られている累計箇所数				

取組 2 - (9) 特別会計の健全化

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 競輪事業特別会計の健全化に向けた取組の推進 (経済労働局)					
一般会計への繰出額		競輪事業の収益の一部を一般会計に繰り出すことにより、政策・施策に使用しています。この繰出金を増加させるためにさまざまな売上向上策や経費節減策に取り組む必要があります。指標として設定します。	1.7 億円/年度 (平成 28(2016)年度)	2.5 億円/年度 以上	入場者数や売上が減少傾向にある中で、民間ノウハウの活用などにより、競輪事業のイメージアップ、経費節減、売上の向上を図り、施設整備等の実施状況を勘案しながら繰出金の増額をめざします。
算出方法	競輪事業の実施による収益から施設の整備等に必要な積立金を控除した額				
2 卸売市場事業特別会計の健全化に向けた取組の推進 (経済労働局)					
①北部市場の年間卸売取扱量 ②南部市場の年間卸売取扱量		市場の規模・能力等を的確に表す指標として、年間卸売取扱量を設定します。	①126,166 トン ②7,125 トン (平成 28(2016)年)	①141,175 トン以上 ②10,258 トン以上 (平成 33(2021)年)	人口減少や高齢化の進展、また、市場外流通の拡大など、市場を取り巻く環境が益々厳しさを増す中、本市市場では、「川崎市卸売市場経営プラン」において、平成 26 (2014) 年の取扱量を計画期間である平成 37 (2025) 年まで維持・確保することとしていることから、平成 33 (2021) 年においても平成 26 (2014) 年の取扱量を確保することを目指します。 (参考：151,433 トン(平成 26 (2014) 年))
算出方法	市場における青果及び水産物の年間取扱量				

取組 2 - (10) 公営企業の経営改善

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
4 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業用地の有効活用（上下水道局）					
資産有効活用の収益額		資産の有効活用の成果の一つとして、収益確保が挙げられることから、その推移を見ることで、有効活用の取組の成果を図ることができます。	6.7 億円 (平成 28(2016)年度)	6.7 億円以上	川崎市上下水道事業中期計画において、持続可能な経営基盤の確保に向け、平成 28(2016)年度決算値を上回る収益の確保を目標値としていることから、同値を目標値に設定します。
算出方法	固定資産使用許可や資産の一時貸付けにより得られる収益額				
5 市バス営業所業務の管理委託の活用（交通局）					
管理委託車両の割合		委託規模の拡大の状況を明確に示すことができるため、市バス全車両数（乗合）における委託営業所の在籍車両数の割合を指標とします。	35.1% (平成 29(2017)年 4月1日)	37%以上 (平成 31(2019)年 4月1日)	移管が必要な概ねの車両数を考慮し、委託車両の割合を平成 31(2019)年度当初に 37%以上とすることを目標とします。
算出方法	取組年度の翌年度 4月1日時点の市バス全車両数のうち、委託営業所（上平間営業所及び井田営業所）の在籍車両数の割合				
6 市バス事業における労働の生産性向上に向けた取組の強化（交通局）					
①本局職員の年次休暇平均取得日数 ②職員 1人・1か月当たりの平均時間外勤務時間数		①本局職員の取得日数が局内で相対的に少ないため、本局職員の年次休暇平均取得日数を指標とします。 ②時間外勤務時間数は複数の要因により増減しますが、業務効率化もその一つであるため、平均時間外勤務時間数を指標とします。	①11.0日 ②38時間 (平成 28(2016)年度)	①12.0日以上 ②34時間以下	①年次休暇取得による 4連休の取得を推進し、平成 28(2016)年度から 10%増を目標とします。 ②業務執行の効率化と、働き方・仕事の進め方改革を踏まえた取組を推進し、平成 33(2021)年度には平成 28(2016)年度から 10%以上減することを目標とします。
算出方法	①本局職員の年次休暇平均取得日数 ②年間の時間外勤務時間数の合計/職員数/12か月				
7 市バスの安定的な事業運営に向けた人材の確保と育成（交通局）					
①公募非常勤嘱託運転手の職員数 ②女性運転手の職員数		事業の運営を支える運転手について、大型二種免許保有者が年々減少している状況において、女性や高齢者などの多様な人材を積極的に採用する必要があるため、公募非常勤嘱託運転手の職員数及び女性運転手の職員数を指標とします。	①42人 ②10人 (平成 29(2017)年 4月1日)	①42人以上 ②12人 (平成 34(2022)年 4月1日)	①大型二種免許保有者が年々減少している状況の中、平成 34(2022)年 4月1日時点においても現在の公募非常勤嘱託運転手の職員数を確保することを目標とします。 ②大型二種免許保有者に占める女性割合が約 1.4%と少ない状況の中、女性運転手の職員数を 4年間で 2人増やし、平成 34(2022)年 4月1日時点で 12人とすることを目標とします。
算出方法	①取組年度の翌年度 4月1日時点で在籍している公募非常勤嘱託運転手の職員数 ②取組年度の翌年度 4月1日時点で在籍している女性運転手の職員数				
8 「川崎市立病院中期経営計画 2016-2020」に基づく経営健全化の推進（病院局）					
①市立 3 病院ごとの入院患者満足度 ②市立 3 病院ごとの外来患者満足度 ③市立 3 病院ごとの経常収支比率		①②患者本位の分かりやすい医療の提供など、患者満足度向上の取組を進めることで、誰もが安心して受診できる病院づくりの推進につながるため、患者満足度を指標とします。 ③良質な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、経営の効率化は避けて通れないものであり、経常収支比率の推移を見ることで、医薬品・医療材料費等の経費節減や医療の質の向上等による収入確保に向けた取組の成果を測ることができます。	①川崎病院 86.4% 井田病院 87.7% 多摩病院 88.7% ②川崎病院 69.3% 井田病院 82.8% 多摩病院 78.4% ③川崎病院 100.2% 井田病院 87.5% 多摩病院 99.2% (平成 28(2016)年度)	①川崎病院 89.3%以上 井田病院 91.3%以上 多摩病院 89.3%以上 (平成 33(2021)年度) ②川崎病院 81.7%以上 井田病院 82.6%以上 多摩病院 81.7%以上 (平成 33(2021)年度) ③川崎病院 104.1%以上 井田病院 97.2%以上 多摩病院 100.1%以上 (平成 31(2019)年度)	①②平成 27(2015)年度調査実績を踏まえ、全国の平均値（平成 26(2014)年度日本病院会 Q I P の平均値（入院患者満足度 89.3%、外来患者満足度 81.7%））を超えることを目標として設定します。 ③「川崎市立病院中期経営計画 2016-2020」の策定経過の中で、安定的かつ継続的に医療提供を行うために必要な収支のシミュレーションを行い、それに基づいて得られた数値を目標として設定します。 なお、川崎病院及び井田病院の平成 33(2021)年度の目標値については、平成 33(2021)年 3月に策定予定の次期計画において設定します。また、多摩病院の平成 33(2021)年度の目標値については、平成 31(2019)年度に予定されている指定管理者からの報告に基づき設定します。
算出方法	①②市立 3 病院ごとの患者を対象とした満足度調査（5段階評価）において、満足（満足＋やや満足）と回答した患者の割合 ③市立 3 病院ごとの（医薬収益＋医薬外収益）/（医薬費用＋医薬外費用）×100（%）				

取組 2 - (10) 公営企業の経営改善

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
9 多摩病院の効率的な運営 (病院局)				
①入院患者満足度 (多摩病院) ②外来患者満足度 (多摩病院)	指定管理者による患者本位の分かりやすい医療の提供など、患者満足度向上の取組を進めることで、誰もが安心して受診できる病院づくりの推進につながるため、患者満足度を指標とします。	①88.7% ②78.4% (平成 28(2016)年度)	①89.3%以上 ②81.7%以上	平成 27 (2015) 年度調査実績を踏まえ、全国の平均値 (平成 26 (2014) 年度日本病院会 Q I P の平均値 (入院患者満足度 89.3%、外来患者満足度 81.7%)) を超えることを目標として設定します。
算出方法 多摩病院の患者を対象とした満足度調査 (5段階評価) において、満足 (満足+やや満足) と回答した患者の割合				
10 入院・外来自己負担金に関する債権対策の推進 (病院局)				
川崎病院及び井田病院の入院・外来自己負担金の収入率	収入率の推移を見ることで、債権回収に向けた取組の成果を測ることができます。	88.2% (平成 28(2016)年度)	89.2%以上	入院・外来自己負担金の収入確保の取組を推進することにより、毎年0.2%向上させることを目標とします。
算出方法 川崎病院及び井田病院の年度末時点における収入額/調定額×100 (%)				
11 川崎病院におけるスマート化の推進 (病院局)				
①入院患者満足度 (川崎病院) ②外来患者満足度 (川崎病院)	病院による患者本位の分かりやすい医療の提供など、患者満足度向上の取組を進めることで、誰もが安心して受診できる病院づくりの推進につながるため、患者満足度を指標とします。	①86.4% ②69.3% (平成 28(2016)年度)	①89.3%以上 ②81.7%以上	平成 27 (2015) 年度調査実績を踏まえ、全国の平均値 (平成 26 (2014) 年度日本病院会 Q I P の平均値 (入院患者満足度 89.3%、外来患者満足度 81.7%)) を超えることを目標として設定します。
算出方法 川崎病院の患者を対象とした満足度調査 (5段階評価) において、満足 (満足+やや満足) と回答した患者の割合				

取組 2 - (13) 内部の業務改善による事務執行の効率化

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 庁用自動車運転業務執行体制の見直し (総務企画局)					
算出方法	取組年度の翌年度 4 月 1 日時点で庁舎管理課で運用する専用車・共用車の合計台数	職員の退職動向や車両更新状況等を勘案して、減車を推進していることから、専用車、共用車の合計台数を指標として設定します。	32 台 (平成 29(2017)年 4 月 1 日)	20 台 (平成 34(2022)年 4 月 1 日)	職員の退職動向と車両更新状況等を勘案し、20 台を目標値とします。
3 庁内会議の見直し (総務企画局)					
算出方法	効率的に庁内会議が行われていると思う職員の割合 (働き方についてのアンケート調査) 職員に対する「働き方についてのアンケート調査」(無作為抽出 3,000 人)で、「会議や打合せが効率的に行われているか。」という設問に対し、「そう思う」又は「やや思う」と回答した職員の割合	多岐の分野にわたる庁内会議の効率化や見直しの進捗を測るためには、職員アンケートが効果的であるため、「効率的に庁内会議が行われていると思う職員の割合」を指標とします。	53.0% (平成 29(2017)年度)	80%以上	「川崎市職員として今の働き方に満足している職員の割合(働き方についてのアンケート調査)」を 80%以上とすることを目標に、働き方・仕事の進め方改革等に取り組んでおり、効率的に庁内会議が行われているかということも、働き方に関する満足度を高める上で重要な要素であるため、同様の 80%以上を目標とします。
6 窓口サービスの更なる向上に向けた取組の推進 (市民文化局)					
算出方法	各区役所区民課利用者へのアンケート調査(年 1 回実施)の質問(「窓口の対応はいかがでしたか。」)に対して「とても良い」又は「良い」と答えた人の割合	市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、区役所サービス向上指針に基づき、PDCA サイクルを用いたより一層のサービス向上を図っており、区民課窓口利用者のサービス満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	なし	90%以上	区民課利用者に対する一層のサービス向上をめざし、目標値を 90%以上とします。
8 区役所の有効活用に向けた取組の推進 (中原区役所)					
算出方法	区役所の有効活用につながる業務改善に関する提案件数 提案制度により職員から提案される、区役所の有効活用につながる業務改善に関する提案件数	限られたスペースの中で執務室や待合スペースを確保し、快適な市民サービスを提供するためには、市民目線に立った職員の気づきによる提案が必要であることから、提案件数を指標とします。	なし	30 件以上	中原区役所の全職員(約 300 名)のうち、1 割に相当する 30 名から業務改善に関する提案がなされることを目標とします。
10 事務執行の改善に向けた取組の強化 (監査事務局)					
算出方法	研修等達成度 ①「業務知識が習得できた」と回答した参加者の割合 ②「事務処理ミスや法令違反等の未然防止や事務改善に活かす「きっかけ」となった」と回答した参加者の割合 事例研修会、意見交換会における参加者アンケートで「業務知識が習得できた」又は「事務処理ミスや法令違反等の未然防止や事務改善に活かす「きっかけ」となった」と回答した参加者の割合	事例研修会及び意見交換会は、各局区等での業務改善、事務処理ミスの防止等に向けた取組の支援を目的としているため、「業務知識が習得できた」又は「事務処理ミスや法令違反等の未然防止や事務改善に活かす「きっかけ」となった」と回答した参加者の割合を指標とします。	①なし ②なし	①80%以上 ②80%以上	参加者が自ら「あるべき姿」に気づき、現状について考える「きっかけ」が得られるような研修をめざしており、その計測に資するよう、より具体的な質問項目に改めた上で、アンケートを実施するため、従来アンケートで「新たな気づきがあった」、「参考になった」と回答した参加者割合の平成 28 (2016) 年度実績値である 80%以上を目標とします。

取組 2 - (14) 将来を見据えた市民サービス等の再構築

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
4 マイナンバーカードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方の検討 (市民文化局)					
算出方法	市内で交付されたマイナンバーカードの累計枚数/住民基本台帳人口×100 (%)	コンビニ交付の推進に伴う利便性の向上及び窓口混雑緩和を図るため、マイナンバーカードの普及促進に向けた取組を推進しており、マイナンバーカードの交付率の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	10% (平成 28(2016)年度)	20%以上	平成 28 (2016) 年度の交付率をもとに、毎年度 2% (約 30,000 人) の交付率の向上を目標とします。
5 市民農園の管理運営形態の見直し (経済労働局)					
算出方法	地域交流農園の数	利用者の自主性を重んじ、利用者間の交流を促すため、地域交流農園への移行を図ることとし、地域交流農園の箇所数を指標とします。	1 農園 (平成 29(2017)年度)	4 農園	現行の市民農園は 2 年毎に利用者の入替えを実施しており、これにあわせて 2 年で 1 農園ずつ地域交流農園へ移行するとともに、平成 33 (2021) 年度までに地域交流農園を 1 農園新設することをめざします。
15 地域子育て支援センター事業のあり方の検討 (こども未来局)					
算出方法	地域子育て支援センターの利用者満足度	地域で子育てを支える仕組みづくりに向け、地域の中の親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供、相談支援に取り組んでおり、地域でその役割の一翼を担う地域子育て支援センターの利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を図ることができます。	9.0 点 (平成 29(2017)年度)	9.0 点以上	在宅で子育てをする家庭を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、現状値以上とすることを目標とします。
	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出利用者 1,390 人)における各質問項目 (10 段階) の平均値 ※10 点満点				
16 わくわくプラザ事業の充実に向けた取組の検討 (こども未来局)					
算出方法	①わくわくプラザの登録率 ②わくわくプラザの利用者満足度	子どもがすこやかに成長できる仕組みづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内 113 校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その登録率及び利用者満足度の推移を見ることで、取組の成果を測ることができます。	①48.1% (平成 28(2016)年度) ②7.3 点 (平成 29(2017)年度)	①49%以上 ②7.7 点以上	①より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、平成 37 (2025) 年度までに過半数以上の児童の登録をめざしていることから、平成 33 (2021) 年度においては 49%以上をめざします。 ②子育て家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため、平成 29 (2017) 年度の満足度を上回る目標値を設定します。
	①登録率=わくわくプラザ登録者数/対象児童数×100 (%) ②「わくわくプラザを利用している方への調査」(無作為抽出利用者 2,000 人)における各質問項目 (10 段階) の平均値 ※10 点満点				
20 市営霊園における有縁合葬型墓所等を活用した循環利用の仕組みづくりに向けた取組の推進 (建設緑政局)					
算出方法	①緑ヶ丘霊園における有縁合葬型墓所の整備箇所数 ②緑ヶ丘霊園における小区画墓所の整備基数	墓所の循環利用の促進や無縁化の防止に向けた取組を推進しており、有縁合葬型墓所及び小区画墓所の整備数を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	①0 か所 ②0 基 (平成 28(2016)年度)	①1 か所 ②200 基	墓所の循環利用の促進や無縁化の防止に向けて、新たに有縁合葬型墓所及び小区画墓所を整備することとしており、緑ヶ丘霊園において、平成 33 (2021) 年度までに有縁合葬型墓所 1 か所及び小区画墓所 200 基を整備することを目標とします。
	①緑ヶ丘霊園において、整備が完了した有縁合葬型墓所の箇所数 ②緑ヶ丘霊園において、整備が完了した小区画墓所の基数				

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 効率的・効果的なOJTの推進や研修の実施等による計画的な人材育成の推進 (総務企画局)					
	<p>①研修やOJTに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っていると考える職員の割合 (働き方についてのアンケート調査)</p> <p>②市職員が市民とともに地域の課題に取り組もうとしていると考えている市民の割合 (市民アンケート)</p>	<p>川崎市人材育成基本方針において、市職員のあるべき姿として、人材ビジョンを掲げ、これまで以上に市民の視点に立ち、改善・改革意識、コスト意識、スピード感を持って、積極的に地域の課題解決を図ることができる人材育成を進めていくこととしているため、「研修やOJTに対する取組について、職員としての意識やスキルの向上に役に立っていると回答した職員の割合」及び「市職員が市民とともに地域の課題に取り組もうとしていると回答した人の割合」を指標とします。</p>	<p>①56.9% ②24.1% (平成 29(2017)年度)</p>	<p>①80%以上 ②32%以上</p>	<p>①平成 29 (2017) 年度のアンケート結果を職位毎に見た場合、「管理職」では 79.8%であることから、全体においても同水準程度の割合を目標とします。</p> <p>②前回、同内容のアンケート調査を実施した平成 25 (2013) 年度の 17.1%から、平成 29 (2017) 年度は 24.1%に上昇していることから、平成 33 (2021) 年度までの 4 年間で更に 7%以上上昇させることを目標とします。</p>
算出方法	<p>①職員に対する「働き方についてのアンケート調査」(無作為抽出 3,000 人) で、「研修やOJTに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っているか。」という設問に対し、「そう思う」又は「やや思う」と回答した職員の割合</p> <p>②市民アンケート(無作為抽出 3,000 人) で「市職員が市民とともに地域の課題に取り組もうとしていると思うか」という設問に対し、「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した人の割合</p>				
5 区役所における行政のプロフェッショナルの育成 (市民文化局)					
	<p>地域づくりにかかわる区役所職員の地域づくり研修参加率</p>	<p>地域づくり研修への参加率の推移を見ることで、「高い意識と専門性を持ち」「地域をコーディネートし」「自ら課題を発見しチームで解決できる」能力を持つ職員の育成に向けた取組の成果を測ることができます。</p>	<p>15% (平成 29(2017)年度)</p>	<p>30%以上</p>	<p>現状値を踏まえ、地域づくり研修への参加者の割合を平成 33 (2021) 年度までに 30%以上とすることをめざします。</p>
算出方法	<p>地域づくり研修に参加したことのある区役所職員の数/地域づくりにかかわる区役所職員(各区役所の危機管理担当、企画課、地域振興課、生涯学習支援課、地域みまもり支援センター担当、道路公園センター管理課の職員及び支所・出張所の地域振興、地域支援を担当する職員) ×100 (%)</p>				
7 地域包括ケアシステムの推進及び区役所サービス向上に向けた人材育成の取組 (川崎区役所)					
	<p>川崎区役所利用者のサービス満足度</p>	<p>市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、区役所サービス向上指針に基づき、PDCAサイクルを用いた区役所が主体となったより一層のサービス向上を図っており、川崎区役所利用者のサービス満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。</p>	<p>95.3% (平成 28(2016)年度)</p>	<p>98.0%以上</p>	<p>川崎区役所利用者に対する一層のサービス向上をめざし、平成 28 (2016) 年度の満足度調査結果を踏まえ、目標値を 98.0%以上とします。</p>
算出方法	<p>川崎区役所利用者への聞き取り調査(年 1 回実施、1 回に 300 人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」と答えた人の割合</p>				
8 地域防災力の強化に向けた区役所職員の育成 (川崎区役所)					
	<p>区の担当職員が参加した避難所運営会議・開設訓練の割合</p>	<p>地域において自主的に開催される会議・訓練への区の担当職員が参加した割合を指標とすることで、地域と行政との連携や区役所職員の意識向上に向けた取組の成果を測ることができます。</p>	<p>0% (平成 28(2016)年度)</p>	<p>100%</p>	<p>地域において自主的に開催される会議・訓練の全てにおいて区の担当職員が参加することを目標とします。</p>
算出方法	<p>避難所運営会議・開設訓練の開催数に対する区の担当職員(危機管理担当職員を除く避難班等の職員)が参加した数の割合</p>				

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
9 更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進 (幸区役所)					
幸区役所利用者のサービス満足度		市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、区役所サービス向上指針に基づき、P D C A サイクルを用いた区役所が主体となったより一層のサービス向上を図っており、幸区役所利用者のサービス満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	95.8% (平成 28(2016)年度)	98.0%以上	幸区役所利用者に対する一層のサービス向上をめざし、平成 28 (2016) 年度の満足度調査結果を踏まえ、目標値を 98.0%以上とします。
算出方法	幸区役所利用者への聞き取り調査(年 1 回実施、1 回に 300 人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」と答えた人の割合				
10 更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進 (中原区役所)					
研修達成度 (研修受講者へのアンケートにおいて「研修を受講したことが業務の役に立つと思う」と答えた職員の割合)		研修を受講することにより、受講した職員が日々の業務や今後のキャリアに研修内容を活かせるかどうかが重要であるため、「研修を受講したことが業務の役に立つと思う」と答えた職員の割合を指標とします。	なし	90%以上	受講者の 9 割以上が役に立つと思えるような研修を企画して人材育成に取り組みます。
算出方法	研修受講者へのアンケートにおいて「研修を受講したことが業務の役に立つと思う」と答えた職員の割合				
11 区役所サービスを支える人材の計画的な育成 (高津区役所)					
高津区役所利用者のサービス満足度		市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、区役所サービス向上指針に基づき、P D C A サイクルを用いた区役所が主体となったより一層のサービス向上を図っており、高津区役所利用者のサービス満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	96.9% (平成 28(2016)年度)	98.0%以上	高津区役所利用者に対する一層のサービス向上をめざし、平成 28 (2016) 年度の満足度調査結果を踏まえ、目標値を 98.0%以上とします。
算出方法	高津区役所利用者への聞き取り調査(年 1 回実施、1 回に 300 人程度)の質問(「本日は気持ちよく利用できましたか。」)に対して「はい」と答えた人の割合				
12 多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進に向けた人材育成 (宮前区役所)					
若手職員(入庁 5 年以内の職員)のワーキンググループ参加率		区役所が一体となって課題に取り組めるオール区役所体制の構築に向けて、ワーキンググループを通じた若手職員の効果的な人材育成を推進しており、ワーキンググループに参加したことがある入庁 5 年以内の職員の割合を指標とすることで取組の成果を測ることができます。	14.8% (平成 29(2017)年度)	15%以上	ワーキンググループを通じて、若手職員の課題解決力の向上に取り組めますが、ワーキンググループの適正な運営のためには中堅職員が若手職員を的確に牽引できる範囲を考慮する必要もあるため、現状値以上とすることを目標とします。
算出方法	入庁 5 年以内の職員のうち、ワーキンググループに参加したことがある職員の割合				
13 災害対応力の向上に向けた区役所職員の人材育成 (宮前区役所)					
区内全指定避難所(25 か所)のうち、区役所職員が参加した避難所開設運営訓練を実施した避難所数		地域で行う避難所開設運営訓練等への参加を通じた、区役所職員の防災意識や災害対応力の向上に取り組んでおり、区役所職員が参加した避難所開設運営訓練を実施した避難所数を指標とすることで取組の成果を測ることができます。	0 か所 (0%) (平成 28(2016)年度)	25 か所 (100%)	平成 33 (2021) 年度までに区内の全指定避難所 25 か所の避難所開設運営訓練に区役所職員が参加することを目標とします。
算出方法	区内全指定避難所(25 か所)のうち、区役所職員(危機管理担当職員を除く。)が参加した避難所開設運営訓練を実施した避難所数				

取組 3 - (1) 計画的な人材育成・有為な人材確保

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
14 更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進 (多摩区役所)					
研修達成度 (研修受講者へのアンケートにおいて「研修を今後の業務に役立てることができる」旨の回答をした職員の割合)		受講した職員が日々の業務や今後のキャリアに研修内容を活かせるかどうかが重要であるため、「研修を今後の業務に役立てることができる」旨の回答をした職員の割合を指標とします。	なし	96%以上	平成 28 (2016) 年度に実施した研修のうち一部の研修の受講者に実施したアンケートで、「研修を今後の業務に役立てることができる」旨の回答をした職員の割合の平均値が 96%であったため、これを参考値とし、96%以上を目標とします。
算出方法 研修受講者へのアンケートにおいて、「研修を今後の業務に役立てることができる」旨の回答をした職員の割合					
15 ワーキンググループを活用した課題解決の取組と人材育成 (麻生区役所)					
若手職員 (入庁 5 年以内の職員) のワーキンググループ参加率		区課題の解決や区役所サービスの向上に向けて、区民感覚に近い若手職員を中心とした課題の共有化や、課題解決に向けた取組を推進していることから、入庁 5 年以内の職員のうち、ワーキンググループへ参加したことがある職員の割合を指標とします。	31.8% (平成 29(2017)年度)	50%以上	毎年度の人事異動により、職員の入れ替わりもある中、若手職員の半数以上のワーキンググループへの参加を目標とします。
算出方法 入庁 5 年以内の職員のうち、ワーキンググループに参加したことがある職員の割合					
16 災害対応力強化のための区災害対策本部職員の人材育成 (麻生区役所)					
訓練等への職員参加率		区災害対策本部が迅速かつ的確に機能するよう、区役所職員の意識・対応力の向上に取り組み、訓練等への職員参加率の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができます。	19% (平成 28(2016)年度)	100%	市職員として、全職員に災害対応を行う責務があり、平常時から必要な知識等を身につけておくことが不可欠であるため、平成 33 (2021) 年度までに全職員が訓練等に参加することを目標とします。
算出方法 麻生区役所職員のうち訓練や研修に参加した職員の割合					
17 適正な会計事務の執行に向けた人材育成 (会計室)					
研修達成度 (各種研修の受講者アンケート)		会計知識の向上やコンプライアンス意識の醸成を図るためには、受講者の知識習得を支援し、研修後も学び続けるきっかけを提供することが重要であるため、研修後の受講者の理解度、意識変化度等について確認するアンケート調査結果を指標とします。	なし	4.0 点以上	新たに設定した指標であり現状値がないため、5 段階評価の中間点となる 3.0 点を上回る 4.0 点以上を目標とします。
算出方法 研修受講者へのアンケート調査における満足度、理解度、意識変化度、研修活用度に関する質問に対する 5 段階評価の平均値					
18 多様な有為の人材の確保 (人事委員会事務局)					
①大学卒程度等採用試験の受験者数 ②大学卒程度等採用試験の採用予定者数と受験者数の比率が 3 倍未満の試験区分数		より多くの受験者から合格者を選抜することが、行政課題に的確に対応できる優秀な人材の確保につながることから、受験者数及び採用予定者数と受験者数の比率が 3 倍未満の試験区分数を指標とします。	①1,648 人 ② 4 試験区分 (社会福祉、土木、電気、機械) (平成 28(2016)年度)	①1,743 人以上 ② 0 試験区分 (全試験区分で 3 倍以上)	①多様な有為の人材確保につなげるため、直近 3 年で最も受験者が多い平成 27 (2015) 年度の受験者数以上の確保をめざします。 ②採用困難職種において、できるだけ多くの受験者の中から、合格者を選抜していくことが必要であることから、これまでの申込状況等を勘案し、全試験区分で 3 倍以上の受験者の確保を目標とします。
算出方法 ①大学卒程度等採用試験の受験者数 ②受験者数/採用予定者数が 3 倍未満の試験区分の合計					

取組 3 - (2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 メンタルヘルス対策の充実 (総務企画局)				
①ストレスチェック受検率 ②メンタルヘルス不調による長期療養者の割合 算出方法 ①職員数(要件を満たす非常勤嘱託員及び臨時的任用職員を含む。)に対するストレスチェック受検者の割合 ②職員数(各年度の4月1日時点での市長事務部局の正規職員の数)に対する各年度の「精神及び行動の障害」による長期療養者の割合	①ストレスチェック制度は、メンタルヘルス対策における一次予防対策として有効なツールであり、受検率を向上させることで職員のセルフケアの充実や職場環境改善等の対策の推進につながることを期待できるため指標として設定します。 ②メンタルヘルス対策として、職場からメンタルヘルス不調者を出さないための職場環境づくりなどの1次予防に重点を置いているため指標として設定します。	①84.4% ②1.61% (平成 28(2016)年度)	①90%以上 ②1.61%以下	①現状の割合に対し、5ポイント以上の向上を目標とします。 ②「精神及び行動の障害」による長期療養者の割合は、ここ数年横ばいとなっているため、現状値以下とすることを目標とします。
2 職員個々の状況に応じた働く環境の整備 (総務企画局)				
①障害者雇用率 ②管理職(課長級)に占める女性比率 ③川崎市職員として今の働き方に満足している職員の割合 (働き方についてのアンケート調査) ④職員1人当たりの年間総時間外勤務時間数の対前年度縮減率 (※いずれも他任命を含む。) 算出方法 ①障害者数/算定の基礎となる職員数(総職員に占める除外職員の割合に応じた除外率を総職員数に乘じ、総職員数から控除した職員数)×100(%) ②取組年度の翌年度4月1日時点で在籍している女性の課長級職員数/課長級職員数×100(%) ③職員に対する「働き方についてのアンケート調査」(無作為抽出3,000人)で、川崎市職員として今の働き方に「満足している」又は「どちらかといえば満足している」と回答した職員の割合 ④1-(当該年度の職員1人当たりの年間総時間外勤務時間数/前年度の職員1人当たりの年間総時間外勤務時間数)×100(%)	①障害者雇用率の推移を見ることで、障害者雇用拡大や職場環境整備の取組の成果を測ることができます。 ②管理職(課長級)に占める女性比率の推移を見ることで、女性職員の職域拡大、登用の取組の成果を測ることができます。 ③川崎市職員として今の働き方に満足している職員の割合の推移を見ることで、女性活躍の推進に向けた「働きやすさ」と「働きがい」に関するバランス良い支援の取組の成果を測ることができます。 ④職員1人当たりの年間総時間外勤務時間数の対前年度縮減率の推移を見ることで、長時間勤務の是正による、時間に制約のある職員を含むすべての職員が十分な能力を発揮できる職場環境の構築に向けた取組の成果を測ることができます。	①2.34% (平成 29(2017)年度) ②23.3% (平成 29(2017)年4月1日) ③75.1% (平成 29(2017)年度) ④3.24% (平成 28(2016)年度)	①2.6%以上 (平成 33(2021)年度) ②30%以上 (平成 34(2022)年4月1日) ③80%以上 (平成 30(2018)年度) ④5%以上 (平成 30(2018)年度)	①障害者雇用促進法改正により地方公共団体に義務付けられる障害者雇用率 2.6%以上を目標とします。 ②平成 30(2018)年3月策定の第4期川崎市男女平等推進行動計画において設定する目標との整合を図り、30%以上をめざします。 ③④「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」において設定する目標との整合を図り、平成 30(2018)年度の目標値をそれぞれ設定します。 なお、平成 33(2021)年度の目標値については、「(仮称)第2期川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」の策定にあわせ設定します。
3 ワーク・ライフ・バランスの推進 (総務企画局)				
①職員の配偶者の出産特別休暇完全取得率 ②男性職員の育児参加特別休暇完全取得率 ③男性職員の育児休業等取得率 ④年次休暇取得日数割合 (※いずれも他任命を含む。) 算出方法 ①②子の出生があった男性職員数に対する特別休暇完全取得者数の割合 ③子の出生があった男性職員数に対する育児休業、部分休業取得者数の割合 ④年次休暇取得総日数を職員数で除算して算出	これらの数値の推移を見ることで、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組の成果を測ることができます。	①59.0% ②25.6% ③12.5% ④66.1% (13.2日) (平成 28(2016)年度)	①70%以上 ②30%以上 ③12%以上 ④80% (16日)以上 (平成 31(2019)年度)	「第4期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」において設定する目標との整合を図り、平成 31(2019)年度の目標値をそれぞれ設定します。 なお、平成 33(2021)年度の目標値については、「(仮称)第5期川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」の策定にあわせ設定します。

取組 3 - (3) 職場起点の業務改善の推進に向けた職員の改革意識・意欲の向上

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	現状値	目標値 (平成 33(2021)年度)	目標値の考え方
1 職員の改善意識・意欲の向上と職場改善運動の推進 (総務企画局)				
問題意識を持って積極的に業務改善に取り組んでいると考える職員の割合 (働き方についてのアンケート調査)	全ての職員が改善意識を高め業務改善を積極的に実践するように、職員の改善意識・意欲の向上と職場改善運動の推進に取り組んでおり、「問題意識を持って積極的に業務改善に取り組んでいると回答した職員の割合」の推移をみることで、取組の成果を測ることができます。	71.2% (平成 29(2017)年度)	80%以上	毎年度、前年度以上の割合とすることをめざし、平成 33(2021)年度には 80%以上とすることを目標とします。
算出方法 職員に対する「働き方についてのアンケート調査」(無作為抽出 3,000 人)で、「問題意識を持って積極的に業務改善に取り組んでいるか。」という設問に対し、「そう思う」又は「やや思う」と回答した職員の割合				

川崎市行財政改革第2期プログラム

平成30(2018)年3月

【お問い合わせ先】

川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室

電 話 : 044-200-2050

F A X : 044-200-0622

E-mail : 17manage@city.kawasaki.jp

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市